

第2期美咲町地域福祉活動計画

令和2年度～令和6年度



美咲町社協キャラクター みしゃモン

社会福祉法人
美咲町社会福祉協議会

はじめに

～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう

お互いが支えあっていく地域社会をめざして～



少子高齢化が一層進むなか人口減少が急速に進行するとともに、生活様式の変化、核家族化等による社会環境の変化、また人々の考え方、価値観の相違等多様な社会に変容して、私たちの暮らし方にも様々な問題、課題が生じて来ております。

こうした社会情勢の変化によって、福祉ニーズは、ますます複雑かつ多様化しています。

この度、第2期美咲町地域福祉活動計画(以下「第2期活動計画」という。)を策定しました。この第2期活動計画は、地域住民、当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者や各種ボランティア、NPO、さらには保健、医療、福祉の関係機関等が集いお互いに協力して策定する行動計画であります。

その目指すものは「住み慣れた地域における普段の暮らしの幸せづくり“ふだんのくらしのしあわせ”」であります。

すべての人がそれぞれの違いや価値観を認め合い、共に生きる心を育みながら、広く人権が尊重され心豊かな地域づくり、暮らしづくりに熱い思いを持った地域住民の皆さんが協働して地域福祉の推進を目指すことにより、目指すべきゴールは見えてくるのではないのでしょうか。

これからも美咲町社会福祉協議会では町民の皆様と共に計画に盛り込まれた多くの事業を職員一体となり着実に進めてまいります。今後とも地域福祉の推進に、地域住民の皆さん、団体、ボランティア、団体機関、行政等の連携や協力が不可欠でありますので、尚一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なご協力をいただきました策定委員の皆様をはじめ、ふれあいサロン団体、小地域ケア会議、社協会員、保育園、小中学校の関係者及び13地区での座談会への参加等多くのご協力をいただきました町民の皆様、また関係者の皆様にご心より感謝申し上げます。

社会福祉法人美咲町社会福祉協議会 会長 赤堀忠利

第2期美咲町地域福祉活動計画に携わって



はじめに、第2期美咲町地域福祉活動計画(以下「第2期活動計画」という。)策定にご協力いただいた関係各位、住民の皆さんに、策定委員会を代表いたしまして、心から感謝申し上げます。

第2期活動計画の策定に携わらせていただき、当初は『福祉』とは何かから入らなくてはならず、これはとんでもない席に座ってしまったと感じました。しかし、そんな思いとは裏腹に、社会福祉協議会の皆さんの力添えで前に進む事が出来ました。第2期活動計画策定に当たり、最初に地域の方々の声を

聞く事から始め、町内、旧小学校区単位の13地区において住民座談会を開き、地域の「地域の良いところ」「地域の困りごと」「これからの地域に必要な取り組み」の3つのテーマをグループごとにワークショップを行いました。策定委員から「住民の皆さんの声は素晴らしい宝物」という声があがり、我々策定委員会はこの宝物を住民の皆さんの声を種として蒔き、水をやり、芽を出し、花を咲かせて又その花を地域の皆さんに届ける、そんな使命感を強く感じずにはいられませんでした。

策定委員会は行政、地域の代表を含む13名の策定委員と13名の社協職員によるプロジェクトチーム(PT)、オブサーバーとして美作大学の小坂田先生の総勢27名で構成されています。多くの課題の中、4つの部会に分け、部会ごとに活動計画を練り、全体会議にかけ、策定委員会の共有事項として確認しながら進め予定の会議時間をオーバーすることも多々ありました。何せ今後5年間の活動計画ともなると資料も会議ごとに増え大変でしたが、これもPTメンバーによる日々の時間をやり繰りし頑張ってくれたお陰で会議が滞る事なく進めることが出来ました。策定委員会のメンバーも初回よりは段々と慣れ会議の進み方にも流れが出てきた様に思います。5年間の活動計画に基づき、事業評価の実施を行い、PDCA サイクルを取り入れ、策定委員メンバーを評価委員会として末永く活動計画を見続けていく体制も整っております。策定委員会は、活動計画が実った時点からが本当のスタートとなり、評価委員会と名を変え、メンバーも一つのチームとしてこれからも、いつまでも見守っていく活動計画になっております。

「住み慣れた町で、住みやすい地域づくり、安心して暮らせる美咲町を目指して」多くの方の力を集めて策定した計画を絵に描いた餅にしないよう、住民の皆さんの力を結集し、共に進めていきたいと思っております。

第2期美咲町地域福祉活動計画策定委員会 委員長 **藤原信行**

誰もが生き生きと暮らせる「地域共生社会」の実現を目指して —第2期地域福祉活動計画が目指す住民が主人公のまちづくり—



令和2年度から令和6年度までの5年間を見据えた地域福祉活動計画として「第2期美咲町地域福祉活動計画」が策定されました。この計画は、これまで美咲町社会福祉協議会が進めてきた「第1期美咲町地域福祉活動計画」による地域福祉活動の成果と課題を踏まえて、さらにこれからの5年間の美咲町の地域福祉を進めていくための羅針盤としての役割を持つ計画です。これから5年後の美咲町を思い浮かべてみてください。皆さんにはどんな地域や暮らしが見えるでしょうか？

急速に少子高齢化、人口減少が進む美咲町では、これからの5年間は、みなさんの予想を超えた今以上の変化が起こり、様々な地域課題や生活問題が生まれていくと予想されます。こうした状況を乗り越え、5年後、地域での生き生きとした暮らしを美咲町に実現していくためには、無計画に取り組んで行くのではなく、現状をしっかりと見据え、5年後に向けてのビジョンを持って、計画的に取り組んで行くことが必要です。そのための計画がこの「第2期美咲町地域福祉活動計画」です。美咲町社会福祉協議会が、地域福祉に取り組んで行くための「羅針盤」としての役割を持つきわめて重要な計画です。

この羅針盤を頼りに美咲町の住民の皆さん、社会福祉協議会、行政、民間団体、NPO、商店、企業、ボランティア等、様々な人たちが、それぞれの立場や領域の違いを越えて知恵を出し合い、手をつなぎ合い、主体的に地域福祉活動に参加し、取り組みを進め、この活動計画の終了期間である5年後、子どもから高齢者まで誰もが、生き生きと共に暮らせる「地域共生社会」の美咲町が実現していることを心から期待しています。

まだ見ぬ5年後に向けて、「第2期美咲町地域福祉活動計画」を羅針盤として、新たな一歩を「All 美咲町」で踏み出して行きましょう。

この計画策定に関わった策定委員の皆さんを始め、すべての皆さんの真摯な姿勢から、他に見ないすばらしい地域福祉活動計画になったことをお伝えして結びとします。

美作大学生活科学部社会福祉学科 特任教授 **小坂田稔**

地域福祉活動計画 目次

| | |
|------------------------------------------------|------------|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| (1) 地域福祉とは | 2 |
| (2) 社会福祉協議会とは | 2 |
| (3) 地域福祉活動計画の趣旨 | 2 |
| (4) 行政計画との関連 | 3 |
| (5) 計画の期間 | 3 |
| (6) 圏域の捉え方 | 4 |
| (7) 策定体制 | 4 |
| (8) 課題の把握方法 | 4 |
| 第2章 地域福祉活動の現状と課題 | 5 |
| (1) 第1期美咲町地域福祉活動計画の評価から | 6 |
| (2) 美咲町の現状 | 7 |
| (3) 住民座談会・アンケート調査等の実施状況 | 11 |
| (4) 第2期美咲町地域福祉活動計画に反映させる課題 | 23 |
| 第3章 計画の基本事項 | 26 |
| (1) 基本理念 | 27 |
| (2) 基本目標 | 27 |
| (3) 計画の体系 | 28 |
| (4) 計画の理解と普及 | 30 |
| (5) 計画の進捗管理 | 30 |
| (6) 事業評価の体制 | 30 |
| 第4章 実施事業・活動の推進 | 31 |
| (1) 実施事業・活動の選定理由と方法 | 32 |
| (2) 実施事業計画 | 32 |
| 第5章 参考資料 | 131 |
| (1) 策定委員会設置要綱 | 132 |
| (2) 策定委員名簿 | 134 |
| (3) プロジェクトチーム (PT) 名簿 | 134 |
| (4) 各部会名簿 (子ども部会、高齢者部会、障がい者部会、権利・生活困窮部会) | 135 |
| (5) 策定委員会・作業部会経過 | 136 |
| (6) 住民座談会概要 | 139 |

<「障がい」の表記について>

第2期美咲町地域福祉活動計画では、「障害」という用語を、法律や団体名等に規定されている場合を除き、「障がい」とひらがなで表記しています。

<注釈について>

各ページに用語の説明が必要であると思われる用語に注釈を付けています。一番初めに該当用語が出てきたページに記載しています。

例 (注1)NPO:民間の非営利組織のこと。

第1章

計画の概要

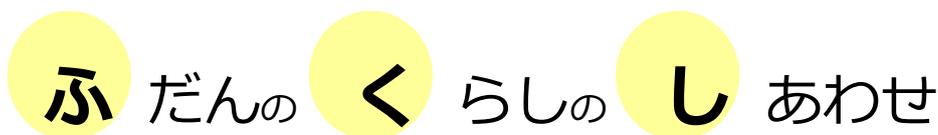


(1) 地域福祉とは

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。そのためには行政や民間事業者等による公的なサービスの提供だけでなく、障がいの有無等個人の状況に関わらず、地域の一員として、すべての人たちがお互いに助けあい、支えあうことが大切となります。「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようお互いが支えあっていく」関係・仕組みづくりが求められています。

地域福祉とは、このような地域社会を実現するための取り組みのことをいいます。

住み慣れた地域における普段の暮らしの幸せづくり



(2) 社会福祉協議会とは

「誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくり」をめざし、住民の皆さんと共に地域福祉を推進する民間の福祉団体であり、社会福祉法 第109条「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明記され、『地域福祉』を推進する唯一の団体です。

住民の皆さんが抱えている様々な問題を地域全体のものとして考え、解決に向けて、住民の皆さん・専門職・各種団体と協働して取り組んでいます。



(3) 地域福祉活動計画の趣旨

地域福祉活動計画は、地域住民・当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者や各種のボランティア・NPO^(注1)さらには保健・医療・福祉の専門機関等が集い、相互に協力して策定する民間の行動計画(アクションプラン)です。

その大きな特徴は、住民の声が反映された計画であり、文字通り、住民が地域で福祉活動を行うためのアクションプランであるといえます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指して、地域の支えあいや助けあい体制を強化するとともに、地域福祉を推進していくことを目的として、美咲町社会福祉協議会(以下「美咲町社協」という。)が策定します。

(注1)NPO: 民間の非営利組織のこと。

(4) 行政計画との関連

第2期美咲町地域福祉活動計画(以下「第2期活動計画」という。)は、地域住民・当事者をはじめとする地域において福祉活動を行う関係者や各種のボランティア・NPOさらには保健・医療・福祉の専門機関等と地域福祉を推進していくために、連携・協働に向けて具体的な活動や実践について考える民間の行動計画です。

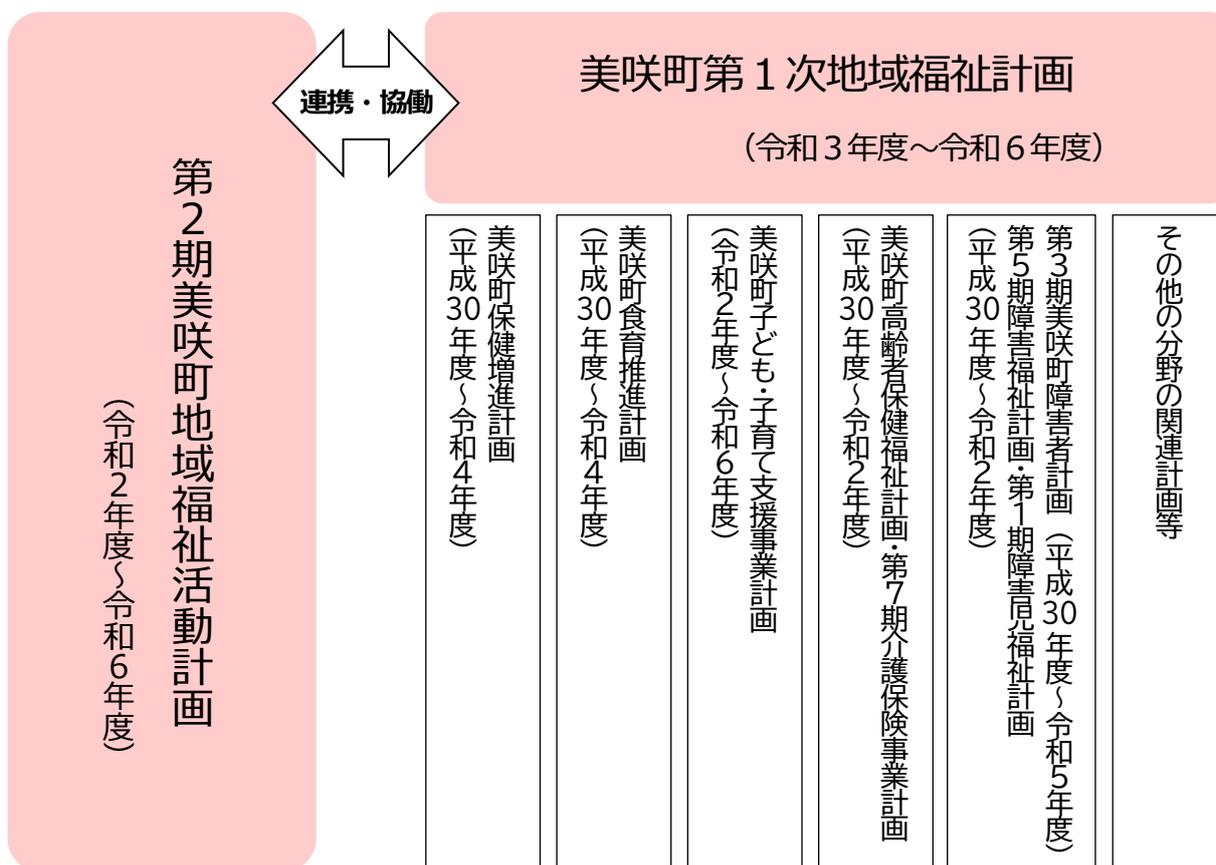
また、美咲町第1次地域福祉計画は、地域福祉を推進していくための理念や福祉ビジョンを定めつつ、その実現のための基盤や体制づくり、施策等の総合的な方向性を明らかにした行政計画です。

この2つの計画は、連携・協働の関係にあり、相互に補完しあいながら計画を一体的に推進し、地域福祉の向上を目指すものであり、住民主体の取り組みを支援するものです。

◆社会福祉協議会と行政との関連イメージ

美咲町社会福祉協議会

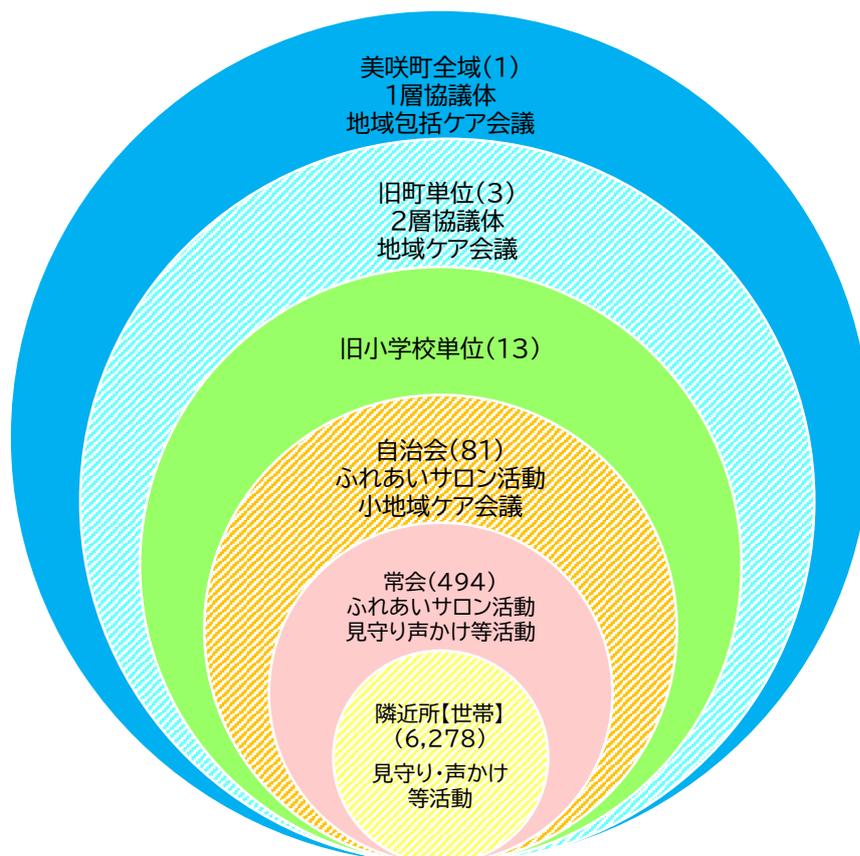
美咲町



(5) 計画の期間

第2期活動計画の実施期間は、令和2年度～令和6年度までの5年間を期間とします。ただし、策定委員による中間(令和4年度)と最終(令和6年度)の評価や関係法令・制度の改正、社会情勢、課題や取り組みの成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合性を図りながら、必要に応じて見直し・改善を検討するものとします。

(6) 圏域の捉え方



(7) 策定体制

第2期活動計画策定にあたり委員として、地域福祉関係(自治会長、民生委員)、地域・子育て支援関係、地域・障がい者支援関係、地域・高齢者支援関係、地域・権利擁護関係、行政から選出し、第2期活動計画策定委員会を設置しました。

また、委員には子ども、高齢者、障がい者、権利・生活困窮の4部会に所属していただき、地域福祉の推進に向けた課題や提案等をいただきました。

(8) 課題の把握方法

第2期活動計画策定にあたり、先ず社協役員並びに策定委員、行政職員を対象に勉強会を開催し、課題把握のための住民座談会実施に向けた手法について学び、統一した手法で進める準備をしました。

次に、ふれあいサロン団体、小地域ケア会議、社協会員、保育園・小学校・中学校の保護者、夏のボランティア体験(以下「夏ボラ」という。)参加の学生にアンケートを実施しました。

さらに、幅広い世代からの課題収集を行うため、旧小学校区13地区で住民座談会を実施しました。

その他、福祉関係団体、行政等各種関係機関へのヒアリング調査を実施し、課題等を把握し、各部会にて分析・検討を行いました。

第2章

地域福祉活動の現状と課題



(1) 第1期美咲町地域福祉活動計画の評価から

第1期美咲町地域福祉活動計画(以下「第1期活動計画」という。)の評価を踏まえて、引き続き第2期活動計画に反映させる課題や取り組みについて、下記のとおり整理しました。

基本目標1 ふれあい支えあう郷づくり

様々な地域課題を解決していくためには、誰もが主体的に地域活動やふれあいの機会に参加し、地域の福祉力を高めていく必要があります。高齢者・子育て・障がい当事者・難病患者等のふれあいサロンは年々増加しており、交流の機会や生きがいつくりの推進ができています。

しかし、一方では活動のマンネリ化、後継者不在といった課題もあります。「みんなで居場所をつくっていく」という意識を参加者にも持ってもらい、活動が継続していけるよう、引き続き情報交換・課題解決となるような研修会を開催していく必要があります。

基本目標2 安心して暮らせる郷づくり

地域で暮らすすべての人が安心して生活を送ることができるよう、近所での見守り活動の活性化や困りごと等の相談体制整備のため、小地域ケア会議の開催支援や権利擁護や生活困窮等総合相談の体制整備を行うことが求められます。また、防災対策やきめ細やかな情報伝達を行うため、災害ボランティアセンター設置訓練、社協だよりの発行等に取り組んでいます。

今後は小地域ケア会議の開催単位を検討し、住民主体での運営ができるよう支援すること、SNS^(注1)を利用した情報発信や相談受付等を行っていく必要があります。

基本目標3 のびのびと子どもが育つ郷づくり

美咲町では高齢化率が40%を超えており、深刻な少子高齢化が進んでいます。また、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

民間団体とともに気軽に親子で訪れ、子育て経験を聞いたり悩みを共有できる場として、みさきおやこひろば「ほっと・るーむ」を立ち上げて、地域における子育て支援の推進を図っています。

今後は地域において子育て支援を行っている各種関係機関団体との連携や世代間交流を強化し、子どもを育む地域づくりを推進していく必要があります。

基本目標4 助けあい共に育つ人づくり

地域福祉をより充実させていくためには、住民の福祉活動やボランティアの育成、福祉教育の推進が必要です。ボランティアセンターの設置や生活支援サポーター養成講座、小中学校での福祉教育等を行っていますが、多様な福祉課題・生活課題や法改正によるニーズの増加について、十分な対応ができていない現状があります。

子どもから高齢者まで「困ったときはお互い様」「共に支えあい助けあい生きる」といった意識を育み、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、福祉教育プログラムの作成やボランティアセンター機能の充実を図っていく必要があります。

(注1) SNS: ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上で人と交流をするサービスのこと。

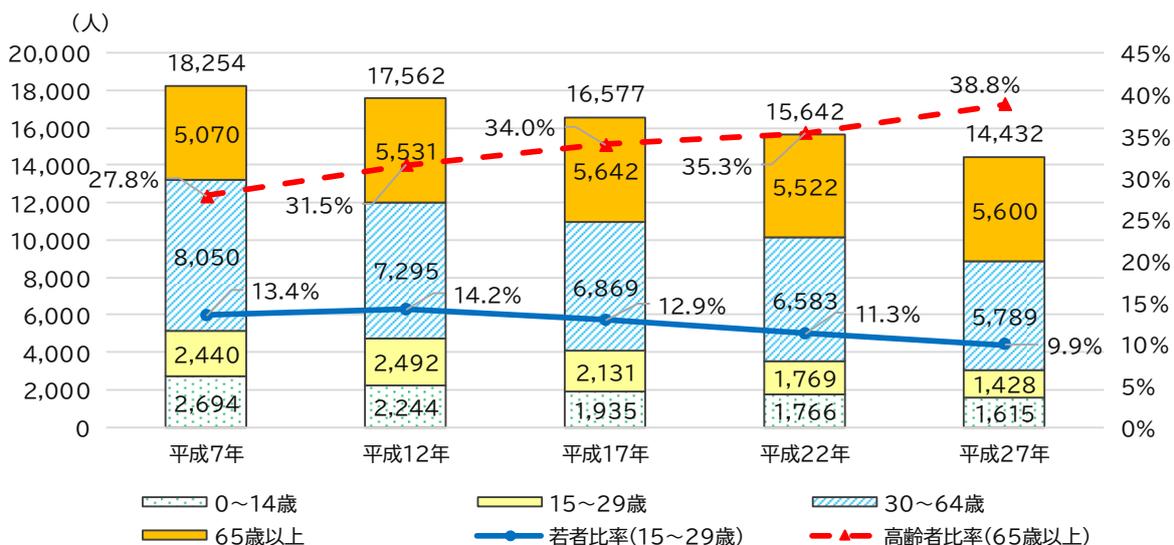
(2) 美咲町の現状

①人口・世帯数の推移

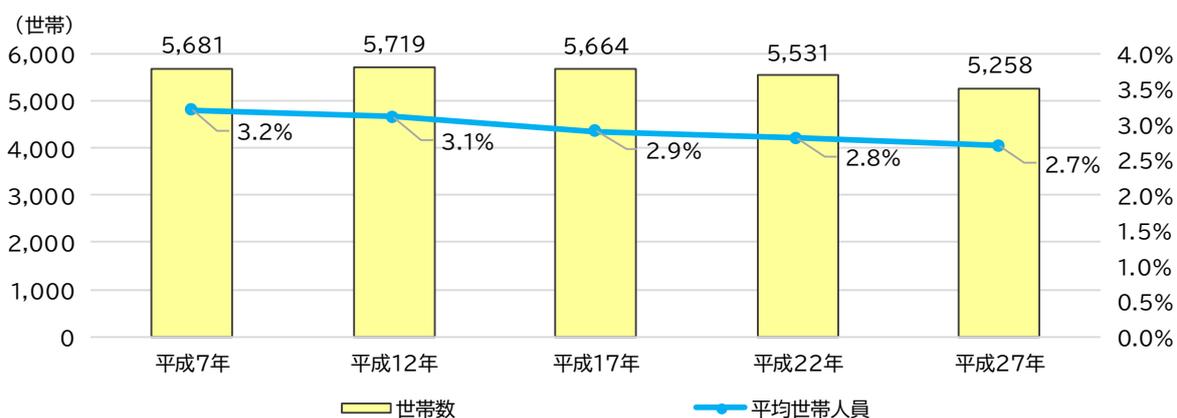
美咲町の総人口は、平成27年10月1日の国勢調査によると、14,432人となっており、減少し続けています。

また、世帯数は平成12年にかけて増加していましたが、平成17年以降減少に転じ、平成27年では5,258世帯となっています。

◆人口推移



◆世帯数の推移



②高齢者の人口推移

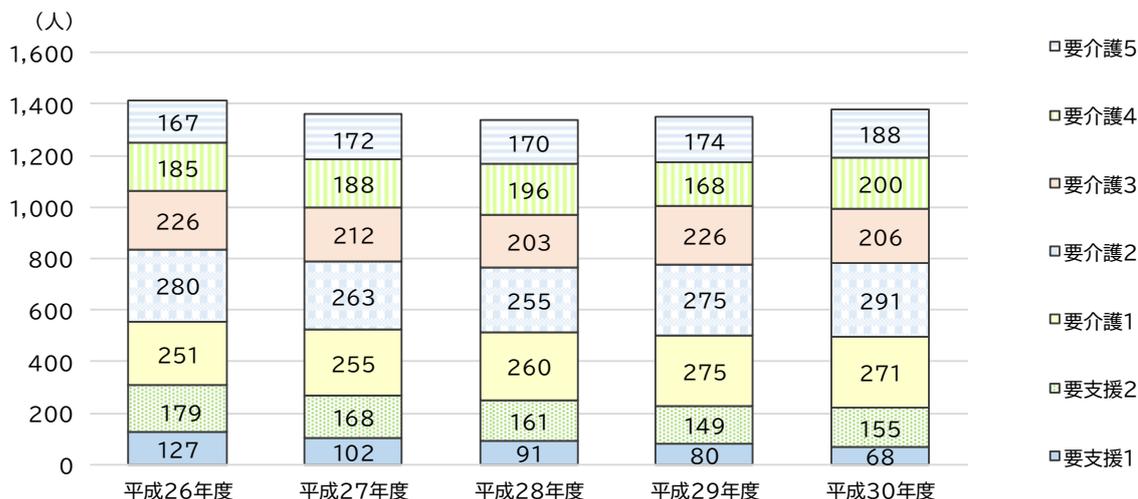
高齢者の人口推移を見ると、平成17年にかけて増加しています。人口は減少しているものの高齢者人口は増加傾向にあることから、人口構成比は、高齢化率が平成7年の27.8%から平成27年には38.8%と大幅に拡大しています。



③要支援・要介護認定者数の推移

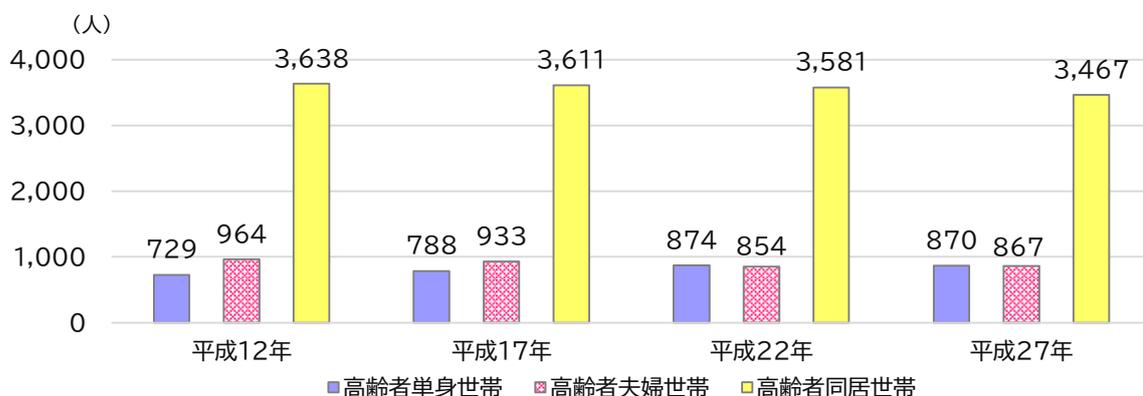
介護保険制度における要支援・要介護認定者数は、要支援1・2の認定者数は減少傾向にあり、平成30年度では、要支援1が68人、要支援2が155人となっています。

一方要介護1～5の認定者数は増加傾向にあり、要介護2の認定者が最も多く、平成30年度では291人となっており、要介護1～5の合計認定者数は1,156人となっています。



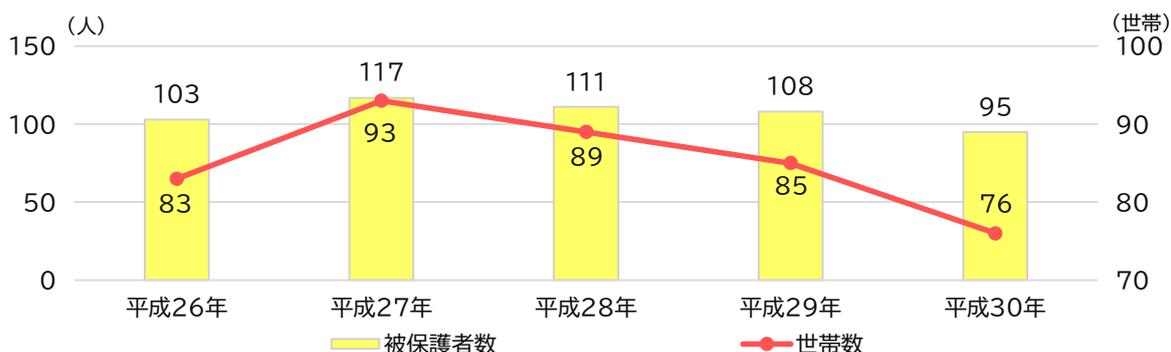
④ 高齢者単身世帯数・高齢者夫婦世帯数の推移

高齢者夫婦世帯、高齢者同居世帯が年々減少傾向にある一方、高齢者単身世帯は年々増加傾向にあり、独居高齢者が増えていることが分かります。



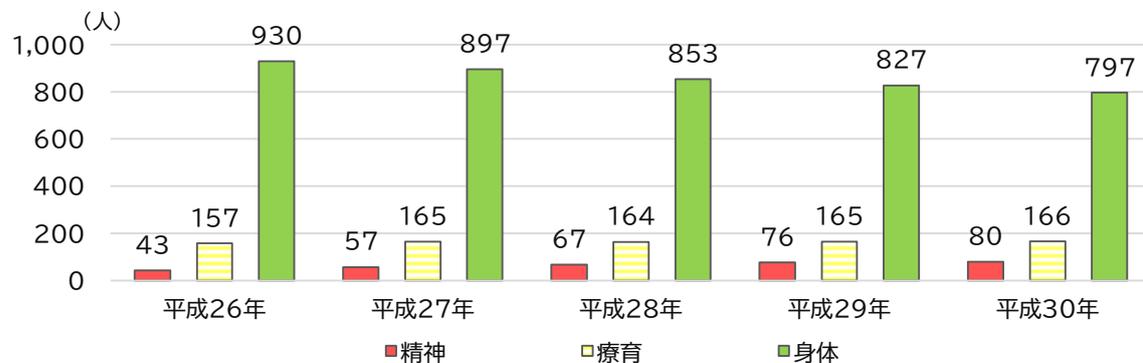
⑤ 生活保護受給者・世帯数の推移

生活保護受給者数及び世帯数は、平成27年の93世帯、117人をピークに減少を続けています。



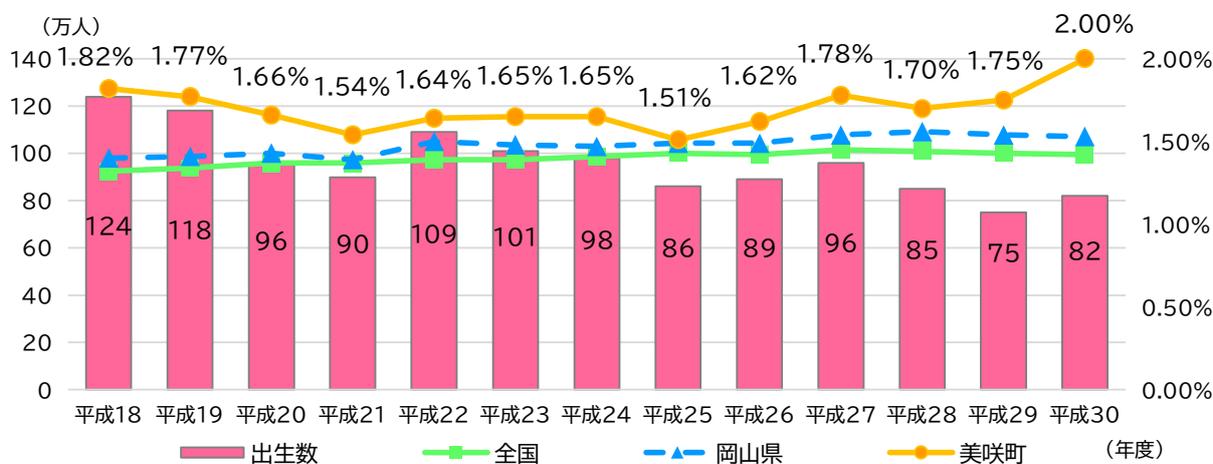
⑥ 障害者手帳保有者数の推移

障害者手帳保有者数を見ると、身体障害者手帳保有者数は減少しており、療育手帳保有者数はほぼ横ばい傾向にあります。一方精神障害者保健福祉手帳保有者数は年々増加傾向にあります。



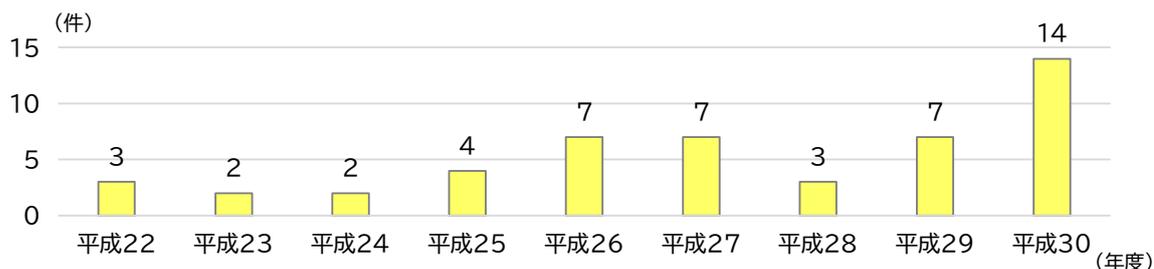
⑦合計特殊出生率^(注2)の推移

全国的に少子化が進行する中、美咲町では合計特殊出生率は国や県の平均を上回っていますが、人口を維持するために必要となる2.07には至っていません。



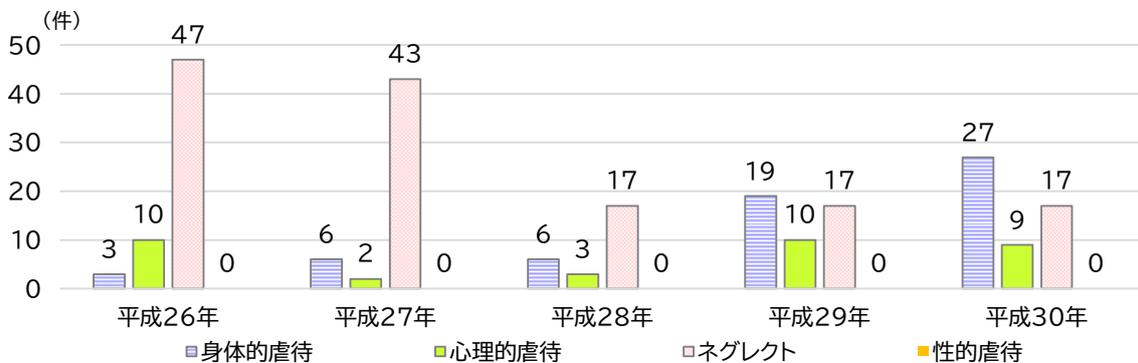
⑧高齢者虐待相談・通報受付件数の推移

高齢者虐待相談・通報受付件数は年々増加しており、平成30年度では14件になっています。



⑨要保護（児童虐待と認定された）児童の推移

要保護児童の件数は、平成26年から平成28年まではネグレクト^(注3)の件数が最も多くなっていましたが、ネグレクトの件数は年々減少傾向にあり、一方で身体的虐待の件数が年々増加し、平成29年以降は身体的虐待の件数が最も多くなっていきます。



(注2)合計特殊出生率:15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均のこと。

(注3)ネグレクト:虐待のひとつ。保護者や介護者による養育や介護の放棄。この場では育児放棄を指す。

(3) 住民座談会・アンケート調査等の実施状況

① 住民座談会実施状況とその結果

< 住民座談会 >

地域住民・団体等と一緒に福祉のまちづくりに取り組むために、各自治会の協力のもと、旧小学校区(13地区)で座談会を実施しました。座談会ではワークショップ^(注4)を行い「地域の良いところ」「地域の困りごと」「これからの地域に必要な取り組み」について話しあいました。

◆ 住民座談会参加状況

| 地区 | 日時 | 場所 | 参加人数 |
|----------|-----------------------------|--------------|------------------|
| 柵原(本庁地区) | 令和元年6月30日(日) 9:00~11:00 | 藤原平成会館 | 100人 (住民69人) |
| 江与味地区 | 令和元年7月7日(日) 9:30~11:30 | 江与味ふれあい会館 | 70人 (住民46人) |
| 倭文西地区 | 令和元年7月12日(金) 19:00~21:00 | 北ふれあい館 | 95人 (住民60人) |
| 南和気地区 | 令和元年7月14日(日) 10:00~12:00 | 南和気荘 | 58人 (住民33人) |
| 打穴地区 | 令和元年7月27日(土) 9:00~11:00 | 旧打穴小学校体育館 | 63人 (住民39人) |
| 大井和地区 | 令和元年7月27日(土) 15:00~17:00 | 大井和老人憩いの家 | 50人 (住民30人) |
| 加美地区 | 令和元年8月1日(木) 18:30~20:30 | 小原老人憩いの家 | 54人 (住民27人) |
| 西川地区 | 令和元年8月4日(日) 9:00~11:00 | 旭町民センター | 54人 (住民30人) |
| 井和地区 | 令和元年8月4日(日) 13:30~15:30 | あさひが丘 | 75人 (住民54人) |
| 北和気地区 | 令和元年8月17日(土) 9:00~11:00 | 北和気コミュニティハウス | 48人 (住民22人) |
| 三保地区 | 令和元年8月24日(土) 19:00~21:00 | 中央公民館 | 42人 (住民22人) |
| 吉岡地区 | 令和元年9月14日(土) 9:00~11:00 | 農業公社(周佐) | 53人 (住民27人) |
| 飯岡地区 | 令和元年10月5日(土) 9:30~11:30 | 飯岡老人憩いの家 | 66人 (住民46人) |
| | | 合計 | 828人 (住民505人) |

(注4)ワークショップ:参加者が主体的に意見交換等を行う参加型のグループ学習のこと。

座談会でいただいた、「地域の良いところ」「地域の困りごと」「これからの地域に必要な取り組み」(上位5位)について美咲町全地区のご意見を次のとおり整理しました。そして、それぞれの意見について、策定委員から考察をしていただきました。

【地域の良いところ】

- 人とのつながり、人柄がよい
- 自然豊かで環境がよい
- 観光スポット、施設がある
- 黄福タクシー、バス等交通の便が良い
- 伝統行事や祭り等がある



【考察】

1. 人のつながり・人柄が“最高”

「おはよう」と挨拶できる関係、困っていたら「お互い様」で助けあう関係、子ども達を見守り育てるボランティア活動。まちづくりの基盤である心温かく人情味のある人々がつながり合って暮らしている町・美咲は最高です。

今後も、人と人のつながりを活かして地域福祉を一層進めていくことができます。

2. 豊かな自然に恵まれた環境が“宝物”

美しい川の流れと連なる棚田・美しい満天の星・おいしい水と空気と食べ物・緑と紅葉と白銀の野山・黄金の稲穂・豊富な山野草。一步家を出れば家の周りが宝の山になっている町・美咲は宝物です。

今後も、この宝物を活かして持続可能なまちづくりを推進していくことができます。



3. 伝統行事や祭りが“財産”

各地で古来、脈々と受け継がれてきた神社仏閣のお祭り・さくら祭り・ぼっぼ祭り・たまご祭り・協働のまちづくり協議会等による新しい行事や祭り(ほたる祭り・花火祭り・とんど祭り・棚田祭り等)。人の心をつなげることができる伝統行事やお祭りは美咲の財産です。

今後も、この財産を活かして一層強固なコミュニティ^(注5)を構築していくことができます。

4. 観光スポットや施設が“魅力”

さくらと湖の三休公園・柵原ふれあい鉱山公園・棚田百選の大坪和や小山の棚田・ラベンダーのまきばの館・中央運動公園・エイコンパーク・さつき天文台等、行ってみたいと思える観光スポットや施設が多い町・美咲は魅力があります。今後も、この魅力を活かして「行ってみたい、住んでみてよかった。」と言える元気にぎわいのある町・美咲を創造していくことができます。



5. 黄福タクシーがある“幸せ”

高齢者が買い物や病院に行きやすくなっている格安の黄福タクシーがあります。行政施策で交通弱者が低価格で利用できる交通手段がある町・美咲は幸せです。

今後も、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを感じる優しいまちづくりを目指していくことができます。

【地域の困りごと】

- 人口減少、空き家が増えた
- 草刈り、農地が荒れる
- 鳥獣被害
- 担い手不足
- 買い物に不便

**【考察】****1. 空き家の増加**

人口の流出、高齢化に伴う施設入所等で空き家が増加しています。サロン等での活用等空き家を活かした取り組みの検討が必要となっています。

2. 田畑の荒廃

空き家問題と同様に手入れが出来なくなった田畑も問題化しています。草木が生い茂ってしまうと防犯上でも危険になります。管理体制の検討が課題です。

3. 鳥獣被害

猪、鹿、ヌートリア等の獣の被害が深刻化しています。鳥獣対策の検討が必要です。

4. 担い手不足

高齢化により、地域の後継者・担い手不足が深刻化しています。地域の担い手の育成に力を入れ、人を育て巻き込む仕組みづくりが必要です。

5. 商店の減少

スーパーマーケット等お店も少なく、運転免許を返納してしまうと買い物がとても不便になってしまいます。移動販売等で移動手段がない人でも定期的な買い物が楽しめる取り組みが求められています。

【これからの地域に必要な取り組み】

- 空き家の活用、移住の誘致
- 地域行事、文化の伝承、継続
- 交通面の確保
- ジビエ料理店や加工品の販売
- 後継者の育成

**【考察】****1. 空き家活用、加工品販売**

小中学生やIターン、Uターン希望者等を対象に、林業体験やジビエ料理の体験教室や獣皮の加工等を空き家を活用して行う等、地域にあるものを活かし、美咲町に人を呼び込む取り組みの検討も必要です。

2. 地域力の向上

高齢化に伴い地域の人手不足から地域の役員等担い手の確保が必要です。地域の担い手の育成に力を入れ、人を育て巻き込む仕組みづくりが必要です。

さらに民生委員、愛育委員、老人会等協力しながら、買い物支援や見守り巡回訪問を行う等、地域力を向上していく取り組みが今後必要になってきます。

3. 後継者の育成

高齢者と子ども達の交流促進により、高齢者の抱える現実の問題を、子ども達にも将来の自分たちの問題として理解してもらい、あるべき姿を考える機会をつくる必要があります。また、福祉課題は特殊な問題ではなく、自分たちの身の回りにある日常的な身近な課題であることを理解してもらうことも必要です。

(注5)コミュニティ: 人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。

座談会でいただいた、「地域の良いところ」「地域の困りごと」「これからの地域に必要な取り組み」(上位5位)について地域・地区別のご意見を次のとおり整理しました。

<中央地域>

加美地区

| 地域の良いところ | 地域の困りごと | これからの地域に必要な取り組み |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1. 交通の便利が良い 2. お祭り等イベントが盛ん 3. サロンをしている 4. 三世代交流が盛ん 5. 小学校・中学校ほか公共施設がある | 1. 獣が多い 2. 商店が少なくなり活気がなくなった 3. 老人世帯が増えた 4. 空き家が多くなった 5. 子どもが少なくなった | 1. 空き家を利用してカフェ等で活性化 2. 働ける場所づくり 3. 処理加工施設 4. 特産物の開発 5. 若者定住 |

三保地区

| 地域の良いところ | 地域の困りごと | これからの地域に必要な取り組み |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 1. 自然が豊か 2. 伝統行事が今も続いている 3. 三世代交流がよく行われている 4. 農業資源が多くある 5. 特養等介護施設がある | 1. 独居の方が多い 2. 地域の役員の担い手がいらない 3. 農業の担い手不足 4. 道路事情が悪い 5. 耕作放棄地が増えた | 1. お助け隊をつくる 2. 働く場所、企業誘致 3. 医療施設の誘致充実 4. 商業施設をつくる 5. ジビエ料理 |

打穴地区

| 地域の良いところ | 地域の困りごと | これからの地域に必要な取り組み |
|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 自然、緑が多い 2. 伝統行事がある 3. サロン、通いの場が活発 4. さくらの実がある 5. ホタルが多い | 1. 草刈りが大変 2. 鳥獣被害 3. 店がなく買い物が不便 4. 若者が少ない 5. 空き家が多い | 1. 空き家の活用 2. サロン活動を続ける 3. 伝統行事を守る、繋いでいく 4. さくらの実を活用していく 5. 草刈り隊の結成 |

大井和地区

| 地域の良いところ | 地域の困りごと | これからの地域に必要な取り組み |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 自然が豊か 2. 誇れる棚田がある、きれい 3. 伝統行事がある 4. 商店があるのが良い 5. 観光客が来る | 1. 鳥獣被害が深刻 2. 高齢者が多い 3. 農業後継者問題 4. 道の便利が悪い 5. 空き家が多い | 1. 棚田の保全、イベント 2. 空き家の有効活用 3. 草刈り応援隊をつくる 4. 小学校跡地の活用 5. 1ターナーの方が増え活性化 |

<柵原地域>

北和気地区

| 地域の良いところ | 地域の困りごと | これからの地域に必要な取り組み |
|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 郷土資料館がある 2. サロンがある 3. 県道整備、交通が便利 4. イエローパーク、アグリモモがある 5. 自然が豊か | 1. 車がないと不便 2. 人口減少、少子高齢化 3. 草刈りが大変 4. 空き家が多い 5. 獣害 | 1. サロン、通いの場等活発化 2. ジビエ料理をつくる 3. 若者定住の環境(空き家の活用) 4. 自然を利用した体験施設 5. 定期的な買い物ツアー |

南和気地区

| 地域の良いところ | 地域の困りごと | これからの地域に必要な取り組み |
|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 南和気荘がある(活動拠点) 2. サロンがある 3. 伝統行事の継承 4. 学校のパン屋さんがある 5. 自然が豊か | 1. 車がないと不便 2. 人口減少、少子高齢化 3. 草刈りが大変 4. 空き家が多い 5. 獣害 | 1. 南和気荘を中心に地域おこし 2. 南和気名物(ジビエ料理他)をつくる 3. 地域の見守り隊 4. 企業誘致(I, J, Uターン) 5. 空き家をリフォームして貸し出す |

吉岡地区

| 地域の良いところ | 地域の困りごと | これからの地域に必要な取り組み |
|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1. サロンがある 2. 交通の便が良い 3. 伝統行事の継承 4. 災害が少ない 5. 農協支所がある | 1. 車がないと不便 2. 少子高齢化 3. 草刈りが大変 4. 空き家が多い 5. 獣害 | 1. 黄福タクシーを増やす 2. 買い物ツアー 3. 空き家の活用 4. 耕作放棄地の活用 5. 地域の連携強化 |

本庁地区

| 地域の良いところ | 地域の困りごと | これからの地域に必要な取り組み |
|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 公共施設がある 2. お店がある 3. 地域行事がたくさんある 4. 地域活動に参加する人が多 5. 自然が豊か | 1. 空き家が多い 2. 草刈りが大変 3. 車がないと不便 4. 災害が心配 5. 獣害 | 1. 空き家対策(カフェ他) 2. 若い世代の受け入れ 3. 自然を使ったイベント 4. みんなで集まれる場所づくり 5. 人材育成 |

飯岡地区

| 地域の良いところ | 地域の困りごと | これからの地域に必要な取り組み |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 月の輪古墳(月の輪まつり)がある 2. サロンがある 3. 交通が便利 4. 吉井川、吉野川の景観が良い 5. 地域のまとまりが良い | 1. 商店がなく買い物に不便 2. 空き家が多い 3. 少子高齢化 4. 水害が心配 5. 獣害 | 1. 空き家の活用(古民家カフェ) 2. 観光スポット(月の輪古墳)の整備 3. 耕作放棄地の環境整備 4. みんなで集える場所づくり 5. 企業誘致 |

<旭地域>

倭文西地区

| 地域の良いところ | 地域の困りごと | これからの地域に必要な取り組み |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 人が優しい 2. 自然が豊か 3. まきばの館があるので観光客が来る 4. 三世代交流が盛ん 5. 収穫祭がある | 1. 交通の便がよくない 2. 買い物が大変 3. 若い人がいない・少ない 4. 空き家が多い 5. 働く場所がない | 1. 働く場所をつくる 2. 空き家の入居推進 3. まきばの館を中心とした観光をめざす 4. 共同生活のできる場所づくり 5. 道路整備 |

西川地区

| 地域の良いところ | 地域の困りごと | これからの地域に必要な取り組み |
|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 三世代交流がある 2. 自然が豊か 3. サロン活動がしっかりしている 4. 近所同士の助けあい 5. 地域の交流 | 1. 空き家が多い 2. 一人暮らしが多い 3. 買い物が不便 4. 子ども、若者の減少 5. 車がないと生活できない | 1. 草刈り等のお助け隊をつくる 2. 若者の定住 3. サロン行事の充実 4. 交通手段の確保 5. 三休公園、桜、ダムを生かし、観光づくりに力を入れる |

埴和地区

| 地域の良いところ | 地域の困りごと | これからの地域に必要な取り組み |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 住民同士が仲良くまとまりがある 2. 行事に参加する人が多い 3. サロン活動が活発にできている 4. 花火大会は自慢 5. 自然が素晴らしい | 1. 空き家が目立つ 2. 交通の便が悪い 3. 鳥獣害に困る 4. 買い物不便 5. 高齢化の進行 | 1. 空き家の有効活用 2. 共同生活の出来る場所がほしい 3. 生活道路の改善 4. コンビニがほしい 5. 米やブドウづくりを盛んにする |

江与味地区

| 地域の良いところ | 地域の困りごと | これからの地域に必要な取り組み |
|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 地域の交流が良い 2. 三世代交流が活発 3. ホタルがきれい 4. 自然に恵まれている 5. 人と人のつながりが強い | 1. 空き家が多い 2. 交通の便が悪い 3. 草刈りが大変 4. 買い物不便 5. 病院が遠い | 1. 空き家の活用 2. 若者の働く場所の確保 3. 一人暮らしを集めた住宅をつくる 4. Iターン・Uターンの促進 5. 特産品の充実 |

<職員研修>

| 地域の良いところ | 地域の困りごと | これからの地域に必要な取り組み |
|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 助けあいの関係が出来る 2. 自然が豊か 3. サロンが活発 4. 祭り等の地域行事が盛ん 5. 伝統行事が長続きしている | 1. 空き家が多い 2. 鳥獣害が深刻 3. 働く場が限られている 4. 買い物不便 5. 医療機関が少ない | 1. 空き家を活用し共同の場をつくる 2. 地域でお助け隊をつくる 3. 特産品開発 4. 世代間交流が盛んになる 5. 一人暮らし同士で助けあう場所 |

②アンケート調査等の結果

美咲町社協では、第2期活動計画策定にあたり、ふれあいサロンと社協会員、小地域ケア会議と自治会、保育園・小学校・中学校の保護者、夏ボラ参加の学生にアンケート調査を実施し、様々な分野からご意見をいただきました。その結果をもとに課題を抽出し、計画に反映させています。

◆回収状況

| | サロン・社協会員 | 小地域ケア会議 (自治会) | 保育園・小学校・ 中学校の保護者 | 夏ボラ |
|-----|----------|------------------|---------------------|------|
| 配布数 | 2,023 | 570 | 812 | 100 |
| 回収数 | 1,369 | 422 | 400 | 100 |
| 回収率 | 67.7% | 74.0% | 49.3% | 100% |

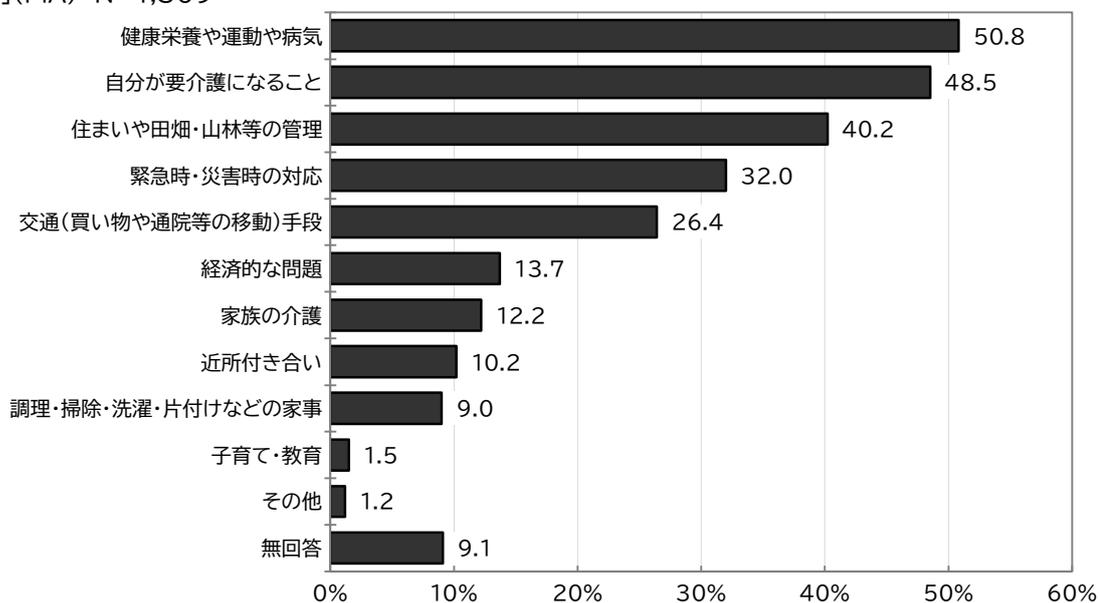
アンケートの一部を抜粋したものが次のとおりです。

【サロン、社協会員アンケート調査】

◆日常生活で不安に思っていることは何ですか？

「健康栄養や運動や病気」「自分が要介護になること」が高くなっています。

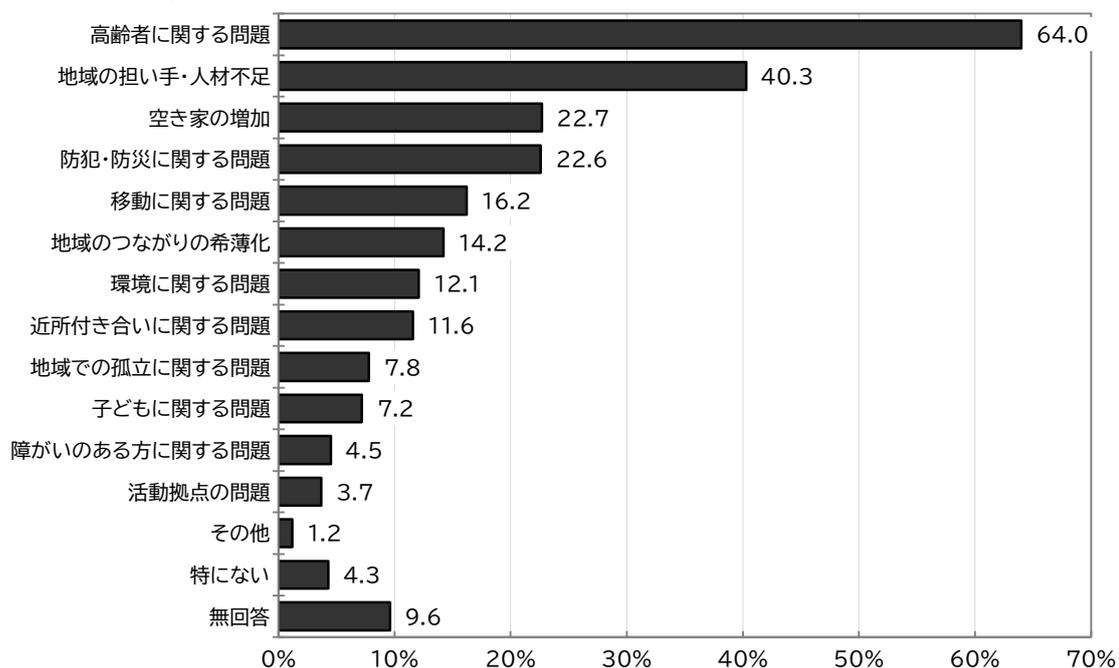
[サロン](MA) N=1,369



◆今お住いの地域の課題は何ですか？

「高齢者に関する問題」「地域の担い手・人材不足」が高くなっています。

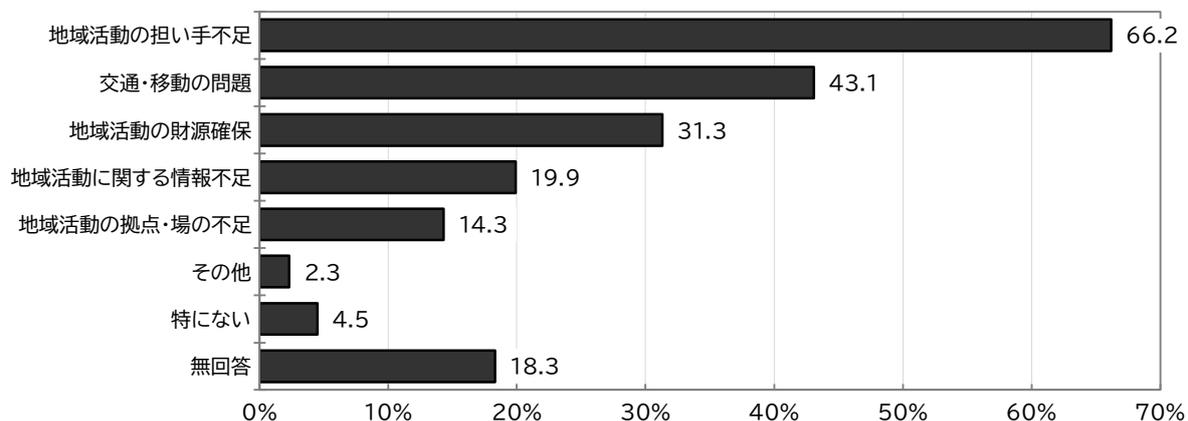
[サロン](MA) N=1,369



◆今後、地域づくりを進めていく上で課題となることは何ですか？

「地域活動の担い手不足」「交通・移動の問題」が高くなっています。

[サロン](MA) N=1,369

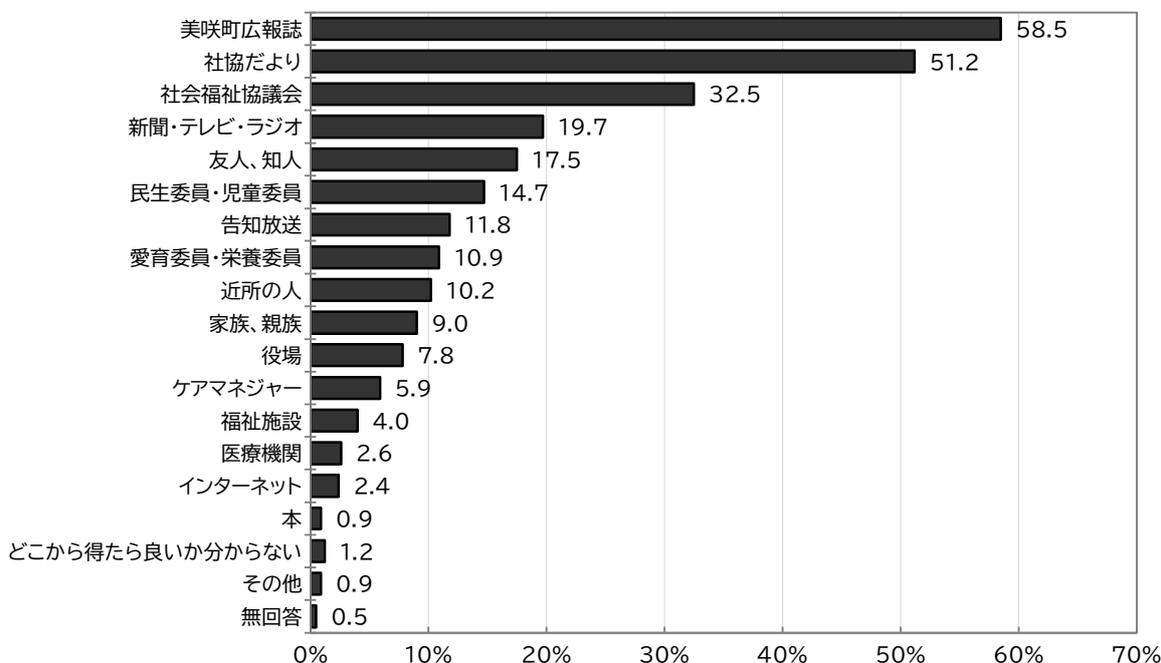


【小地域ケア会議アンケート調査】

◆「福祉の情報」を主にどこから得ていますか？

「美咲町広報紙」「社協だより」が高くなっています。

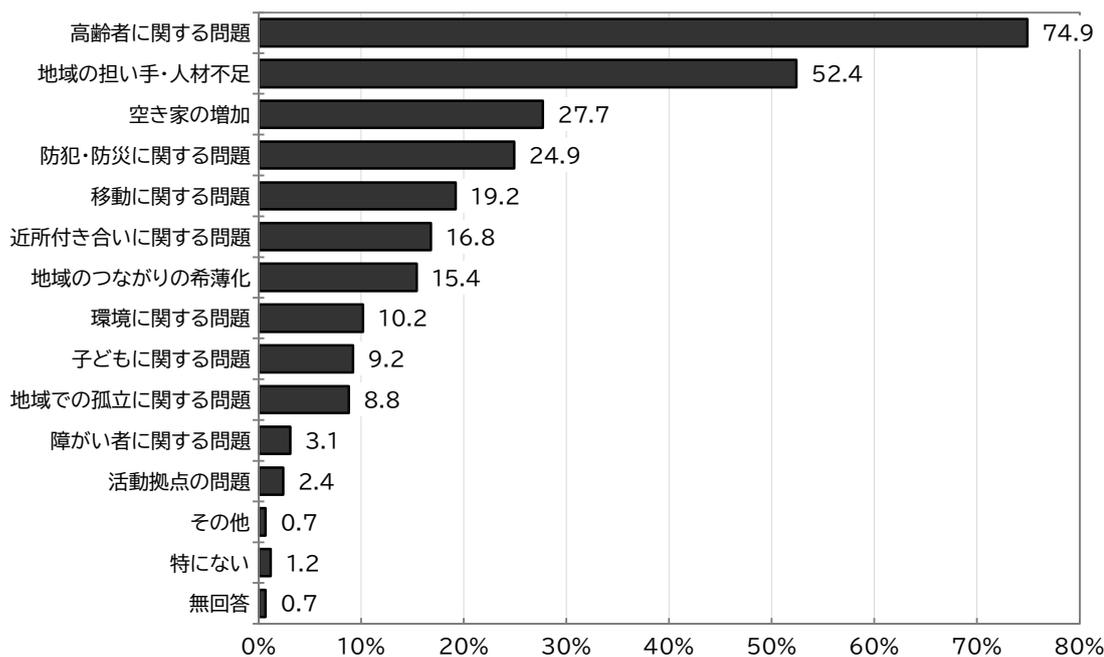
[小地域](MA) N=422



◆あなたの地域には、特にどのような課題や問題がありますか？

「高齢者に関する問題」「地域の担い手・人材不足」が高くなっています。

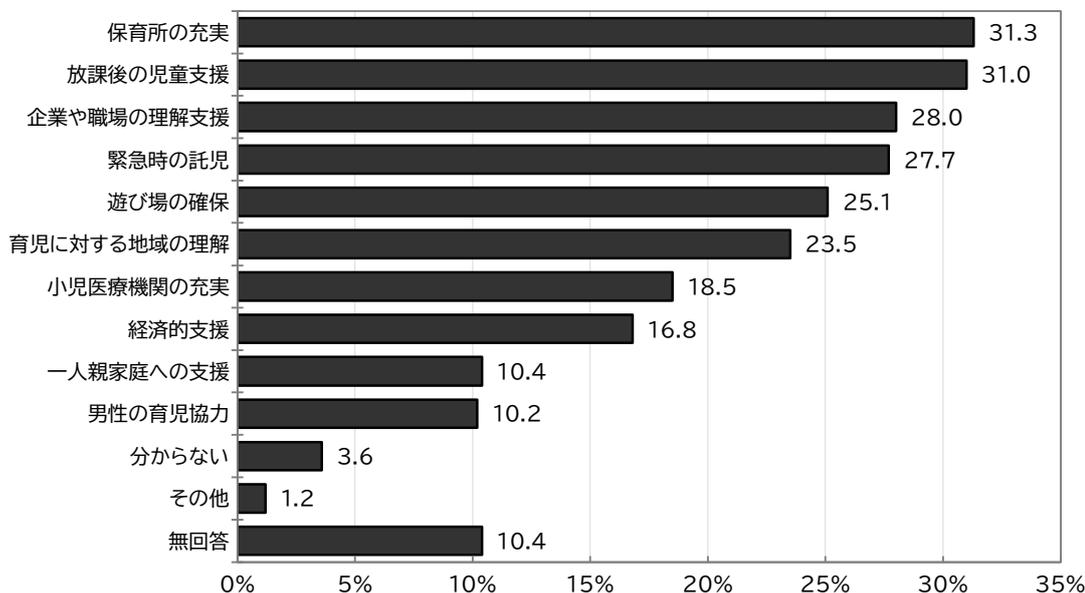
[小地域](MA) N=422



◆子育てしやすい地域づくりのために、大切だと思うことは何ですか？

「保育所の充実」「放課後の児童支援」「企業や職場の理解支援」が高くなっています。

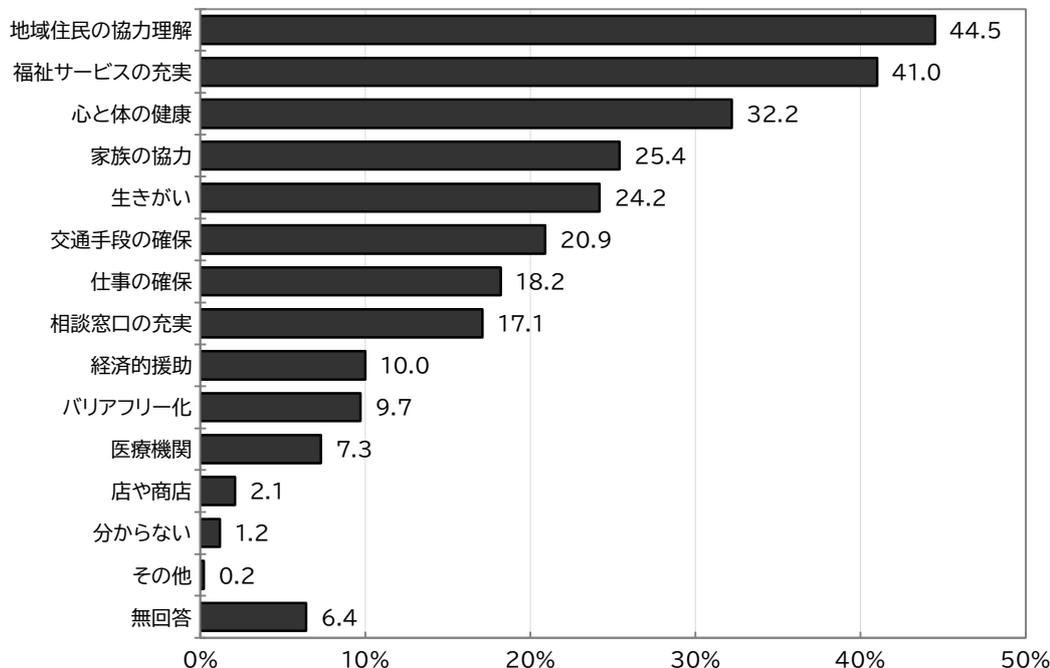
[小地域](MA) N=422



◆障がいを持つ方が地域で生活する上で、あなたが特に大切だと思うことは何ですか？

「地域住民の協力理解」「福祉サービスの充実」「心と体の健康」が高くなっています。

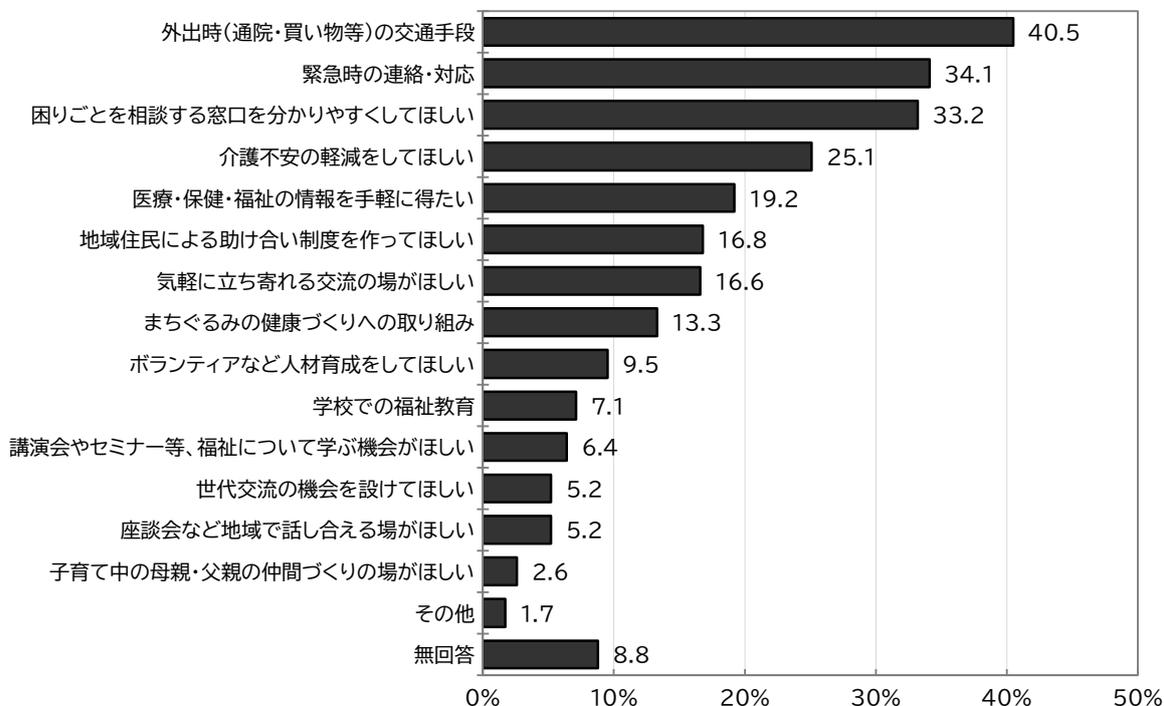
[小地域](MA) N=422



◆福祉のまちづくりのために取り組んでほしいことは何ですか？

「外出時(通院・買物等)の交通手段」「緊急時の連絡・対応」「困りごとを相談する窓口を分かりやすくしてほしい」が高くなっています。

[小地域](MA) N=422

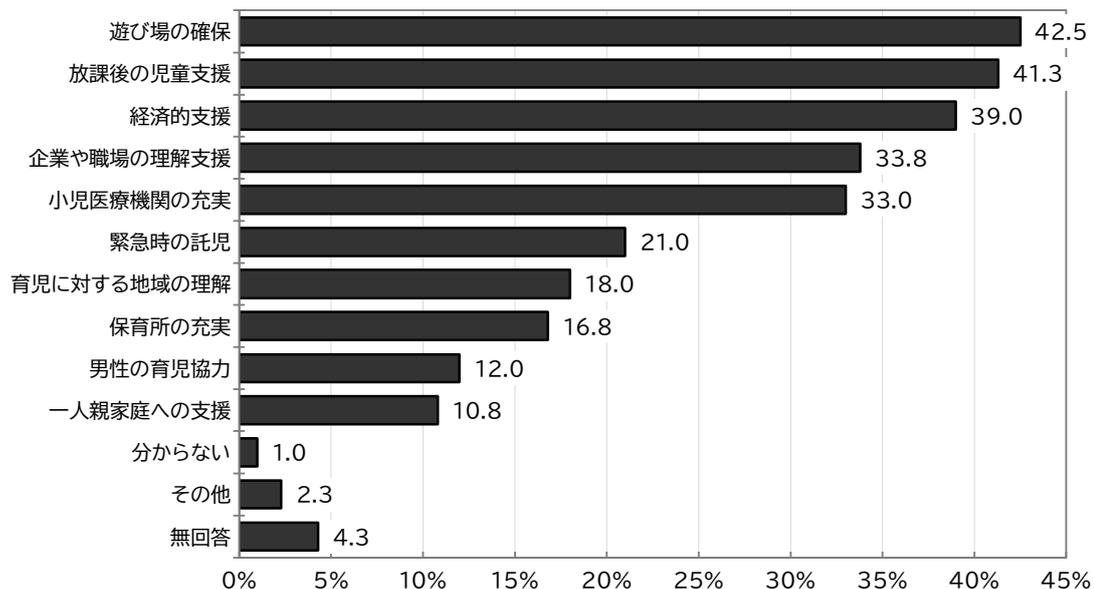


【保護者アンケート調査より】

◆子育てしやすい地域づくりのために、大切だと思うことは何ですか？

「遊び場の確保」「放課後の児童支援」「経済的支援」が高くなっています。

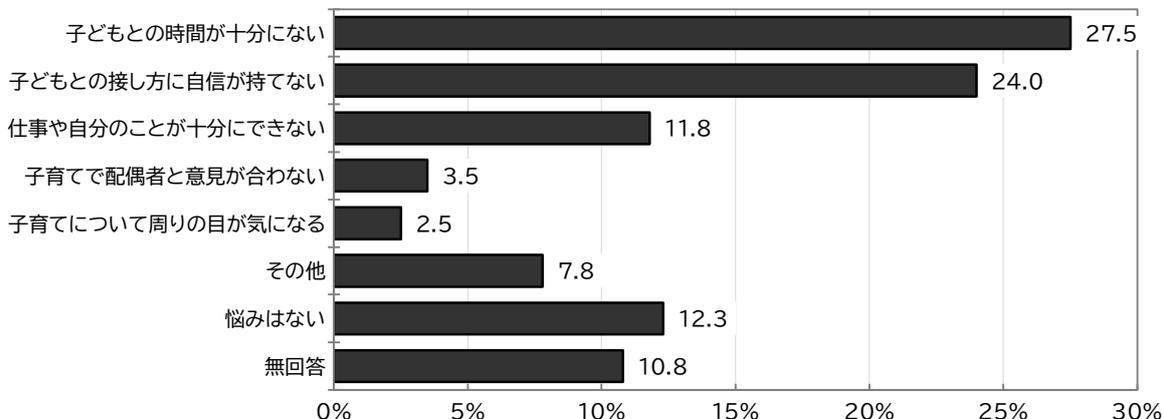
[保護者](MA) N=400



◆あなたが子育てをしていてどんなことが一番の悩みですか？

「子どもとの時間が十分でない」「子どもとの接し方に自信が持てない」が高くなっています。

[保護者](SA) N=400

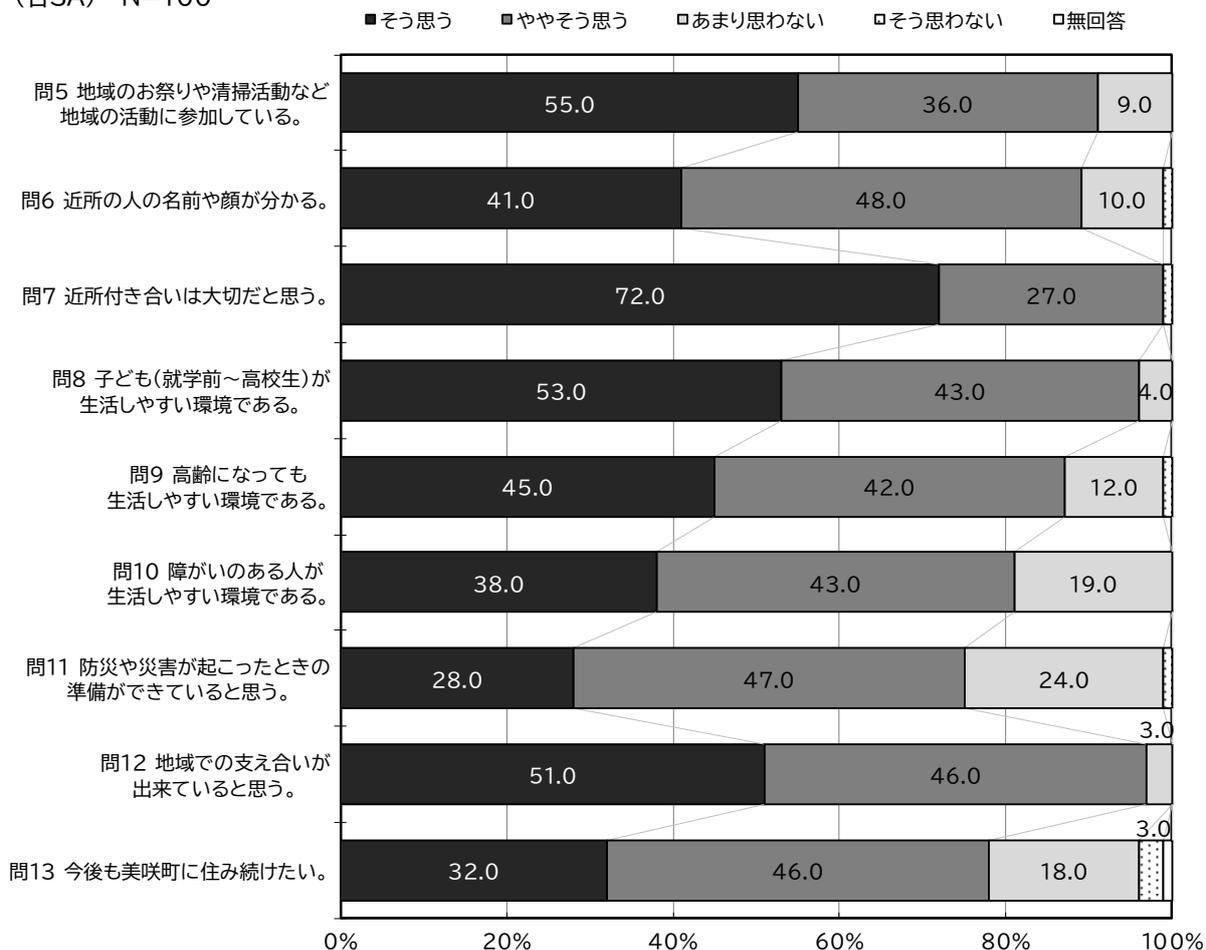


【夏ボラ参加の学生アンケート調査より】

◆それぞれの活動や環境についてどのように思いますか？

ほとんどの項目で「そう思う」「ややそう思う」がかなりの高い割合をしめています。

(各SA) N=100



(4) 第2期美咲町地域福祉活動計画に反映させる課題

アンケート調査及び住民座談会で把握した地域課題や福祉課題を各部会で整理しました。
(高齢者部会、障がい者部会、子ども部会、権利・生活困窮部会)

① 高齢者部会

【つながり・交流】

- ・近くに集まる場所がない
- ・近所付き合いが希薄になりつつある
- ・人と人とのつながりが少なくなってきた
- ・話し相手がいない
- ・地域(地区)行事が少ない
- ・空き家が多い

【支えあい・支援体制】

- ・認知症高齢者が増えている
- ・悪質商法の被害がある
- ・お店が近くに無い、買い物に行くのが不便
- ・高齢になり、運転ができない
- ・病院通院がしにくい
- ・ゴミ出しに困る
- ・高齢一人暮らし、高齢者夫婦(世帯)が増加
- ・近所も高齢であり、頼ることができない
- ・見守り対象者が把握しづらい
- ・孤独死がある
- ・災害時の不安が大きい
- ・災害時の避難場所がわからない

【人材育成】

- ・地区役員、サロン活動等の担い手が固定化、高齢化している
- ・活動者の研修機会の不足
- ・若者が地域活動へ参加できない
- ・地域を担う人材が不足している
- ・草刈りができなくなってきた
- ・農業地の管理ができなくなってきた
- ・獣害対策ができない
- ・高齢者に合った働く場所がない

【相談窓口・情報】

- ・高齢者に福祉情報が伝わりにくい
- ・高齢者に分かりやすい、見やすい工夫
- ・相談に行く場所がわからない
- ・困っている人が SOS を発しにくい
- ・福祉を必要としている人たちの声が聞こえない

【健康面】

- ・健康に不安がある人が多い
- ・健康づくりに関心がある人が少ない
- ・介護不安がある

② 障がい者部会 (障がい児者に関する課題について)

【地域生活・つながり・交流】

- ・移動支援付きのイベントがあったら嬉しい
- ・地域の行事(お祭り、社協イベント等)に参加したい
- ・地域住民皆が安心して生活できるように障がいの有無に関わらず、積極的に地域の行事等に参加できるようになってほしい
- ・障がい者の主張大会のような、本人がその思いや活動を伝える場を持ち、障がい者への理解を広げてほしい
- ・家の中に孤立しがちであるため、外出の機会を増やし他の人と交流する場を増やしてほしい
- ・広報等を通じて情報提供を行うとともに、障がいのある人とない人とが交流できるイベントの開催等、障がい者に対する理解を深める機会の提供や専門的な内容についても学習できる機会を充実させてほしい
- ・災害時避難行動要支援者の避難支援体制づくりにおいては要支援者の把握、情報共有に努め、災害時等はその情報が発信できる体制等の構築が必要

【交通】

- ・公共交通機関が少ない又ははない
- ・バスを日曜日や祝日にも運行してほしい
- ・道路や建物の段差等が移動しにくい
- ・外出先の建物の設備(通路、トイレ、エレベーター)が不便
- ・外出にお金がかかる
- ・周囲の目が気になる
- ・困ったときにどうすればよいのか心配
- ・タクシー移動に係る費用助成の実施

【差別・偏見】

- ・日常生活で差別や偏見、疎外感を感じた
- ・昔ほど障がい者差別は減ったが現在もある
- ・隣近所付きあい
- ・地区の行事・集まり
- ・町中での人の視線
- ・買い物や通院等での対応・態度

【情報提供・相談体制】

- ・何でも相談できる窓口をつくる等相談体制の充実
- ・福祉教育の推進においては、学生を対象に夏ボラ等のボランティア活動の実践を広めていく
- ・ボランティア人材の確保・育成の支援は不十分

③子ども部会（子どもに関する課題について）

【つながり・居場所】

- ・遊び場の確保(各地区に児童館が欲しい)
- ・若者の集える場所
- ・無料で参加できる体験活動や学習活動
- ・地域での無料の学習支援
- ・子連れで集える場やイベント
- ・コミュニティ等で夏休みの子どもがお昼ご飯を食べたり工作や絵を描いたり、長期休みが過ごしやすくなる取り組みがほしい
- ・核家族で共働きなので、高齢の方とふれあいが少ない
- ・子育て世代が少ない
- ・子ども会や地域の方との絡みがあまりない
- ・お菓子屋や駄菓子屋がない
- ・遊びがない、子どもの集まる場所、遊ぶ広場が少ない

【交通】

- ・何をしようにも移動で時間がとられてしまうので、子どもだけでも移動できる手段がほしい
- ・学校へのバス(高校)を使いやすいものにしてもらいたい
- ・交通安全、通学路の安全が疑問、学校までの道路事情が悪い(滑りやすい)

【防犯・防災】

- ・防災や災害時対策が充実していない
- ・災害時の避難場所が分からない
- ・自分の地区の避難場所に逃げるのが難しい場合の対応が分からない
- ・災害時や万一に備えて各地域の看護師、介護士等の把握

【理解・協力】

- ・企業や職場の理解支援
- ・仕事や自分のことが十分にできない
- ・仕事と子育ての両立
- ・父親があまり育児に協力的でない
- ・緊急時の託児
- ・病児保育
- ・時間的・精神的ゆとりがない
- ・家の大人との文化活動をする頻度が少ない

【子育て支援】

- ・子どもとの接し方に自信が持てない
- ・子どもが黙々をこねている時の接し方
- ・子どもが心配ごとを伝えているのか分からない
- ・子育て支援に関する情報が少ない

【地域交流(文化)】

- ・教育が遅れている
- ・子どもが地域の行事に出られない、時間的に子どもが出にくい
- ・若者の出番が少ない

- ・洪水のときに、川の水が増えて自分の地区の避難所に行けなかった
- ・子どもが一人で友達の家遊びに行くのは不安
- ・近所が遠い
- ・子どもたちの登下校時の見守りが少ない

④ 権利・生活困窮部会（権利擁護や生活困窮者に関する課題について）

【居場所】

- ・若い人、高齢者の閉じこもりが多い
- ・年配の方の働ける場所が少ない
- ・人が集まる場所(拠点)がない

【交通】

- ・車がないと就職活動すら難しい
- ・若くて障害者手帳もないので黄福タクシーの対象外
- ・公共交通機関が少ない

【情報提供・相談体制】

- ・たらい回しにならないよう、ワンストップで相談を受けるところはないか
- ・相談支援体制の充実
- ・他職種連携に課題がある
- ・サロンや小地域ケア会議等で周知・啓発をしてほしい
- ・相談窓口が分からない
- ・制度や事業は多くあるが、広報紙以外の周知のやり方を検討してほしい
- ・広報は高齢者ほど読めないし分からない
- ・「権利擁護・生活困窮」はイメージがわからないので、意識づくりから必要
- ・講座を開いても人が集まらない

【ニーズ把握】

- ・ニーズの実態把握が難しい
- ・地域の人も深刻な内容だと触れづらい
- ・本当に困っている人はSOSを出せない
- ・個人情報保護のため、本人の許可がないと情報共有できない
- ・8050と言われるが、もっと若い生活困窮状態の方もいるのではないか
- ・不登校の子どもは大人になっても社会になじめず、生活に困窮する可能性があると思う

第3章

計画の基本事項



(1) 基本理念

本計画は、地域住民の生活課題・生活要望に対応できる公・民のしくみを、「住民主体」を基本として、そこに生活する地域住民が主体的・積極的につくっていくことを目指します。

従来の、行政主導、あるいは行政に依存する形のまちづくりではなく、地域住民自身が主役となって推進していく“町民の、町民による、町民のための”まちづくりを目指していくものです。

支えあい・助けあいながら人と人との交流、地域と地域の交流を深め、小さな子どもから高齢者まで、また障がいのある人もない人も、すべての人が住み慣れたこの美咲町で安心してともに心豊かに暮らしていけることを目指します。

本計画の「基本理念」を次のとおりとします。

あつまって

みんなきんちやい“きみ”でつながるまちづくり

ゆとり まち
自然と笑顔で助けあう郷みさき

ここで“きみ”とは、相手を意味する言葉「君」と観光名物である卵かけごはんの卵の「黄身」をイメージしています。

また、黄身の「黄色」と「幸福」を合わせた「黄福」という言葉には、住民の“つながり”と“しあわせ”という意味が込められています。

「自然(ゆとり)と笑顔で助けあう郷(まち)」とは、美咲町が豊かな自然に囲まれて心癒される場所ということです。一人ひとりが助けあう気持ちは、この自然から生まれてくるものだという思いを込めて「自然(ゆとり)と笑顔」の郷(まち)づくりを目指します。

(2) 基本目標

基本理念を具現化するために、以下の8つを基本目標として定め、住民とともに様々な事業を推進することにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるノーマライゼーション^(注1)の実現を目指し、地域福祉を推進していきます。

- A 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進
- B 住民主体の小地域福祉活動の推進
- C 居場所支援の推進
- D ボランティア活動支援と人材養成・育成、福祉教育の推進
- E 当事者・当事者組織の支援の推進
- F 相談・生活支援活動の推進
- G 介護予防事業・介護保険関連事業の充実・強化
- H 社協の組織体制の充実・強化

(注1)ノーマライゼーション:「障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念。

(3) 計画の体系

基本理念

基本目標

あつまって

「みんなきんちがい『きみ』でつながるまちづくり

自然と笑顔で助けあう郷み^{まち}々^{ゆとり}々

A 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

P. 32

B 住民主体の小地域福祉活動の推進

P. 37

C 居場所支援の推進

P. 52

D ボランティア活動支援と人材養成・育成、福祉教育の推進

P. 62

E 当事者・当事者組織の支援の推進

P. 73

F 相談・生活支援活動の推進

P. 77

G 介護予防事業・介護保険関連事業の充実・強化

P. 101

H 社協の組織体制の充実・強化

P. 115

推進活動

1. 美咲町版地域包括ケアシステム構築の推進

1. ふれあいサロン活動の推進
2. 小地域ケア会議の推進

3. 小地域福祉活動推進強化事業の推進
4. 生活支援体制整備事業の推進

1. 地域の居場所の創出
2. 障がいのある方々の居場所支援の推進
3. 子ども・子育て世代の居場所支援の推進

1. ボランティアセンター機能の充実
2. 分野、対象別のボランティア養成・人材育成

3. 災害ボランティア支援活動の推進
4. 地域・学校における福祉教育の推進

1. 当事者組織団体の支援活動の推進

1. 権利擁護センター機能の強化
2. 安全・安心な地域生活支援及び相談機会の充実
3. 生活困窮者自立支援の推進

4. 地域包括支援センター機能の強化
5. 認知症総合支援事業(行政主体)の推進

1. 介護保険事業の推進
2. 施設サービス事業の推進

1. 組織体制の充実・強化
2. 職員資質の向上と組織内外連携強化
3. コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置

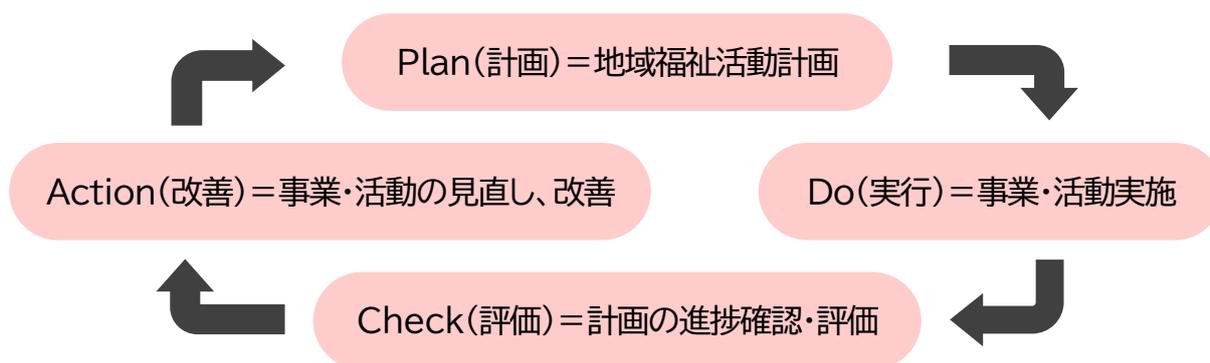
4. 事業評価の実施
5. 広報の充実・啓発とその他社協事業等の取り組み
6. 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の推進

(4) 計画の理解と普及

計画の理解と普及を進めて行くためには、地域住民・当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者や各種のボランティア・NPOさらには保健・医療・福祉の専門機関等との相互の協力が必要となります。計画の概要版を作成・配布し、広く住民に周知すると共に、小地域ケア会議等各種事業・活動場所において周知します。また、社協だより、ホームページを活用し広く周知します。

(5) 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、「PDCA サイクル」のマネジメント手法を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分にいき、実効性のある計画を目指します。



(6) 事業評価の体制

第2期活動計画を地域福祉の推進に関わる方々の主体的な参加や協力のもとに推進していくために、計画の達成度を評価し、一定の期間で見直すことが必要となります。この事業評価の体制として第2期活動計画策定委員会を評価委員会とし、評価を行います。

第4章

実施事業・活動の推進



(1) 実施事業・活動の選定理由と方法

住民座談会やふれあいサロン団体、小地域ケア会議、社協会員、保・小・中保護者、夏ボラ参加学生へのアンケート、また福祉関係団体、行政等の各種関係機関へのヒアリング調査により、様々な福祉課題、生活課題の把握ができました。

このことについて、基本目標・推進活動を定め、4つの部会(高齢者、障がい者、子ども、権利・生活困窮)ごとに検討を重ね、実施事業・実施活動を計画しました。

次項より、A～Hの基本目標ごとに推進活動の内容を詳細に記し、住民の皆さんと一緒にって計画が実施できるように実施事業計画や評価指標を明記しています。

(2) 実施事業計画

基本目標 A 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

すべての人がお互いを認めあい、支えあい、孤立することなくその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現を目指します。

| | |
|----------------------------------|------|
| 推進活動 1. 美咲町版地域包括ケアシステム構築の推進..... | p.33 |
| (1)ニーズの早期発見・早期支援の徹底..... | p.33 |
| (2)ネットワークの構築とコンサルテーション機能の充実..... | p.34 |
| (3)社会資源の活用・改善・改良・開発..... | p.34 |
| (4)福祉教育の実践..... | p.34 |
| (5)活動評価の実施と専門力の育成・向上..... | p.34 |

基本目標 A 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

推進活動 1. 美咲町版地域包括ケアシステム構築の推進

現状と課題

少子高齢化や人口減少が進み、生活問題は多様化・複雑化し、「制度の狭間」^(注1)の問題が生まれています。さらにこれらの問題は一人が一つ、一世帯に一つというこれまでの形とは異なり、個人や世帯単位で複数の問題を抱え、複合的な支援を必要とするといったケースが浮き彫りとなってきています。さらに、こうした個人や世帯の多くが地域とのつながりを持たない「社会的孤立」の暮らしとなっています。

また、生活問題を抱えても「意識の壁」^(注2)や「情報の壁」^(注3)等により支援を求める声を出さないために問題が複雑化・重度化している事例が増えています。こうした潜在化した生活問題を少しでも早く顕在化させ、様々な機関・団体、さらには地域住民が連携して、早期に支援していくことが必要となっています。そして、こうした個人への支援を通して見てきた生活問題を地域全体の課題（地域課題）として、「我がごと」として考え、地域住民みんなで解決に取り組んで行くことが必要です。このためには、「早期発見」「早期支援」「連携支援」「地域づくり」を一つに繋いだケアの包括的な仕組み（システム）である「美咲町版地域包括ケアシステム」の構築が不可欠です。システム構築を通して、地域で暮らすすべての人がお互いを認めあい、そして時に支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」^(注4)が実現できます。

今後、美咲町社協も地域福祉の中核を担う団体として、子ども・高齢者・障がい者等すべての人々が「地域」「暮らし」「生きがい」を共につくり、支えあい、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を目指していく必要があります。このため、すべてのみなさんが協働して、いきいきとした暮らしを支援していく仕組みである「美咲町版地域包括ケアシステム」を構築していきます。

事業概要

美咲町版地域包括ケアシステムの構築のために、小地域ケア会議と地域ケア会議、そして地域包括ケア会議とのつながりを見直し、地域課題の解決に向けて、地域住民、行政、関係機関・団体等との連携の強化を図ります。また、アウトリーチ^(注5)の徹底、福祉教育の推進、地域のネットワーク等の社協事業・活動のつながりづくり（社協部署内・部署間連携）を進めるとともに、高齢者、障がい者、子育て世代、生活困窮者等の各分野の関係機関・団体、民間事業者、NPO団体、行政等との連携の拡充を図ります。

実施事業・活動計画

(1) ニーズ^(注6)の早期発見・早期支援の徹底

<実施計画>

① アウトリーチの実践

相談の来所を待つのではなく、社協職員は積極的に地域に出かけ、地域住民、専門職等多職種と連携・協働し、潜在化したニーズを少しでも早く発見し、早期支援を行います。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(2) ネットワーク^(注7)の構築とコンサルテーション^(注8)機能の充実

<実施計画>

①一人の職員、一つの部署、一つの機関・団体だけでなく、様々な職員、機関・団体が連携したネットワークを構築し、支援を行います。

- ・地域住民と専門職とのネットワーク
- ・インフォーマルサポートネットワーク
- ・専門職同士のネットワーク
- ・社協内担当課・事業所間(部署内・部署間)のネットワーク【社協内連携会議】

②複雑・困難なケースを一人で抱え込まず、他機関、他部門の専門家に相談・協議を行います。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(3) 社会資源^(注9)の活用・改善・改良・開発

①社会資源の把握

現在、美咲町にあるフォーマル^(注10)、インフォーマル^(注11)な社会資源をリスト化し、把握します。

②社会資源の活用・改善・改良・開発

今ある社会資源を活用・改善・改良し、足りない社会資源は開発していきます。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(4) 福祉教育の実践

①住民の『意識の壁』をなくし、「我がごと」意識を醸成してくために、様々な機会を捉え、様々な題材で福祉教育を実践します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(5) 活動評価の実施と専門力の育成・向上

①活動内容が的確な支援となっているのかを継続的に評価します。

【PDCAサイクルによる評価(自己評価・利用者評価・チーム評価・住民評価)】

②専門的な知識・技術・理論が備わった専門職の育成と向上を目指します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

関係機関・団体

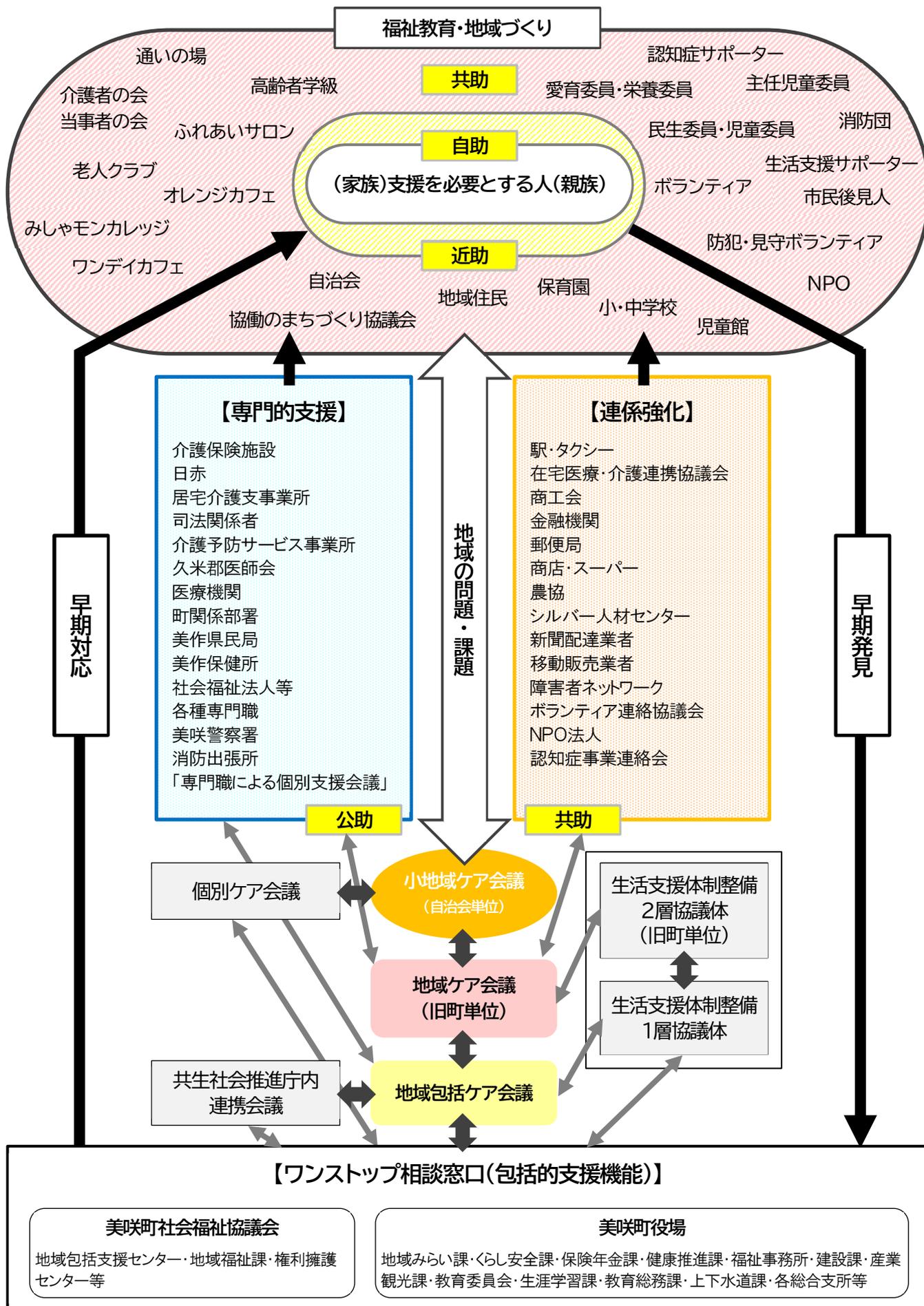
自治会長協議会、常会長、連絡協力員、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、生活支援サポーター、ふれあいサロン、婦人協議会、ボランティア(個人・団体)、小地域ケア会議、通いの場、消防団、協働のまちづくり協議会、久米郡商工会、社会福祉法人、NPO法人、介護保険事業所、美咲町 等

- (注1)制度の狭間:これまでの社会福祉事業や制度だけでは支援することが難しいこと。
- (注2)意識の壁:「他人の世話にはなりたくない」「福祉サービスを使うのは世間体が悪い」等の住民意識の中に現存している差別・偏見意識のこと。
- (注3)情報の壁:「どのような制度・サービスがあるのかを知らない」「情報を知らないということを知らない」等、多くの住民が情報を持たずに生活していること。
- (注4)地域共生社会:制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して、つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつづいていく社会。
- (注5)アウトリーチ:支援が必要であるにも関わらず、自発的に申し出ができない人々に対して、訪問支援にて、積極的に働きかけること。
- (注6)ニーズ:地域住民が抱える「生活のしにくさ」や「生きづらさ」等の生活上の解決すべき問題のこと。
- (注7)ネットワーク:福祉活動を行う地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等がお互いに連絡を取りあいながら協力して活動できる連絡網のこと。
- (注8)コンサルテーション:業務遂行のために特定の領域の専門家に相談すること。
- (注9)社会資源:地域や社会の中にある人・物・環境等の中で支援に活用できる様々なもの。生活支援に活用できる移動販売、配食サービス、地域の助けあい活動、公的サービス等も含まれる。
- (注10)フォーマル:公的機関や専門職が行う公的な援助のこと。
- (注11)インフォーマル:近隣や地域住民、ボランティア等が行う非公的な援助のこと。

<地域でできること・あなたができること>

☆地域で暮らす“すべての人”がお互いを認めあい、支えあい、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる地域の実現を目指しましょう。





基本目標 B 住民主体の小地域福祉活動の推進

普段からの顔の見える関係をつくり、孤立することなく住民相互が協力し合えるよう住民と協働して進めていきます。

| | |
|----------------------------------------------|------|
| 推進活動 1. ふれあいサロン活動の推進..... | p.38 |
| (1)ふれあいサロン活動運営支援..... | p.38 |
| (2)ふれあいサロン代表者研修会(3地域別・3地域合同) | p.39 |
| 推進活動 2. 小地域ケア会議の推進 | p.40 |
| (1)小地域ケア会議設置の推進と運営支援..... | p.40 |
| (2)小地域ケア会議情報交換会の開催..... | p.41 |
| (3)小地域福祉活動への支援と連携強化 | p.41 |
| (4)社協内連携会議の開催..... | p.42 |
| (5)行政・各種関係機関の連携会議(地域ケア会議・地域包括ケア会議との連携) | p.42 |
| 推進活動 3. 小地域福祉活動推進強化事業の推進 | p.45 |
| (1)小地域福祉活動推進強化事業の実施..... | p.45 |
| (2)小地域福祉活動報告会の開催 | p.46 |
| 推進活動 4. 生活支援体制整備事業の推進..... | p.47 |
| (1)1層協議体と2層協議体の設置の推進 | p.48 |
| (2)生活支援コーディネーター業務の受託..... | p.48 |
| (3)サポートふ・く・し事業の実施..... | p.49 |
| (4)通いの場の推進..... | p.50 |

基本目標 **B** 住民主体の小地域福祉活動の推進

推進活動 1. ふれあいサロン活動の推進

現状と課題

地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりを目的として、現在美咲町内では119ヶ所のふれあいサロンが活動に取り組んでいます。平成17年からサロン活動を地域に広めていく中、ほとんどのふれあいサロンが活動を継続して続けることができています。

しかし一方で、多くのサロンでは担い手不足、参加者の固定化、男性の参加者が少ない等の課題が挙げられます。また、毎月行事やマンネリ化を感じている代表者の負担感を減らすためにも「受け手も担い手もなく、みんなで居場所をつくっていく」という意識を参加者にもってもらえるよう支援をしていく必要があります。

事業概要

身近な地域を拠点(主に自治会単位、常会単位)として、参加者とボランティアとが一緒になって企画し、住民主体で運営していく楽しい仲間づくり、ふれあい交流の場です。また、高齢者だけではなく、子どもや障がい児者を含めて幅広い世代で取り組まれており、中央地域では52ヶ所、柵原地域では43ヶ所、旭地域では21ヶ所、その他地域を限定しないサロンが3ヶ所開催されています。(地域サロン115団体・子育てサロン1団体・障がい児者サロン1団体・病を抱えられた方々とそのご家族のつどい1団体・男性料理教室1団体)

実施事業・活動計画

(1)ふれあいサロン活動運営支援

<実施計画>

- ①ふれあいサロン活動の運営を支援します。
- ②ふれあいサロン未開催地域のニーズ調査と新規立ち上げに向けての働きかけを行います。
- ③住民の『意識の壁・情報の壁』をなくすために、様々な題材で福祉教育を実践します。
- ④ふれあいサロン活動の中から見えてくる地域課題や個別のニーズ把握を行います。
- ⑤ふれあいサロン活動支援のための助成金を交付します。(社協助成金・行政助成金)
- ⑥レクリエーショングッズ・福祉用具・福祉バス等の貸出支援を行います。 P.126 参照

<財源>

- ・社協経費(社協会員・寄付金収入)
- ・行政委託金(美咲町地域住民グループ活動支援事業費)
- ・赤い羽根共同募金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(2)ふれあいサロン代表者研修会(3地域別・3地域合同)

<実施計画>

①情報交換・交流・課題解決の場となるよう研修会を開催します。

- ・対象 サロン代表者
- ・3地域別(5月～6月)
- ・3地域合同(2月～3月)
- ・研修内容 「ふれあいサロンとは」、「介護保険制度について」「小地域福祉活動発表会」等

<財源>

赤い羽根共同募金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|---------------------------|------|------|
| ← | | 3地域別(5～6月) 3地域合同(2～3月) | → | |

関係機関・団体

ふれあいサロン119団体、(地域サロン115団体・子育てサロン1団体・障がい児者サロン1団体・病を抱えられた方々とそのご家族のつどい1団体・男性料理教室1団体)、自治会長協議会、常会長、連絡協力員、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、美咲町 等



ふれあいサロン活動の様子

<地域でできること・あなたができること>

- ☆ふれあいサロン活動に参加しましょう。
- ☆受け手も担い手もなく、みんなで会をすすめてみましょう。
- ☆サロン活動に参加できていない人が地域におられたら、声かけをしてみましょう。
- ☆子どもからお年寄りまで誰でも参加できるサロンにしましょう。



担当部署:地域福祉課

推進活動2. 小地域ケア会議の推進

現状と課題

誰もが住み慣れた地域でいきいきとした暮らしをつくるためには、公助^(注1)だけでは難しく、地域住民のお互い様意識をもとにした支えあい・助けあいによる共助^(注2)が不可欠です。

小地域ケア会議は、平成22年度から継続して自治会単位で実施されており、現在約60自治会で開催ができています。小地域ケア会議は、地域住民と専門職が協働して、地域課題等について話しあい、その解決及び支援について検討しています。その中で、協議内容が高齢者中心になってきている現状があります。子ども、障がい児者、若者、ひきこもり、生活困窮者等多くのニーズに対応できるよう専門性を活かした個別支援と地域づくりを一体的に行っていく必要があります。

しかし、一方で未だに開催が働きかけできていない自治会もあり、人口減少や少子高齢化に伴い、開催単位についても検討する必要があります。

今後も継続的に小地域ケア会議が開催され、各々の地域の福祉課題・生活課題の解決に向けて話しあいが行われるように、一層の働きかけを行っていきます。

事業概要

美咲町の小地域ケア会議は、自治会単位を基本として開催することで、より地域に密着した情報共有、課題解決の場となります。要配慮者^(注3)及び要配慮となる恐れのある方等を対象に、地域に即したネットワーク支援体制を総合的に調整及び推進します。

実施事業・活動計画

(1)小地域ケア会議設置の推進と運営支援 ※図 P. 44 参照

<実施計画>

- ①未開催自治会へ開催に向けての働きかけを行います。
- ②開催単位の見直し、検討を行います。
- ③開催自治会への継続的な支援(3ヶ月に1回程度)を行います。
- ④防災の取り組み、要配慮者の個別支援計画策定への支援を行います。
- ⑤地域担当コミュニティソーシャルワーカー(CSW)^(注4)の配置をします。

※H 社協の組織体制の充実・強化に詳細を記載

中央地区1名、旭地区1名、柵原地区1名 ※生活支援コーディネーターと兼務

<小地域ケア会議構成メンバー>

自治会長、民生委員児童委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、生活支援サポーター、サロン代表者、老人クラブ会長、常会長、連絡員、消防団、子ども会代表者等

※地域によって柔軟に構成しています。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ①未開催自治会への働きかけ(開催目標63自治会) | ①未開催自治会への働きかけ(開催目標65自治会) | ①未開催自治会への働きかけ(開催目標67自治会) | ①未開催自治会への働きかけ(開催目標69自治会) | ①未開催自治会への働きかけ(開催目標71自治会) |
| ← | | ②開催単位の見直し・検討 ③開催自治会への支援 ④防災・個別支援計画策定への支援 ⑤地区担当(CSW)配置 | → | |

(2)小地域ケア会議情報交換会の開催

<実施計画>

小地域ケア会議を現在実施している自治会と未実施の自治会が集まり、未実施の自治会が現在実施している自治会の情報や取り組みを聞くことで、新規の小地域ケア会議の立ち上げのきっかけとなるよう働きかけを行います。

また、現在実施している自治会については、継続、発展的な小地域ケア会議となるよう情報交換・研修等を実施します。

開催単位:13地区(旧小学校区単位) 回数:年に1~2回

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 年間3ヶ所 旧小学校区単位で 開催 | 年間5ヶ所 旧小学校区単位で 開催 | 年間7ヶ所 旧小学校区単位で 開催 | 年間9ヶ所 旧小学校区単位で 開催 | 年間13ヶ所 旧小学校区単位で 開催 |

(3)小地域福祉活動への支援と連携強化

<実施計画>

①防災訓練・防災マップづくり・要配慮者の支援方法の検討を支援します。

②認知症声かけ見守り訓練を推進します。

③小地域福祉活動計画^(注5)策定に向けての働きかけ等、現在地域で取り組まれている地域福祉活動には積極的に参画し、相談助言を行います。また、未実施の地域にも活動が行えるよう働きかけを行います。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------------------------------------------------------------------------------|------|------|------|
| ← | ①防災訓練・防災マップ・要配慮者の支援方法の検討への支援 ②認知症声かけ見守り訓練の推進 ③小地域福祉活動・計画策定へ向けての働きかけ・支援 | | | → |

(4) 社協内連携会議の開催

<実施計画>

社協内連携会議にて、小地域ケア会議の課題や情報を、各地域福祉担当者・ケアマネジャー・介護保険事業所・包括・権利擁護センター等と多職種で連携し、推進に向けて協議します。(各地区センターで実施 3ヶ月に1回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------------------------------|------|------|------|------|
| ←————— 3ヶ月に1回開催(年間4回) —————→ | | | | |

(5) 行政・各種関係機関の連携会議(地域ケア会議・地域包括ケア会議との連携)

<実施計画>

社協内連携会議で集約した内容を、行政や各種関係機関と情報共有し、地域課題を協議し、地域ケア会議や地域包括ケア会議にあげる仕組みを検討します。

※図 P. 44 参照

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------------------|------|------|------|------|
| ←————— 年間2回開催 —————→ | | | | |

関係機関・団体

自治会長協議会、常会長、連絡協力員、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、生活支援サポーター、ふれあいサロン、婦人協議会、消防団、協働のまちづくり協議会、介護保険事業所、美咲町 等

(注1)公助:国や自治体等の公的機関が行うサービスのこと。

(注2)共助:地域の福祉力・お互い様の助けあいのこと。

(注3)要配慮者:高齢者や障がい者をはじめ、乳幼児・妊婦等、日常生活で何らかの支援が必要な人。

(注4)コミュニティソーシャルワーク(ワーカー):地域に焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して、支援を必要とする人に結びつけ、新たなサービスを開発、公的制度との関係を調整する実践すること。

コミュニティソーシャルワーカーは、コミュニティソーシャルワークを行う者。

(注5)小地域福祉活動計画:住民組織が中心となり、自分たちの地域の福祉課題を明確にし、それらを自分たち自身で解決していくという熱意をもって、自立的・継続的に取り組んでいくための仕組みを計画にするもの。



小地域ケア会議の様子

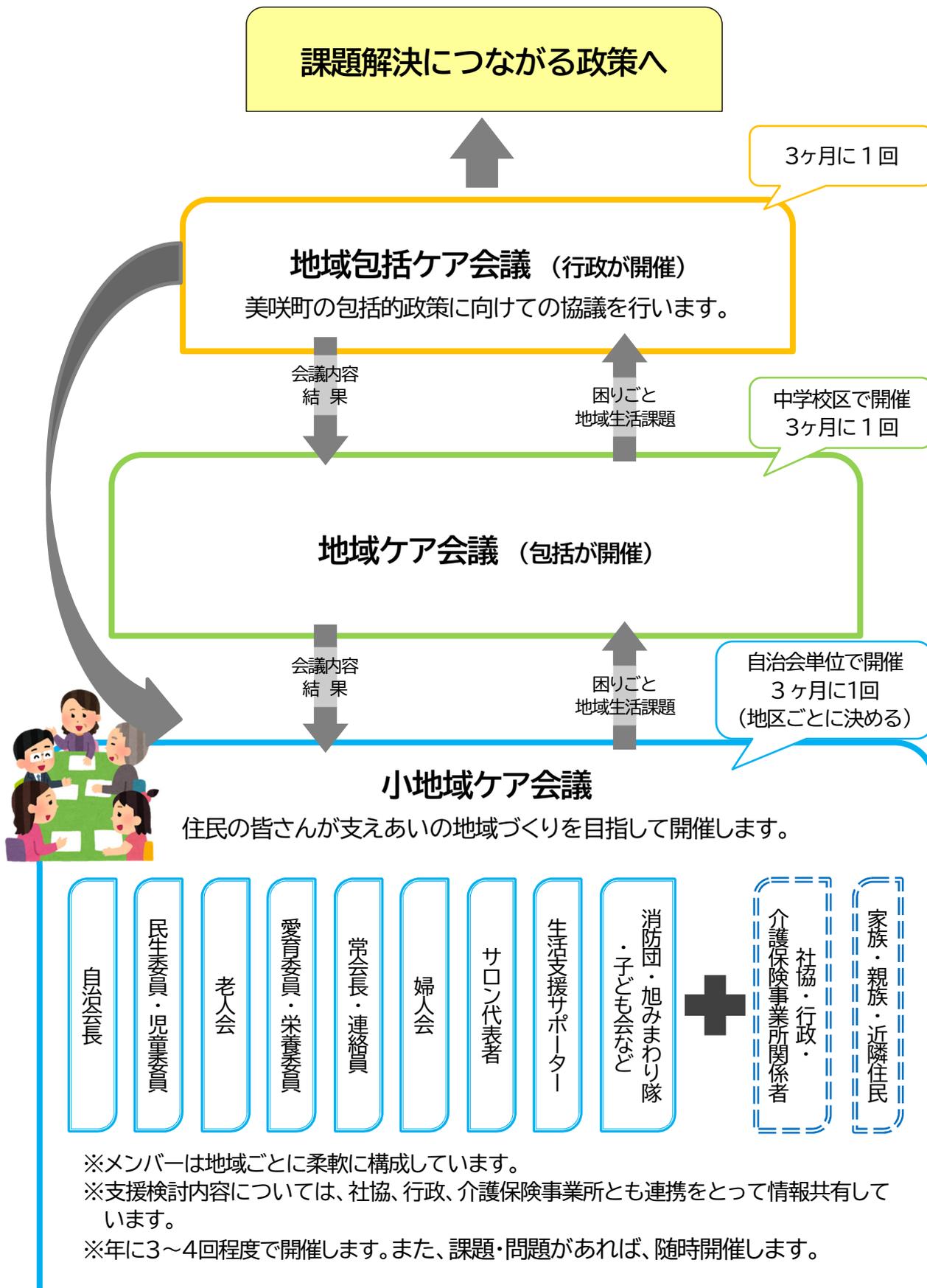
<地域でできること・あなたができること>

☆子どもからお年寄りまで、地域のすべての人を見守っていける小地域ケア会議を開催しましょう。

☆地域と美咲町社協、専門職が一緒になり情報共有を行い、地域づくりをしていける場をつくりましょう。



担当部署:地域福祉課



推進活動 3. 小地域福祉活動推進強化事業の推進

現状と課題

美咲町では、住民主体で実施する「小地域ケア会議」「ふれあいサロン」「ワンデイカフェ」等を通して、それらが地域において、大切な社会資源^(注1)の一つであるという認識が広まっています。上記に挙げた福祉活動等を通して、生活圏域の中で生じている生活課題・福祉課題、さらに個別の課題等についても、地域での共助力の下に、課題解決に向けて地域づくりに努めています。

事業開始年度は81自治会中39自治会の申請でしたが、現在は57自治会が申請され様々な活動に取り組まれています。

今後も助成をするだけにとどまらず、継続して地域課題やニーズに基づいて必要とされる福祉活動を把握し、地域が主体的に取り組めるよう働きかけを行なっていく必要があります。

事業概要

少子高齢化、過疎化が進む中、様々な地域の課題やニーズを踏まえ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに向けて活動する地域住民主体組織(自治会等)の活動に対して、予算の範囲内で助成することを目的に実施します。

また、取り組まれている活動に美咲町社協も積極的に参画し、地域のニーズ把握・地域づくりを住民と共に行います。

実施事業・活動計画

(1)小地域福祉活動推進強化事業の実施

<実施計画>

- | | |
|-----------------------------------|------------------------|
| ・小地域ケア会議(年2回以上) | ・防災・減災に向けた取り組み |
| ・見守り・支えあい活動 | ・子ども・子育てに関する活動 |
| ・地域ボランティア活動 | ・障がい者、生活困窮者等への支援に関する活動 |
| ・ふれあいサロン歳末活動支援事業 (1月～3月世代間交流等) | ・高齢者の社会参加促進つながる活動 |
| ・ワンデイカフェ | ・その他地域福祉の推進につながる活動 |

上記の10項目から3項目まで選択可能とし、1項目につき10,000円助成する。

<財源>

- ・赤い羽根共同募金
- ・社協経費(社協会費・寄付金収入)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(2)小地域福祉活動報告会の開催

<実施計画>

地域で取り組まれている(1)で挙げたような様々な活動の報告の場を設け、活動の重要性の再確認や情報共有・活動の更なる活性につなげることを目的に「小地域福祉活動報告会」を開催します。また、取り組みを行われていない地域に対しても働きかけを行うきっかけとして参加を促し、今後の地域づくりの発展を目指します。

<財源>

・赤い羽根共同募金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------|------|-------|------|-------|
| 年1回開催 | | 年1回開催 | | 年1回開催 |

関係機関・団体

自治会長協議会、常会長、連絡協力員、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、小地域ケア会議、ワンデイカフェ、生活支援サポーター、ふれあいサロン、通いの場、婦人協議会、消防団、協働のまちづくり協議会、介護保険事業所、美咲町 等



見守り支えあい活動の様子



地域ボランティア活動(買い物ツアー)

<地域でできること・あなたができること>

- ☆見守りや声かけ等、自分たちができる身近な活動から取り組みましょう。
- ☆地域ニーズに応じて、新しい取り組みを考えて実施しましょう。
- ☆自分たちの地域で、福祉活動をしやすい環境づくりに努めましょう。
- ☆地域活動への参加を呼びかけましょう。



担当部署:地域福祉課

推進活動 4. 生活支援体制整備事業の推進

現状と課題

美咲町には要支援の方が参加できる地域の居場所として「ふれあいサロン」「通いの場」「ワンデイカフェ」等、数多くの社会資源があります。

しかし、今後、一人暮らし高齢者や要支援1・2の方が増加していくことが予想されます。そういった方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民による見守りや閉じこもり予防のための居場所づくり、さらにはちょっとした困りごとへの支援等の生活支援・介護予防活動をより一層進めていく必要があります。

そのために、現在、「サポートふ・く・し」の担い手である231名の生活支援サポーターが普段の暮らしの中で見守りや支えあい活動を行っています。さらには、介護予防を目的とした「通いの場」が町内18ヶ所で取り組まれています。その他にも、地域活動団体等が行っている活動(ちょっとした困りごとの支援)や、社会福祉法人と生活支援サポーター、美咲町社協の協働による配食サービスが行われています。しかし、こうした取り組みは、すべての地域で取り組まれているわけではありません。

このような現状を踏まえ、すでに取り組まれている支援活動やサービスの改善や拡充を図るとともに、新たな支援活動やサービスの創出に取り組んでいくことが必要となっています。このため、このような生活支援活動を一層進めていくとともに、推進体制の整備について様々な皆さんと協議していく“場”(プラットフォーム)である「協議体」を設置していくことが急務となっています。

事業概要

生活支援体制整備事業は、要支援1・2の方々等が抱える生活ニーズを支援していくための活動やサービスを生み出すための事業です。美咲町では急速に過疎化・少子高齢化が進む中で、地域に様々な地域課題や生活ニーズが生まれています。こうした地域課題や生活ニーズには、既存の活動やサービスの組み合わせ・改善とともに新たな活動やサービスの創出が必要となっています。そのためには、行政や社会福祉施設、介護事業所等の専門機関・団体だけではなく、地域住民やNPO法人、商工会、シルバー人材センター、農協・民間企業等、多様な機関・団体・人の知恵を集め、協働して取り組んで行く必要があります。そのための“地域の実情に応じた取り組みを一緒に考える場”として「協議体」を設置します。また、この協議体の運営とともに生活ニーズの把握・支援、多機関・団体や地域住民との連携、「共生の地域づくり」の推進に取り組むために、生活支援コーディネーターを設置します。

実施事業・活動計画

(1)1層協議体と2層協議体の設置の推進

設置する協議体は、美咲町全体を視野に協議していく「1層協議体」と各地域の実情に合わせて協議していく「2層協議体」との2層体制を目指します。

- 1層協議体…美咲町全体として考える生活支援体制整備
- 2層協議体…日常生活圏域(旧3町単位)の生活支援体制整備

<目的>

協議体は、地域にある生活問題・課題を解決していくために、既存の社会資源をつなぎ、協働していく方法や新たに生活支援サービスや活動を創出していくこと等について協議・協働・協創していく“場”です。

地域に合ったサービスや住民主体で取り組みを行うための方法等を検討、実践していくために美咲町全体の協議の“場”である「1層協議体」と、それぞれの地域特性を踏まえ、実際に地域で活動されている人たちが中心となって協議を行う「2層協議体」の設置を推進します。

<実施計画>

- ①1層協議体に参画します。
- ②2層協議体の設置を推進します。

<財源>

・行政受託金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------|
| ①1層協議体開催 ②地域の課題に合わせた協議ができる 2層協議体設置検討 | ①1層協議体開催 ②地域の課題に合わせた協議ができる 2層協議体設置(1地域) | ①1層協議体開催 ②地域の課題に合わせた協議ができる 2層協議体開催・設置(2地域) | ①1層協議体開催 ②地域の課題に合わせた協議ができる 2層協議体開催(3地域) | ①1層協議体開催 ②地域の課題に合わせた協議ができる 2層協議体開催 |

(2)生活支援コーディネーター業務の受託

<目的>

生活支援コーディネーターは、地域の中にどのような生活ニーズや社会資源が存在しているのかの把握・見える化に取り組みます。また、協議体をはじめとした様々な会議等に参加し、情報の共有化や専門職・各団体・民間企業等との連携強化に努めます。また、既存のサービスやサロン・通いの場等の活用とともに新たな社会資源の開発に取り組みます。その他、住民が主体的に活動しようと思える雰囲気づくりや、実際に活動を行う人材(生活支援サポーター等)を養成・育成していきます。

<実施計画>

- ①生活支援コーディネーターを3地域ごとに設置します。**【地域担当(CSW)と兼務】1層コーディネーター・2層コーディネーターの配置については今後検討していきます。**
- ②地域ニーズの把握と協議体への情報提供を行います。
- ③地域の社会資源リストの作成と見える化を行います。
- ④総合事業^(注1)を推進します。
- ⑤住民同士の支えあいの推進と雰囲気づくりを行います。
(介護予防交流フォーラム・通いの場情報交換会等の開催)



<財源>

・行政受託金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| | ①生活支援コーディネーターを3地域に配置 ②協議体への参画 | | | |
| ③地域の社会資源の把握・リスト作成検討 ④総合事業の推進 ⑤介護予防交流フォーラムの参画 | ③社会資源リスト作成 ④総合事業の推進 ⑤介護予防交流フォーラムの参画・情報交換会の開催 | ④総合事業の推進 ⑤介護予防交流フォーラムの参画・情報交換会の開催 | ③社会資源リストの見直し検討 ④総合事業の推進 ⑤介護予防交流フォーラムの参画・情報交換会の開催 | ③社会資源リストの見直し ④総合事業の推進 ⑤介護予防交流フォーラムの参画・情報交換会の開催 |

(3) サポートふくくし事業の実施

<目的>

生活支援サポーターの養成講座やスキルアップ講座を通して、地域の中に支えあいの意識を醸成します。

育成した生活支援サポーターには、普段の生活の中でちょっと気になる人や家庭の見守りを行ってもらうほか、困りごとを抱えた方に対して有償でちょっとしたお手伝いを行ってもらえるよう支援を行います。生活支援サポーターによる無償・有償の助けあいを推進していくことで、困りごとを抱えても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域(「共生の地域」)づくりを行います。

<実施計画>

①生活支援サポーター養成講座を開催します。

講座内容:美咲町の介護保険制度の現状、認知症について、加齢に伴う体の変化等。
※美咲町開催の介護予防教室と連携し養成講座を行います。

②生活支援サポータースキルアップ講座を開催します。

講座内容:精神・身体等の様々な障がいへの理解、防災について等。

③生活支援サポーター会合の推進

各地域や町内全体で開催するサポーター会合を推進します。

④困りごとの相談受付と有償ボランティアへのポイント制度の運営を行います。

- ・生活の中のちょっとした困りごとの相談受付
- ・生活支援サポーターへの支援(コーディネート・保険加入)
- ・支援活動を行ったサポーターへのポイントの受け渡し
※30分3ポイント(300円分)1時間5ポイント(500円分)

③・④については地域担当(CSW)が主で担う

⑤生活支援サポーターが活躍できる場の創出

<目的>

普段の暮らしの中での見守りやちょっとした困りごとの支援を行う他にも、社会福祉法人や様々な企業等と協働を行い、生活支援サポーターが活躍できる場の拡大・創出を行っていきます。

例)社会福祉法人と協働した配食サービス等

第4章 実施事業・活動の推進

<財源>

- ・行政受託金
- ・利用者負担利用料(すべてポイントで活動を行った生活支援サポーターへ)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----------------------------------------------------------|----------------|----------------------------------|----------------|----------------------------------|
| ①生活支援サポーター養成講座 ②サポータースキルアップ講座 | ①生活支援サポーター養成講座 | ①生活支援サポーター養成講座 ②サポータースキルアップ講座 | ①生活支援サポーター養成講座 | ①生活支援サポーター養成講座 ②サポータースキルアップ講座 |
| ③サポーター会合の推進 ④困りごとの相談受付、コーディネート ⑤生活支援サポーターが活躍できる場の創出 | | | | |
| ← | | → | | |

(4)通いの場の推進

<目的>

閉じこもりの防止や高齢者の方の居場所づくりを目的に、身近な所で介護予防に取り組めるような通いの場の推進を行います。通いの場では多くの高齢者が役割をもって通いの場に参加し、その場に自分から「参加したい」と思える活動になるように働きかけ・支援を行います。

<実施計画>

- ・対象:要支援1・2の方と65歳以上のすべての高齢者

①行政と協働し、地域の実状に合わせた通いの場の立ち上げ支援を行います。

②通いの場が継続して行えるよう、運営の支援を行い、課題を協議体にて協議します。

③通いの場で介護予防が行えるよう、体操ボランティアの活動支援を行います。

<財源>

- ・行政受託金

<実施主体>

美咲町・地域福祉課

<評価指標>

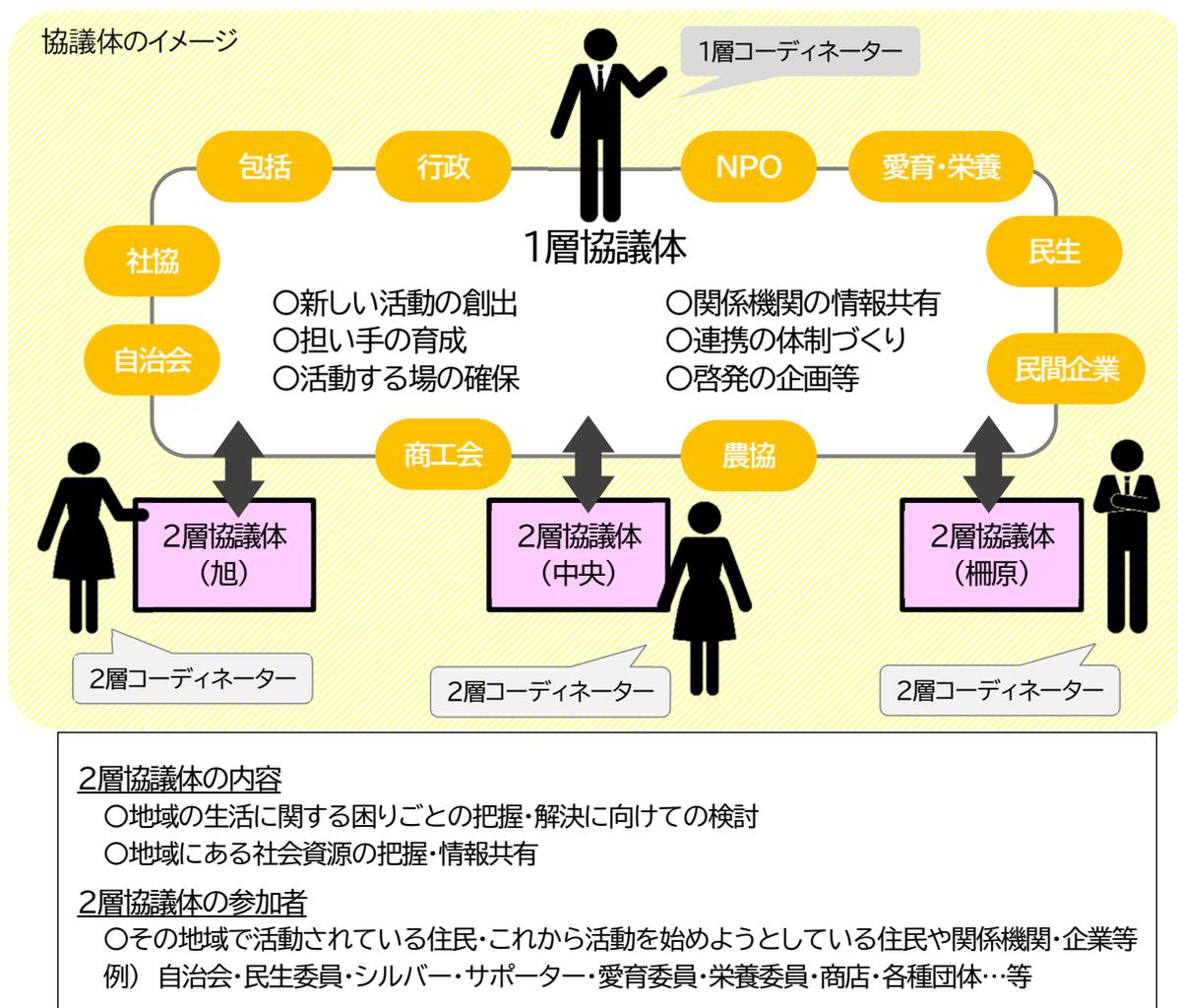
| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---------------------------------------------------------------------|------|------|------|------|
| ①通いの場の立ち上げ支援 ②既存の通いの場の運営支援 ③通いの場で介護予防が行えるよう、 体操ボランティアの活動支援 | | | | |
| ← | | → | | |

関係機関・団体

自治会長協議会、常会長、連絡協力員、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、通いの場、通いの場協議体、生活支援サポーター、小地域ケア会議、ふれあいサロン、婦人協議会、消防団、協働のまちづくり協議会、生活支援サービス提供事業所、久米郡商工会、農協、民間企業、NPO法人、社会福祉法人、介護保険事業所、美咲町 等

(注1)総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業):要支援者を対象に、専門職や住民等の多様な主体が参画し地域の実情に合ったサービスの充実を目指す事業。

例)短時間のデイサービス 通いの場等



<地域でできること・あなたができること>

- ☆自分にできる介護予防を積極的に取り組みましょう。
- ☆隣近所の方を誘って通いの場に参加しましょう。
- ☆地域の中で一緒に見守り・支えあいができる仲間を増やしましょう。
- ☆介護予防交流フォーラム・情報交換会に参加し、情報を共有しましょう。
- ☆自分にできる範囲で、見守りや声かけ等支えあいの意識を広げていきましょう。



担当部署:地域福祉課

基本目標 C 居場所支援の推進

誰もが参加でき、自分らしくいきいきと過ごせる居場所づくりを
住民と協働して進めていきます。

| | |
|-----------------------------------------|------|
| 推進活動 1. 地域の居場所の創出 | p.53 |
| (1)ふれあいサロン活動の推進..... | p.53 |
| (2)ワンデイカフェの推進..... | p.53 |
| (3)通いの場の推進..... | p.54 |
| (4)認知症カフェ(オレンジカフェ)の推進 | p.54 |
| (5)ぷらっと事業の実施..... | p.54 |
| (6)新しい居場所づくりへの支援と空き家等を活用した拠点事業の推進 | p.55 |
| 推進活動 2. 障がいのある方々の居場所支援の推進 | p.56 |
| (1)みしゃモンカレッジ～障がいのある方が学べる大学～の開催..... | p.56 |
| (2)笑顔のお届け便～障がい者と地域をつなぐ架け橋～の実施..... | p.57 |
| (3)障がい者アート～わたしの世界 IN みさき～の開催..... | p.58 |
| (4)当事者の会と障害者ネットワークとの連携..... | p.58 |
| 推進活動 3. 子ども・子育て世代の居場所支援の推進..... | p.60 |
| (1)子育て支援に関する活動と子育て関連団体との連携..... | p.60 |
| (2)子育てサロンへの活動支援..... | p.61 |
| (3)みさきおやこひろば「ほっと・るーむ」運営委員会への参画 | p.61 |

基本目標 C 居場所支援の推進

推進活動 1. 地域の居場所の創出

現状と課題

美咲町には、住民同士が集会所や公会堂等の身近な場所で気軽に集い、ふれあいながら楽しい時間を過ごす「ふれあいサロン」や広域で誰でもふらっと気軽に立ち寄れる「ワンデイカフェ」や介護予防を目的とした「通いの場」等様々な居場所があり、活発に活動しています。しかし一方で、担い手や後継者不足、男性参加者が少ない、若者が集まる場がない等の課題が挙げられます。

事業概要

美咲町社協では、既存の居場所の運営・相談支援、また運営者の育成にも力を入れていきます。また、地域の実情やニーズに応じて、男性や若者、子ども等の新たな居場所の創出を住民と協働して行えるよう努めます。

実施事業・活動計画

(1)ふれあいサロン活動の推進

<目的・実施計画>

P. 38 参照

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|--------------------|------|------|
| ← | | 運営者側の相談・支援 活動促進 | → | |

(2)ワンデイカフェの推進

<目的>

中央・旭・柵原地域において、集会所・コミュニティ・個人宅・空き家・空き店舗等を活用して、住民の雑談場所、身近な相談場所として、誰でも気軽に立ち寄れる居場所です。地域住民が主体的に①普段の集いの場に参加しづらい方々の居場所づくり②地域の空き家・空き店舗、身近な家の活用を通して地域の活性化③たとえ支援が必要な状態であっても、役割をもって参加できる場所づくり、生きがいづくり④生活の隙間を埋める居場所づくりを目的として運営しています。

<実施計画>

現在、町内に5ヶ所のワンデイカフェが継続的に開設されています。(中央地域1ヶ所、柵原地域2ヶ所、旭地域2ヶ所)

- ①開設にあたっての相談、助言等を行い、気軽に集える場や悩みが共有できる場、役割が持てる居場所づくりとして活動支援を行います。
- ②「小地域福祉活動推進強化事業」(P. 45 参照)の助成金の活用を推進します。
- ③自主財源で運営をしてもらえるよう支援します。

第4章 実施事業・活動の推進

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|--------------------|------|------|
| ← | | 運営者側の相談・支援 活動促進 | → | |

(3) 通いの場の推進

<目的・実施計画>

P. 50 参照

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|---------------------|------|------|
| ← | | 実施計画の内容を5年間通して推進します | → | |

(4) 認知症カフェ(オレンジカフェ)の推進

<目的>

P. 98 参照

<実施計画>

地域・施設で1ヶ月に1回のペースで開催できるように活動支援を行います。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|-------------|------|------|
| ← | | 年間12回(毎月1回) | → | |

(5) ぱらっと事業の実施

<目的>

P. 85 参照

<実施計画>

様々な要因で生きづらさを抱えた人が、自分のペースで出られる居場所支援を行い、社会参加への第一歩となるよう取り組みます。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|---------------------|------|------|
| ← | | 実施計画の内容を5年間通して推進します | → | |

(6)新しい居場所づくりへの支援と空き家等を活用した拠点事業の推進

<目的>

現在地域にある居場所は参加者が限定されており、多様な人々が参加でき、かつ地域ニーズに即した新しい居場所の創出を住民と協働して行います。

<実施計画>

- ①地域の実情やニーズに応じて、男性や若者、子ども等の新たな居場所の創出を住民と協働して行います。
- ②美咲町の空き家バンク事業や各種関係機関・団体と連携して、地域の拠点となる居場所を創出していけるよう、地域のニーズ調査を行い、地域の必要に応じてコーディネートを行います。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|---------------------|------|------|------|
| ← | 実施計画の内容を5年間通して推進します | | | → |

関係機関・団体

自治会長協議会、常会長、連絡協力員、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、生活支援サポーター、認知症サポーター、ふれあいサロン、婦人協議会、消防団、協働のまちづくり協議会、認知症事業連絡会、久米郡商工会、農協、NPO法人、社会福祉法人、介護保険事業所、美咲町 等



ワンデイカフェの様子



通いの場の様子

<地域でできること・あなたができること>

- ☆地域のニーズや地域特性を活かした居場所づくりに取り組みましょう。
- ☆お互いが相談し、支え合える関係をつくりましょう。
- ☆身近な場所で集まり話せる居場所をつくりましょう。
- ☆居場所をみんなで運営する意識づくりを行いましょ。



担当部署:地域福祉課

推進活動2. 障がいのある方々の居場所支援の推進

現状と課題

美咲町障害者福祉計画のアンケート調査において、「地域住民皆が安心して生活できるように障がいの有無に関わらず、積極的に地域の行事等に参加できるようになってほしい」「障がいのある方が参加できる行事が少ない」という声が寄せられました。美咲町社協では、「みしゃモンカレッジ」や「障がい者アート教室」等の事業を展開し、地域住民と障がいのある方々が交流し、積極的に地域で活動できるようになってきています。

しかし一方で、障がいのある方々が参加しやすい体験や環境設備に配慮していますが、十分とはいえません。今後も既存の社会資源を活用し、地域とのつながりがもてる事業の実施が必要です。

実施事業・活動計画

(1)みしゃモンカレッジ～障がいのある方が学べる大学～の開催

<目的>

障がいのある方が主になって地域で活動していける「場」を、本人や家族だけでなく地域住民、障がい者福祉施設、行政と連携し、障がいのある方々に多くの夢をもってもらい、地域でいきいきとした生活を送ってもらえることを目的に実施します。

<実施計画>

①障がいのある方が主になって地域で「学べる場」「体験できる場」として3回シリーズでみしゃモンカレッジを開講します。

- ・内容 ホールスタッフ体験、そば打ち体験、チョークアート・ダンス等
- ・対象 町内外の障がいのある方 5名程度(毎年募集)
- ・1期生・2期生合わせて12名、カレッジ長1名
カレッジサポーター20名(令和2年3月現在)
- ・講師:主に町内のお達者さん



②みしゃモンカレッジPTA開催します。

③アンケート調査を実施します。(受講生・保護者・住民・カレッジサポーター)

④あいサポーター研修会に参画します。(障害者ネットワーク主催)※養成後カレッジサポーターとして活躍

⑤みしゃモンカレッジ受講生の同窓会を開催します。

⑥みしゃモンカレッジ開催会場の定点化の検討をします。

<財源>

- ・赤い羽根共同募金
- ・参加費(自己負担金)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ①第4期みしゃモンカレッジ【全3回講座】受講生5名 ②みしゃモンカレッジPTA開催 ③アンケート調査の実施 ④あいサポーター研修会への参画 | ④あいサポーター研修会への参画 ⑤みしゃモンカレッジ受講生の同窓会の開催 ⑥みしゃモンカレッジ開催会場の定点化の検討 | ①第5期みしゃモンカレッジ【全3回講座】受講生5名 ②みしゃモンカレッジPTA開催 ④あいサポーター研修会への参画 ⑥みしゃモンカレッジ開催会場の定点化の検討 | ①第6期みしゃモンカレッジ【全3回講座】受講生5名 ④あいサポーター研修会への参画 ⑥みしゃモンカレッジ開催会場定点実施 | ①第7期みしゃモンカレッジ【全3回講座】受講生5名 ②みしゃモンカレッジPTA開催 ④あいサポーター研修会への参画 ⑥みしゃモンカレッジ開催会場定点実施 |

(2)笑顔のお届け便～障がい者と地域をつなぐ架け橋～の実施

<目的>

多くの住民に「赤い羽根共同募金」を啓発するために、“赤い羽根商品”を障がい者福祉施設・団体に作成してもらい、地域で行われる行事等で募金活動を行い障がい者福祉の向上及び住民同士の支えあい活動を地域全体で盛り上げていく取り組みです。また、地域住民に町内の障がい者福祉施設・団体を知ってもらい、「障がいのある方への理解・啓発」「障がいのある方と地域とのつながりづくり」を目的に実施します。

<実施計画>

①笑顔のお届け便出店を開催します。(毎年1回 3日間開催)

近隣企業等に啓発活動や一部の商品の配達を行います。(『笑顔の配達便』)

協力施設・団体：ひかり学園さつきの丘・さくらの実・はなまるハウス・メンタル柵原・久米福祉会・レインボーートル・つつじ会・誕生寺支援学校・美咲町障害者ネットワーク

※寄付付き商品のマークに『みしゃモンシール』を商品に貼ります。



<財源>

- ・赤い羽根共同募金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---------------------------|------|------|------|------|
| ← ①出店活動の実施 全3日間 10月～11月 → | | | | |



(3)障がい者アート～わたしの世界 IN みさき～の開催

<目的>

芸術活動を通じて障がいのある方々に、地域社会に参加することの喜びと達成感を感じ取ってもらい、地域住民には作品の圧倒的な魅力やそこから発せられるパワーや優しさを感じ取って頂くとともに、障がいのある方のアートの芸術性を知り、その世界観を知ってもらうことを目的に実施します。

<実施計画>

①アート教室を実施します。(年3回)

- ・内容 桜湖焼、百々人形(伝統芸術)、臨床美術教室等
- ・対象 町内外の障がいのある方
- ・講師 主に町内のお達人さん



②町内外巡回アート展を実施します。(10月～2月)

(亀甲郵便局、北和気郷土資料館、旭図書館、柵原総合文化センター等)

<財源>

- ・赤い羽根共同募金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|---------------------------------|------|---------------------------------|------|
| ← | ①アート教室【全2回開催】 | | → | |
| | ②巡回アート展示 会の開催【10月～ 2月】5ヶ所 | | ②巡回アート展示 会の開催【10月～ 2月】5ヶ所 | |

(4)当事者の会と障害者ネットワークとの連携

<目的>

障がい者支援の各種関係機関団体と連携し、障害者のニーズに即した支援や居場所づくりを行うため、障がい児者に関する下記の事業等に積極的に参画します。

①本人の主張大会に参画します。(障害者ネットワーク共催)

②あいサポーター養成講座に参画します。(障害者ネットワーク共催)

③レインボータートル本人の会・美咲町心身障がい児者親の会(亀さんの会)・ペタンク交流会(亀さんの会主催)に参画します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|---------------------|------|------|------|
| ← | 実施計画の内容を5年間通して推進します | | | → |

関係機関・団体

美咲町障害者ネットワーク【美咲町身体障害者福祉協会、知的障害者相談員、さくらの実、さつきの丘、久米福祉会、さやかなる苑、はなまるハウス、おひさま、こどもの森みさき、つやま地域生活支援センターつばさ、メンタル柵原、ネクスト津山、美咲町】

レインボータートル、つつじ会、津山市自立支援協議会等、誕生寺支援学校、郵便局、町内公共施設等



障がい者アート～わたしの世界 IN みさき～



レインボータートル本人の会の活動の様子

<地域でできること・あなたができること>

- ☆障がいのある方々も地域の行事に参加しやすくなるよう取り組みましょう。
- ☆地域の集まりに参加できるよう普段の生活の中で声かけを行いましょう。
- ☆美咲町社協の事業に積極的に参加し、一緒に交流しましょう。
- ☆アート展等で作品を鑑賞し想いを届けよう。
- ☆障がいのある方々の特性を理解しましょう。



担当部署：地域福祉課

推進活動3. 子ども・子育て世代の居場所支援の推進

現状と課題

現在、美咲町では人口減少に伴う少子(高齢)化が進んでいます。行政やNPO法人、各種団体が行っている様々な子育て支援がありますが、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、子育てに関する社会資源の情報が伝わりにくいことや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。

子育てをしやすい社会にしていくためにも、地域をあげて、子どもや家庭を支援する新しい支えあいの仕組みを構築することが求められています。

事業概要

美咲町内の子育て世代と積極的に関わり、相談に応じ、課題を抱えた家庭に関しては他の子育て関連団体と連携し支援を行います。また、地域で実施されている体験活動や学習支援、子育て支援の社会資源を把握し連携に努めます。地域において子育て支援を行う各種関係機関団体と情報共有・連携を行うことにより一体的に子育て支援を行います。

実施事業・活動計画

(1) 子育て支援に関する活動と子育て関連団体との連携

<実施計画>

- ① 子育て世代の相談、支援に努めます。
- ② 美咲町家庭教育支援チームみさきとの連携【親育ち学習支援プログラム^(注1)の推進】に努めます。
- ③ 学校との連携に努めます。
- ④ 主任児童委員会への参加、連携を行います。
- ⑤ 美咲町内の子育て関係社会資源の把握(寺子屋・おはなしPONちゃん・子育てサロン・子育て支援センター事業等)、情報発信に努めます。
- ⑥ 子育てグッズ(チャイルドシート・ベビーバット・バウンサー等)貸出ニーズの調査、貸出方法の検討を行います。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------|-------------------|
| | ① 子育て世代の相談受付、支援 ② 美咲町家庭教育支援チームとの連携 ③ 学校との連携 ④ 主任児童委員会への参加、連携 | | | |
| ⑤ 美咲町内の子育て関係社会資源の把握 | ⑤ 美咲町内の子育て関係社会資源の把握・情報発信の方法の検討 ⑥ 子育てグッズ貸出しニーズの調査 | ⑥ 子育て支援グッズ貸出し方法の検討 | ⑤ 美咲町内の子育て関係社会資源の情報発信 ⑥ 子育て支援グッズ貸し出しの開始 | ⑥ 子育て支援グッズ貸し出しの開始 |

(2)子育てサロンへの活動支援

<目的>

P. 38 参照

<実施計画>

- ①既存の子育てサロン(ひよこクラブ)の活動への参加、運営支援を行います。
- ②子育てサロンがない地域でのサロン立ち上げ支援、参画、運営方法の検討を行います。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------|---------------------------------|---------------------|---------------------|------------------|
| ← | ①ひよこクラブの活動への参加 | | | → |
| ②子育てサロン立ち上げニーズの調査 | ②子育てサロン立ち上げ方法の検討・主体団体(個人)への働きかけ | ②子育てサロン運営方法の検討・立ち上げ | ②子育てサロン運営方法の検討・立ち上げ | ②新規立ち上げサロンへの運営支援 |

(3)みさきおやこひろば「ほっと・るーむ」運営委員会への参画

<目的>

美咲町内の親子が訪れそれぞれがほっとできる場所の拡大を目指すとともに、そうした場面から得られる母子世代のニーズを把握し、今後の活動の拡充を促すため運営委員会、活動に参画します。

<実施計画>

- ①「ほっと・るーむ」運営委員会への参画
- ②「ほっと・るーむ」活動への参加
(美咲町青少年育成連絡会/NPO法人ファミリーリングあゆむ/社会福祉法人美咲町社会福祉協議会/美咲町共同募金委員会)



<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|-------------------------------------|------|------|------|
| ← | ①ほっと・るーむ運営委員会への参画 ②ほっと・るーむ活動への参加 | | | → |

関係機関・団体

「ほっと・るーむ」運営委員会【美咲町青少年育成連絡会・NPO法人ファミリーリングあゆむ】、美咲町ボランティア連絡協議会、ひよこクラブ、保育園、小学校、中学校、高校、大学、主任児童委員会、美咲町等

(注1)親育ち応援学習プログラム:これから親になろうとする若い世代の方から、現在子育て真っ最中の方、そして孫育て期の祖父母の方まで、幅広い年代の方を対象にした「親育ち」を応援するために、岡山県地域家庭教育推進協議会及び岡山県教育委員会が開発し、編集・発行したプログラム集(冊子)です。身近なエピソードや資料をもとに参加者同士が話あい、交流しながら学ぶ「参加型の学習プログラム」です。

<地域でできること・あなたができること>

- ☆地域で子どもたちを見守り・育てましょう。
- ☆子育てに困っている親がいたら声をかけましょう。
- ☆地域行事やサロン活動等で三世代交流の機会をつくりましょう。



担当部署:地域福祉課

基本目標 D ボランティア活動支援と人材養成・育成、福祉教育の推進

学びあい、体験し、他人を思いやる心を育み、自分にできるボランティア活動に積極的に取り組めるよう、様々な事業を展開していきます。

| | |
|-------------------------------------------------|------|
| 推進活動 1. ボランティアセンター機能の充実 | p.63 |
| (1) ボランティアセンターの体制強化に向けての検討 | p.63 |
| (2) ニーズの把握とボランティアの養成・育成 | p.63 |
| (3) ボランティアコーディネータ力の強化とボランティアの登録・斡旋 | p.64 |
| (4) ボランティア活動の基盤の充実とボランティア活動保険加入手の促進 | p.64 |
| (5) ボランティア交流会の実施 | p.64 |
| (6) ボランティア活動の情報発信 | p.64 |
| (7) ボランティアコーディネーターのスキルアップ研修 | p.65 |
| 推進活動 2. 分野、対象別のボランティア養成・人材育成 | p.66 |
| (1) ジュニアボランティア養成講座～きみは次世代のボランティアリーダーだ～の開催 | p.66 |
| (2) 夏のボランティア体験の実施 | p.66 |
| (3) 認知症サポーター養成講座の開催 | p.67 |
| (4) あいサポーター養成講座への参画 | p.67 |
| (5) 新しい人材の育成 | p.68 |
| 推進活動 3. 災害ボランティア支援活動の推進 | p.69 |
| (1) 災害ボランティア養成講座・災害ボランティアセンター設置演習の実施 | p.69 |
| (2) 災害ボランティア実行委員会の開催 | p.70 |
| (3) 災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成 | p.70 |
| 推進活動 4. 地域・学校における福祉教育の推進 | p.71 |
| (1) 美咲流(地域版・学校版)の福祉教育の推進 | p.71 |
| (2) 各種事業への住民の参画を啓発 | p.72 |
| (3) 福祉教育セミナーの開催 | p.72 |

基本目標 **D** ボランティア活動支援と人材養成・育成、福祉教育の推進

推進活動 1. ボランティアセンター機能の充実

現状と課題

美咲町社協では、ボランティアセンターを設置し、ボランティア登録されている個人・団体等と連携して、ボランティアの普及と活動支援に取り組んでいます。しかし、多様な福祉課題・生活課題や法改正・施行によるニーズ増加について、従来のボランティアセンターの職員や役割、機能が十分に果たせていない現状があります。また、これらのニーズについて、制度・サービスのみで対応していくことも難しくなっています。

一方で、地域活動の活性化や地域住民の支えあい・助けあい、子どもから高齢者まで誰もが地域で活躍できる場づくり、地域課題解決に向けての人材養成、連携・協働の仕組みづくり等、ボランティア活動の推進が求められています。

これらの取り組みを進めていくためには、ボランティアセンター機能を充実・強化させていく必要があります。

事業概要

地域においてボランティア活動支援の中核的役割を担う、ボランティアセンターの機能を充実・強化し、多様化するニーズに柔軟に対応するために、当事者・家族の団体、地域住民、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等との連携・協働の仕組みを構築します。また、ボランティア活動へのさらなる相互理解・啓発を目指して、より分かりやすく、伝わりやすい情報収集・情報発信に努めます。

実施事業・活動計画

(1) ボランティアセンターの体制強化に向けての検討

地域住民・団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、行政等と連携を図り、多様な福祉課題・生活課題の共有や連携対応できる体制の構築について検討します。

(年間2回 ボランティアセンター検討委員会)

【財源】

・赤い羽根共同募金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------------------------|----------------------------|------|------|------|
| ボランティアセンター 検討委員会 年2回 | ボランティアセンター 検討委員会 年2回 | | | |

(2) ニーズの把握とボランティアの養成・育成

ボランティアコーディネーターを中心に、ニーズ調査・把握を行い、またボランティアの入門講座や現在美咲町社協が実施している講座等に積極的に参加してもらいボランティアを養成し、多種多様で複雑化したニーズに対応していけるボランティアの育成に努めます。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(3) ボランティアコーディネータ力の強化とボランティアの登録・斡旋

ボランティア団体、個人ボランティアの登録斡旋を行っています。現在登録されている個人・団体の登録の見直しと新たなボランティアの人材の発掘を行い、適切なボランティアコーディネータを行います。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(4) ボランティア活動の基盤の充実とボランティア活動保険加入手の促進

ボランティア団体、個人ボランティアへの財政的な支援の方法等に向けて協議し、基盤の充実に向けて検討していきます。また、ボランティア活動の保険加入の手続きや加入の促進を図ります。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(5) ボランティア交流会の実施

連携体制をいかして、ボランティア・NPOが、お互いの活動を知り、地域課題の解決に向けて意見を出しあい、考え、協働の意識をつくることを目的とする場として、ボランティア交流会を開催します。(ボランティア連絡協議会と共催も検討)

【財源】

- ・赤い羽根共同募金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を 令和5年から推進します → | | | | |

(6) ボランティア活動の情報発信

ボランティア活動が、地域住民にとって身近なものとなることやボランティアへの関心を高めることを目的に、現在活躍しているボランティアの活動を把握し、社協だより、ホームページ、Facebook 等あらゆる媒体を活用して、分かりやすく情報発信を行います。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(7) ボランティアコーディネーターのスキルアップ研修

岡山県社会福祉協議会等が実施するボランティアに関する研修会へ積極的に参画し、ボランティアコーディネーターのスキルアップを図ります。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

関係機関・団体

美咲町ボランティア連絡協議会、ボランティア(個人・団体)、当事者・家族の団体、NPO法人、社会福祉法人、民間事業者、美咲町等



施設ボランティア活動の様子



ジュニアボランティアの見守り活動の様子

<地域でできること・あなたができること>

- ☆地域のみんなでボランティアに関心を持ち、理解を深めましょう。
- ☆自分にできる小さなボランティアから始めましょう。
- ☆色々なボランティア活動をしている個人・団体同士で交流をしましょう。



担当部署: 地域福祉課

推進活動2. 分野、対象別のボランティア養成・人材育成

現状と課題

これまで美咲町社協では、夏のボランティア体験、災害ボランティア養成講座等、ボランティアの養成を行ってきました。

しかし一方、養成講座等を受けたことがあるが、実際にボランティア活動をしたことがない方やボランティアに興味はあるが講座の情報が行き届いておらず受講できていない現状があります。

今後も継続的に講座を開催し、積極的に受講してもらえるよう啓発していきます。併せて、講座受講後に地域で自主的に活動してもらえるようコーディネート、フォローアップを行います。

実施事業・活動計画

(1)ジュニアボランティア養成講座～きみは次世代のボランティアリーダーだ～の開催

<目的>

ボランティア活動に関心のある小学生(4～6年生)を対象に、地域でボランティアとして何ができるかを共に考え、実践的なボランティア活動の機会を設け、身近な地域での自主的なボランティア活動につなげていきます。また、社会福祉についての理解を深めると同時に、様々な出会いの中から新たな発見や「ともに生きていく」ことについて考えることができるようその機会を提供します。

<実施計画>

- ①ボランティア、社会福祉、防災、障がい等について学び、体験できる機会をもってもらえるような講座を企画します。
- ②美咲町社協の事業や地域の活動に対して自主的に参加し、ボランティアとして活動してもらいます。活動に対してポイントを付与します。
- ③校長会や各小学校、教育委員会、美咲町等とも連携し、内容の検討や周知の協力をしてもらえるよう体制づくりを行います。

対象:ボランティア活動に関心のある小学生【4～6年生】10名程度(毎年募集)

<財源>

- ・赤い羽根共同募金
- ・参加費(自己負担)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(2)夏のボランティア体験の実施

<目的>

夏のボランティア体験(通称夏ボラ)は、ボランティア活動に関心があるけれど、なかなか“きっかけ”がないという方々を対象に、7～9月の夏休み期間を利用して、様々なボランティア活動の中から、自分に合った活動を選び、参加する企画です。

ボランティア体験を通じて、社会福祉についての理解を深めると同時に、様々な出会いの中から、新しい発展や『ともに生きていく』視点について考える機会を提供します。

<実施計画>

実施期間:7~9月(夏休み期間以外でも受け付けています)

美咲町内の社会福祉施設等(高齢者関係・障がい児・者関係・児童関係・その他)でボランティア体験活動を行います。

対象:中学生・高校生・一般

<財源>

- ・赤い羽根共同募金
- ・参加費(ボランティア活動保険料として)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |



ジュニアボランティア養成講座



夏のボランティア体験の様子

(3)認知症サポーター養成講座の開催

<目的>

P. 99 参照

<実施計画>

認知症について正しい知識を持ち、理解を広げる認知症サポーターを育成します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(4)あいサポーター養成講座への参画

<目的>

障がいの特性を理解し、障がいがある方が困っていることに対してちょっとした手助けや心配り等を実践できる住民(あいサポーター)を養成することで誰もが暮らしやすい地域の実現を目指します。

<実施計画>

障害者ネットワーク会議に参加し、あいサポーター養成講座の企画運営に携わり、啓発します。

対象:地域住民、企業、町職員、社協職員等

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------------------------------|------|------|
| | | 障害者ネットワークへの参画 養成講座への参画・啓発 | | |



認知症サポーター養成講座の様子



あいサポーター養成講座の様子

(5)新しい人材の育成

<目的・実施計画>

地域における住民の生活や福祉課題(困りごと)について、身近な地域のアンテナ役として活動できる人材を養成し、日常生活の中で無理なくできる範囲での見守りや声かけを行い、住民の困りごとやちょっとした変化に気づき、専門職と連携していきます。

①生活支援サポーターや認知症サポーター、あいサポーター等様々な分野の人材が活動をしており、その方々と連携を取りつつ、地域福祉の推進と充実を行っていくために必要な人材を検討し育成に取り組みます。

<財源>

赤い羽根共同募金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------|-------|-------|
| | | | 企画・検討 | 講座の開催 |

関係機関・団体

町内保育園、小学校、中学校、岡山県内高校、ボランティア(個人・団体)、NPO法人、美咲町内社会福祉施設、社会福祉法人、自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、久米郡商工会、認知症キャラバンメイト、美咲町障害者ネットワーク、生活支援サポーター、ボランティア(個人・団体)、消防団、子ども会、ふれあいサロン、通いの場、美咲町 等

<地域でできること・あなたができること>

- ☆各種ボランティア講座に積極的に参加しましょう。
- ☆地域の行事等みんなが集まる際に「福祉」について学ぶ機会を取り入れましょう。
- ☆身近なボランティアから始めましょう。



担当部署:地域福祉課

推進活動3. 災害ボランティア支援活動の推進

現状と課題

近年、日本各地で台風や局地的な大雨による風水害や地震等の災害が多発しています。日頃からの困りごとが被災によって悪化することや、SOSを上げられず困りごとが埋もれてしまうことも考えられます。そうしたことが起こらないよう、被災した多くの地域では、社会福祉協議会が住民、行政、各種関係機関と一緒に「災害ボランティアセンター」を開設し、暮らしの復興や生活支援に地域内外のボランティアとともに取り組んでいます。有事の際、災害ボランティアセンターが大きな役割を担っています。

また、社協の強みは日常的に住民と顔の見える関係にあるところにあります。災害時だけのボランティアセンター、被災者支援だけでなく、日頃から困っている方や課題を抱えている方がおられたら、訪問し、寄り添い、支援し、平時から顔の見える関係をつくっていく必要があります。

今後も美咲町社協全体で災害ボランティアセンター運営の研修に取り組んでいけるよう、職員、住民の声を聴き、その声を反映した内容になるよう努めます。

事業概要

災害時の支援活動として“災害ボランティア”が知られるようになった中で、備えとして被災者支援において大切な考え方、基礎的な内容を学習する機会を設け、ボランティアリーダーになれる人材を集約・育成しています。美咲町社協が推進する災害時支援は暮らしの支援であり、平時と災害時は切っても切れないものと考え、平時から防災・減災を切り口に地域づくりを進められる人材を養成し、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

実施事業・活動計画

(1)災害ボランティア養成講座・災害ボランティアセンター設置演習の実施

<実施計画>

①災害ボランティア養成講座(年間1回実施)

内容:暮らしをつなぐ災害ボランティア活動とは、福祉避難所の役割、被災地での取り組み等
 対象:町内外のボランティアに関心のある住民、市町村社協職員、町職員、消防団、県職員等
 ※講座についてのアンケート調査の実施

※受講された方に美咲町災害ボランティア登録を斡旋 第1期～第5期72名(平成30年3月現在)

②災害ボランティアセンター設置訓練(年間1回実施)

<財源>

- ・赤い羽根共同募金
- ・社協経費

<評価指標>



| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|---------------------------------------|------|------|
| | | 災害ボランティア養成講座 災害ボランティア設置演習 年間各1回 | | |

(2)災害ボランティア実行委員会の開催

<実施計画>

①災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営に向けて、社協内各部署から代表者を募り災害ボランティア実行委員会を開催し、平常時から災害発生に備えて連携を深め、必要に応じてマニュアルの検討を行います。(年間4回実施)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------|------|------|
| ← | — | 年間4回 | — | → |

(3)災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成

<実施計画>

①関係機関・団体、行政等と協議し、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|---------------------------------|------|------|
| | ← | 令和3年度より取り組みを開始し、 マニュアルを作成します | | → |

関係機関・団体

近隣市町村住民、消防団、NPO法人、岡山県社会福祉協議会、他県・他市町村社会福祉協議会、県災害救援専門ボランティア、大学生ボランティア、ボランティア(個人・団体)、消防署、防災士、美咲警察署、美咲町、岡山県 等



災害ボランティア養成講座・災害ボランティアセンター設置演習の様子

<地域でできること・あなたができること>

- ☆日頃から災害に負けない地域づくり、防災減災への取り組みを行いましょう。
- ☆地域で助けあい・支えあいの意識がもてるような取り組みを行いましょう。
- ☆美咲町社協や行政等との協力体制の強化に取り組みましょう。
- ☆サロンや地域の行事の中で災害ボランティア活動に参加した方の話や消防の方の話聞く機会をもち、災害ボランティア活動への理解を深めましょう。



担当部署：地域福祉課

推進活動4. 地域・学校における福祉教育の推進

現状と課題

総合的な学習の時間等において、小・中学校で、福祉体験教室の依頼が入り、車いす体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験、認知症等について、学校で福祉を体験する機会を提供しています。しかし、福祉教育の実践については、指定校を中心とした学校の取り組みとなっていることや、学んだことを日常生活の中で活かしてきていないことが課題です。令和2年に学習指導要領の改正に伴い、今後は、福祉教育プログラムづくりをはじめ、子どもたちが、「地域でともに生き、ともに学びあい、ともに育ちあう」意識を育むために、教育現場の実情を把握し、当事者・家族の団体や地域住民・団体、行政等と連携することで、福祉教育を展開する仕組みを構築し、推進していく必要があります。

事業概要

「地域でともに生き、ともに学びあい、ともに育ちあう」福祉教育を通して、地域に根ざした学習活動へと展開できるように、当事者・家族の団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、学校等と福祉教育の現状を把握するとともに、幅広い実践を積み上げ「福祉教育プログラム」を作成し、福祉教育を推進します。

実施事業・活動計画

(1)美咲流(地域版・学校版)の福祉教育の推進

<実施計画>

①福祉教育の推進及び福祉教育プログラムの作成(地域版・学校版)

内容:高齢者・障がい者・児童・認知症・ボランティア等

②福祉教育検討委員会の実施

教育現場の実情や福祉教育の必要性を理解し、福祉教育の推進を図ることを目的に福祉教育検討委員会を開催します。

【構成メンバー:当事者・家族の団体、ボランティア・NPO、関係機関・団体、学校、美咲町等】

③小中学校との連携強化に努めます。(校長会への参加)

④教育委員会、美咲町等との連携強化に努めます。

<財源>

赤い羽根共同募金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------------------------|--------------------------|------------------|------------------|------------------|
| ①福祉教育の実施 福祉教育プログラムの作成 | ①福祉教育の実施 福祉教育プログラムの作成 | 福祉教育モデル事業の実施(1校) | 福祉教育モデル事業の実施(2校) | 福祉教育モデル事業の実施(3校) |
| ②福祉教育検討委員会の実施 | ②福祉教育検討委員会の実施 | | | |

(2) 各種事業への住民の参画を啓発

<実施計画>

美咲町社協が実施する様々な分野の事業へ、幅広い世代の住民に参画してもらい福祉教育の推進を図ります。

<事業内容>

夏のボランティア体験、ジュニアボランティア養成講座、災害ボランティア養成講座、生活支援サポーター養成講座、みしゃモンカレッジ、認知症サポーター養成講座等

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(3) 福祉教育セミナーの開催

<実施計画>

「地域」「福祉」をキーワードに、地域から生まれる福祉教育について模索し、福祉教育に対する意識の高揚と知識を習得する機会の提供に努めます。また、住民同士の支えあいのネットワークづくりや共助、近助^(注1)の大切さについて学んでもらう機会の提供を行います。

対象：地域住民、教職員、町職員 等

<財源>

赤い羽根共同募金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を2年間通して推進します → | | | | |

関係機関・団体

小学校、中学校、高校、大学、自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、愛育委員会、栄養委員会、ふれあいサロン、通いの場、障害者ネットワーク、当事者・家族の会、ボランティア、NPO団体、認知症キャラバンメイト、美咲町 等

(注1)近助：隣・近所同士の助けあいのこと。



小学校における車イス体験・認知症サポーター養成講座の様子

<地域でできること・あなたができること>

☆学校や家庭と連携し、地域全体で子どもの成長を支えていきましょう。

☆子どもたちと地域の様々な人が関わりを持つことで体験や交流を深めましょう。



担当部署：地域福祉課

基本目標 E 当事者・当事者組織の支援の推進

様々な当事者組織の活動支援と当事者自らの参画を進めていきます。

| | |
|---------------------------------------------|------|
| 推進活動 1. 当事者組織団体の支援活動の推進 | p.74 |
| (1)美咲町介護者の会..... | p.74 |
| (2)笑いのサロン和(なごみ)..... | p.74 |
| (3)レインボータートル(本人の会)、美咲町心身障害児者親の会(亀さんの会)..... | p.75 |
| (4)ひよこクラブ..... | p.75 |
| (5)認知症カフェ(オレンジカフェ)の推進 | p.76 |

基本目標 E 当事者・当事者組織の支援の推進

推進活動 1. 当事者組織団体の支援活動の推進

現状と課題

美咲町社協では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようお互いが支えあえる地域づくり」を行っていくため、いろいろな分野の方の仲間づくりを支援しています。現在6団体の当事者団体組織が活動を行っています。それぞれの団体で、担い手不足、参加者の固定化、活動のマンネリ化等が課題となっています。

今後も地域社会の問題及び当事者組織の状況を鑑みつつ、組織形態や活動支援の在り方を検討しながら支援を行います。

実施事業・活動計画

(1)美咲町介護者の会

<目的>

認知症の方や要介護の方で介護が必要な高齢者、障がい等により在宅で介護をしている人、介護を経験(卒業)した人、介護に関心のある人が集まり、お互いの悩みや体験を共有し、また体験や情報を分かちあう介護者相互の交流の会です。毎月1回、第1木曜日に定例会を開催し、会員相互の交流と親睦・レクリエーション活動、介護に関する学習や情報共有・情報交換等を行い、会員のホッとする居場所として活動しています。

<実施計画>

介護者の会が自主的に運営できるよう運営に関しての相談助言を行います。また、積極的にアウトリーチを行い、当事者家族や地域住民、専門職等から介護相談を受けた際には、介護者の会への参加を促す等介護者の会との連携を図ります。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(2)笑いのサロン和(なごみ)

<目的>

病を抱えている本人や支えている家族が、誰にも相談ができず自分で抱え込んでしまった時の心よりどころ(居場所)として、「気軽に立ち寄れて話や相談ができる場」を目指して活動をしています。

日時:毎月第4水曜日 13:30~15:30

場所:町内の各所(中央公民館等)

<実施計画>

会が自主的に運営できるよう運営に関しての相談助言を行います。また、積極的にアウトリーチを行い、当事者や当事者家族や地域住民、専門職等から相談を受けた際には、会への参加を促す等会との連携を図ります。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(3)レインボーートル(本人の会)、美咲町心身障害児者親の会(亀さんの会)

<目的>

①レインボーートル(本人の会)

心身に障がいがあっても、“自分らしく生きていこう”“自らの力を発揮していこう”という思いから、レインボーートル(本人の会)を立ち上げ、仲間同士でレクリエーション活動や映画鑑賞や買い物、またカラオケ・ボーリング大会等、自分たちがやりたいことを企画実行し、楽しく活動をしています。また、美咲町社協等の事業運営にも協力・支援を行い、積極的に地域交流活動も行っています。

<実施計画>

小委員会の実施や余暇活動、勉強会等の運営補助や相談助言を行います。できるだけ本人たちの想いをカタチにでき、主体的な活動が取り組めるよう支援を行います。また、美咲町社協の事業であるみしゃモンカレッジや障がい者アート教室等の参加を呼びかけます。

②美咲町心身障害児者親の会(亀さんの会)

心身に障がいのある子どもの親が集い、日頃の悩みや福祉情報を共有しています。また、障がいの理解、啓発や地域との交流も兼ねて「ペタンク交流会」を開催しています。障がい者(本人)が障がい種別や程度に関わらず、誰もが自分らしく、地域で共に生きていけることを願い活動しています。

<実施計画>

会が自主的に運営できるよう運営に関しての相談助言を行います。また、積極的にアウトリーチを行い、当事者や当事者家族や地域住民、専門職等から相談を受けた際には、会への参加を促す等、会との連携を図ります。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(4)ひよこクラブ

<目的>

共働き世帯の増加に伴い、自宅で保育をする親が減り、子育てサロンへの参加者も減ってきている現状があります。

ひよこクラブでは、親と子どもと一緒にレクリエーション活動や研修を通して、情報の共有や交流を図っています。また、子育て支援センターの行事に参加する他、栄養士による栄養指導教室や図書館司書による読み聞かせを行う等様々な社会資源との連携を図りながら活動の継続を行っています。子ども・子育て世代の大切な居場所になっています。

<実施計画>

ほっと・るーむと連携しながら、子育て世代の情報共有や仲間づくりができる場として、子育て家庭の孤立化の防止に努めます。また、地域における子育て支援の推進を図り活動を支援します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(5) 認知症カフェ(オレンジカフェ)の推進

<目的>

P. 98 参照

<実施計画>

認知症当事者や当事者家族の思いや悩みが共有できる場となるよう、活動支援をします。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、生活支援サポーター、子ども会、ふれあいサロン、通いの場、障がい者福祉施設、介護保険事業所、医療関係者、町内外の当事者組織、認知症事業連絡会、美咲町 等



<地域でできること・あなたができること>

- ☆組織団体の必要性を理解して協力をしましょう。
- ☆支援や情報を必要とする人に様々な機会を活用し伝えていきましょう。
- ☆仲間が必要な人に各種会へ参加を呼びかけましょう。



担当部署: 地域福祉課

基本目標 F 相談・生活支援活動の推進

誰もが地域でいきいきと暮らしていけるよう、相談体制や生活支援活動を充実させていきます。

| | |
|------------------------------------|------|
| 推進活動 1. 権利擁護センター機能の強化..... | p.79 |
| (1)権利擁護センターの受託..... | p.79 |
| (2)権利擁護講座の実施..... | p.80 |
| (3)日常生活自立支援事業・成年後見制度意見交換会の実施..... | p.80 |
| (4)権利擁護に関する事業・制度の普及啓発の実施..... | p.80 |
| 推進活動 2. 安全・安心な地域生活支援及び相談機会の充実..... | p.82 |
| (1)日常生活自立支援事業の実施..... | p.82 |
| (2)法人後見の実施..... | p.82 |
| (3)なやみごと心配ごと相談(受託)の実施..... | p.83 |
| (4)ふくしの相談会の開催..... | p.83 |
| 推進活動 3. 生活困窮者自立支援の推進..... | p.84 |
| (1)自立相談支援事業(受託)の実施..... | p.84 |
| (2)家計改善支援事業(受託)の実施..... | p.84 |
| (3)生活福祉資金貸付事業(県社協・美咲町社協独自)の実施..... | p.85 |
| (4)食料支援及びリサイクル事業の取り組み..... | p.85 |
| (5)ぷらっと事業の実施..... | p.85 |
| (6)福祉バイク貸出事業(受託)の実施..... | p.86 |
| (7)生活困窮に関する事業・制度の普及啓発..... | p.86 |

推進活動4-1. 地域包括支援センター機能の強化

－地域包括ケアシステムの推進－ p.87

- (1)地域包括支援センター運営協議会の開催..... p.87
- (2)地域ケア会議の開催..... p.87
- (3)地域包括ケア会議(行政主体)への参画..... p.88
- (4)小地域ケア会議への参画..... p.88
- (5)個別ケア会議の開催..... p.88
- (6)在宅医療・介護連携事業(行政主体)の推進..... p.89

推進活動4-2. 地域包括支援センター機能の強化

－総合相談支援事業－ p.90

- (1)総合相談支援事業..... p.90
- (2)社協内連携会議への参画..... p.90

推進活動4-3. 地域包括支援センター機能の強化 -権利擁護事業- .. p.92

- (1)高齢者虐待の防止及び対応..... p.92
- (2)成年後見制度等の活用促進..... p.92
- (3)権利擁護業務アドバイザー会議の開催..... p.93
- (4)消費者被害防止の促進..... p.93

推進活動4-4. 地域包括支援センター機能の強化

－第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント事業)－ p.94

- (1)第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント事業)の実施..... p.94
- (2)生活支援体制整備事業(美咲町社協受託)の推進..... p.95
- (3)実態把握業務の実施..... p.95

推進活動4-5. 地域包括支援センター機能の強化

－包括的・継続的ケアマネジメント支援事業－ p.96

- (1)事例検討会の開催..... p.96
- (2)介護支援専門員研修会の開催..... p.96
- (3)各種関係機関・団体等との連携体制の構築支援..... p.97
- (4)美咲町介護給付適正化事業(行政主体)の推進..... p.97

推進活動5. 認知症総合支援事業(行政主体)の推進..... p.98

- (1)認知症事業連絡会への参画..... p.98
- (2)認知症カフェ(オレンジカフェ)の推進..... p.98
- (3)認知症見守り声かけ訓練の開催支援..... p.99
- (4)認知症サポーター養成講座の開催..... p.99
- (5)認知症啓発活動の推進..... p.99
- (6)認知症初期集中支援チームによる支援..... p.100

基本目標 F 相談・生活支援活動の推進

推進活動 1. 権利擁護センター機能の強化

現状と課題

高齢者、障がい者、身寄りのない方の増加等によって権利擁護^(注1)に関する事業の必要性が増しており、権利擁護センターの受託や市民後見人^(注2)の活動支援等を通じて、どんな人も安心して生活できる地域づくりに取り組んでいます。

しかし、第2期活動計画策定におけるヒアリング調査及びアンケート結果から「名前を聞いたことはあるが内容は知らない」「地域に出向いて説明してほしい」という声が挙げられています。

今後は地域で実施されているサロンや自治会、各種団体の会議等に出席し、福祉ニーズの把握及び権利擁護センターの広報活動を行います。

また、より良い相談支援を行うため、部署間、行政、地域住民が課題解決に向けて一緒に取り組めるよう、連携体制の強化を図ります。

事業概要

障がいや認知症等で判断能力に不安のある方が、地域で安心して生活が送れるように支援します。福祉サービスや福祉活動等による多様な援助が切れ目なく提供されるように、地域住民と専門職が協働した支援体制を構築します。

実施事業・活動計画

(1) 権利擁護センターの受託

<目的>

関係機関・団体、行政等と連携を図り、権利擁護に関する相談窓口として、権利擁護や成年後見制度^(注3)の普及・啓発、市民後見人の支援、権利擁護・成年後見制度の普及・啓発、地域との連携によるニーズの早期発見・対応等の権利擁護事業を実施します。

<実施計画>

- ①適切な運営を行うため運営委員会を開催します。(年1～2回)
- ②受任調整や困難事例の検討を行うため支援検討委員会を開催します。(年6回)
- ③地域包括支援センター主催のアドバイザー会議に参加します。(毎月)
- ④意思決定支援を適切に行う準備体制の整備を行います。
- ⑤地域住民と専門職の一体的支援を行います。

<財源>

行政受託金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|--------------------------------|------|------|
| ← | | 運営委員会開催 年1～2回 支援検討委員会開催 年6回 | | → |

(2) 権利擁護講座の実施

<目的>

知っておくと役立つ制度や権利擁護の考え方等をテーマに講座を開催し、制度の周知や市民後見人のフォローアップを目的に実施します。

<実施計画>

対象：市民後見人、生活支援員^(注4)、地域住民、関係機関

講師：弁護士、社会保険労務士、市民後見人

内容：権利擁護の考え方、遺産相続、後見体験談等

質疑応答の時間を確保、聞いてみたいテーマを随時確認する等、分かりやすく興味もてるよう工夫

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------|------|------|------|------|
| 開催場所や対象者を検討 | ← | 開催 | → | |

(3) 日常生活自立支援事業・成年後見制度意見交換会の実施

<目的>

生活支援員、市民後見人、関係機関の専門職が集まり、情報交換や事例検討を通して課題解決及び活動意欲の向上を目的に実施します。

<実施計画>

対象：市民後見人、生活支援員、関係機関

内容：活動の中で嬉しかったことや悩みの共有、事例検討等(毎月1回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|--------|------|------|
| ← | | 毎月1回開催 | → | |

(4) 権利擁護に関する事業・制度の普及啓発の実施

<目的>

権利擁護に関心を持ってもらうため、ふれあいサロンや小地域ケア会議等へ積極的に出向き、広報活動を行います。

また、みさきテレビの活用や広報紙に特集を掲載する等、普及啓発方法を検討します。

<実施計画>

対象：地域住民

内容：権利擁護とは何か、成年後見制度や日常生活自立支援事業の説明等

場所：ふれあいサロン、小地域ケア会議等

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----------|--------------------|------|-----------------|------|
| 普及啓発事業の検討 | みさきテレビや広報紙等を活用して周知 | | 内容の振り返り修正等行い、継続 | |

関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、ふれあいサロン、津山市社会福祉協議会、鏡野町社会福祉協議会、久米南町社会福祉協議会、岡山県社会福祉協議会、生活支援サポーター、岡山パブリック法律事務所、障がい者相談支援事業所、障がい者福祉施設、社会福祉法人、NPO法人、介護保険事業所、美咲町

- (注1)権利擁護：自分の権利を表明することが困難な認知症高齢者や障がい者等のニーズ表明を支援し、代弁すること。
- (注2)市民後見人：親族以外の市民による後見人のこと。市民後見人は、弁護士等の専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約等、本人を代理して行う。
- (注3)成年後見制度：病気や不慮の事故等によって、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人の意思を尊重し自立した生活を支えるための制度。
- (注4)生活支援員：利用者の状況把握等を行い、支援計画に基づいて生活に必要な支払いの代行等、具体的な援助を行う。



権利擁護講座



権利擁護センター開設5周年

<地域でできること・あなたができること>

- ☆必要な時に利用できるよう制度について学びましょう。
- ☆権利擁護に関する研修会に積極的に参加しましょう。
- ☆地域の中で気になる方がいたら早めに専門職へ相談し、一緒に支えていきましょう。



担当部署：地域福祉課

推進活動2. 安全・安心な地域生活支援及び相談機会の充実

現状と課題

加齢や障がい、認知症等によって判断能力が低下した方が不利益を被ることなく、その人らしく住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、金銭管理・重要書類の保管・福祉サービスの利用等の支援を行っています。また、年金・介護・登記・相続等、地域住民の生活上の心配ごとや悩みごとの相談に応じ、関係機関と協力して適切な助言をおこない、相談の解決につながるよう相談会を実施しています。

しかし、日常生活自立支援事業における生活支援員不足や相談会開催の周知が不十分等の課題もあるため、関係機関・団体と協力し、その解決を図ります。

また、より一層安心した地域生活を送ることができるよう地域団体・近隣住民と連携して支援します。

事業概要

病気や障がいがあっても住み慣れた地域で生活できるように、福祉サービスの利用援助や重要書類の保管等の支援を行います。また、年金や相続等の様々な悩みごとを相談できる場として、関係機関や団体と協力して相談会を実施します。

実施事業・活動計画

(1)日常生活自立支援事業の実施

<目的>

福祉サービスに関する情報提供、助言、手続きの援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行い、自立した日常生活が送れるよう支援をします。

<実施計画>

対象:高齢者、障がい者(知的・精神)等、判断能力が十分でない方

内容:福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類預かり等

<財源>

行政受託金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(2)法人後見の実施

<目的>

被後見人が自分らしさを保ちながら安心した生活を送ることができるよう、本人の意思を尊重し、身上監護や財産管理を行います。

<実施計画>

対象:家庭裁判所から補助、保佐、後見^(注1)のいずれかの審判を受け、美咲町社協が成年後見人に選ばれた方 内容:身上監護^(注2)、財産管理

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(3) なやみごと心配ごと相談(受託)の実施

<目的>

身近な相談先の確保及び生活支援のため、心配ごと相談・行政相談・人権相談等の合同相談所を定期開設します。

<実施計画>

相談員：民生委員、行政相談委員、人権擁護委員、身体障害者相談員、弁護士

場所：中央保健センター、柵原総合支所、旭町民センター(合計16回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|----------------------|------|------|------|
| ← | 3地域(旭・中央・柵原) 合計16回開設 | | | → |

(4) ふくしの相談会の開催

<目的>

県北の権利擁護のネットワークの連携を強化することを目的に、津山市・鏡野町・久米南町・美咲町の4つの社会福祉協議会が共同で開催し、様々な専門職による相談機会を提供します。

<実施計画>

①幅広い相談ができるふくしの相談会を開催します。

相談員：弁護士、司法書士、社会福祉士、年金事務所職員、行政職員等
がボランティアで対応

開催頻度：4つの社協が1回ずつ開催(時期は協議)

②広く周知するためにチラシ配布や告知放送等を実施します。



<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|-----------|------|------|
| ← | | 年4回(共同開催) | → | → |

関係機関・団体

岡山家庭裁判所、津山市社会福祉協議会、鏡野町社会福祉協議会、久米南町社会福祉協議会、岡山県社会福祉協議会、岡山パブリック法律事務所、一般社団法人おかやま地域後見支援ネット、民生委員児童委員協議会、身体障害者相談員、人権擁護委員、行政相談委員、障がい者相談支援事業所、障がい者福祉施設、社会福祉法人、NPO法人、介護保険事業所、美咲町

(注1) 補助・保佐・後見：被後見人の判断能力の程度により「補助」「保佐」「後見」の3類型に分けられる。

(注2) 身上監護：被後見人が適切に生活できるように、介護保険や病院等の「身の上」の手続きをすること。

<地域でできること・あなたができること>

☆困った時は一人で抱えず、早めに相談しましょう。

☆悩みごとを抱えている人には相談会を紹介してあげましょう。

☆見守りや声かけを行い、誰もが安心して暮らせる地域にしましょう。



担当部署：地域福祉課

推進活動3. 生活困窮者自立支援の推進

現状と課題

社会的孤立、経済的困窮、いくつもの複合的な福祉課題・生活課題を抱えている人が増加しており、生活困窮者^(注1)への一体的な支援が求められています。美咲町社協では、生活や仕事等の困りごとを抱えた方への総合相談に取り組んでいます。相談者と信頼関係を構築し、少しずつステップアップを重ねることで、就職につながった方もおられます。

しかし一方で、「相談先が分からない」「相談者のみならず地域との関係づくりも必要」という声も寄せられていることから、今後は小地域ケア会議やふれあいサロン等に積極的に出向き、相談窓口を周知するとともに、地域との連携体制の構築を図ります。

事業概要

社会的孤立や経済的困窮等の課題を抱えた方の相談を受け、いきいきとした生活を取り戻せるよう支援します。課題を整理して自立に向けた計画を相談者と一緒に考え、家計の見直しや貸付等を行います。また、アウトリーチにより地域との関係づくりや課題の早期発見に取り組みます。

実施事業・活動計画

(1) 自立相談支援事業(受託)の実施

<目的>

生活に困りごとや不安を抱えている方の相談を受け、様々な生活課題を整理し、相談者に寄り添いながら自立を目指した支援を行います。相談者の思いや良いところを活かせるよう、他事業・地域住民と協力して取り組みます。

<実施計画>

対象:生活に困窮している方

内容:相談者の抱えている課題を整理し、解決するためのプラン作成

地域住民、関係機関との連絡調整を行い、包括的な支援を実施

<財源>

行政受託金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(2) 家計改善支援事業(受託)の実施

<目的>

収入に見合ったお金の使い方ができておらず困窮状態に陥っている方を対象に、家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。

<実施計画>

対象:家計の収支バランスがとれておらず、生活に困窮している方

内容:家計表を作成して収支内容が見える化し、解決策と一緒に検討 多重債務、税金滞納等は弁護士や行政担当課と連携して解決に取り組み、必要に応じて貸付の斡旋を行う

<財源>

行政受託金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(3)生活福祉資金貸付事業(県社協・美咲町社協独自)の実施

<目的>

低所得者・障がい者・高齢者等で生活に困窮している場合に、生活福祉資金の貸付・償還等の必要な援助指導を行い、その自立を支援することに努めます。

<実施計画>

対象:低所得者・障がい者・高齢者等の生活困窮世帯

内容:岡山県社協が実施主体の生活福祉資金貸付、美咲町社協独自の緊急小口資金貸付生活や家計状況の聞き取りを行い、返済計画を立てる

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(4)食料支援及びリサイクル事業の取り組み

<目的>

生活困窮者にお米、生活用品、電化製品、自転車等の無償提供を行い、自立した生活が送れることを目的に実施します。

<実施計画>

対象:生活困窮状態の方

内容:収入が入るまで一時的に食料が足りない場合にお米を提供
地域住民、関係機関から寄付していただいたリサイクル品の提供

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(5)ぷらっと事業の実施 ※B 居場所支援の推進に簡略版を記載

<目的>

ひきこもりや障がい等、様々な要因で社会とのつながりが薄れ、生きづらさを抱えた人が自分のペースで社会に順応できるよう、居場所づくりから社会参加を目指した寄り添い支援を行います。

<実施計画>

対象:病気、障がい、ひきこもり等が要因で生きづらさを抱えた方

内容:清掃活動、施設や事業所でのボランティア活動、洗車等参加者のやりたいことや好きなことを参考に考える

第4章 実施事業・活動の推進

<財源>

・赤い羽根共同募金

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(6)福祉バイク貸出事業(受託)の実施 ※貸出事業へ本文記載

<目的・実施計画>

P.126 参照

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(7)生活困窮に関する事業・制度の普及啓発

<目的>

地域住民及び関係機関の方に、生活困窮者自立支援制度の内容や対象者、相談窓口等の普及啓発を行い、早期発見から支援につながることを目的に実施します。

<実施計画>

対象者:地域住民、関係機関

内容:ふれあいサロンや小地域ケア会議等に出向いて説明 啓発動画をみさきテレビで放送、広報紙に活動紹介特集の掲載を検討



<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

関係機関・団体

岡山県社会福祉協議会、自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、ふれあいサロン、小地域ケア会議、生活支援サポーター、介護保険事業所、障がい者相談支援事業所、障がい者福祉施設、社会福祉法人、NPO法人、介護保険事業所、美咲町

(注1)生活困窮者:多重債務、ホームレス、ひきこもり、障がい疑われる等、様々な要因により経済的に困窮している人。就労していてもお金の使い方が原因で困窮している場合も含まれる。

<地域でできること・あなたができること>

- ☆生活困窮者に関する理解を広げていきましょう。
- ☆地域の中で気になる方がいたら早めに相談し、専門職と一緒に支えていきましょう。
- ☆日頃からあいさつや見守りを行い、孤立しない地域にいきましょう。



担当部署:地域福祉課

推進活動 4-1. 地域包括支援センター機能の強化 –地域包括ケアシステムの推進–

現状と課題

全国的に少子高齢化・過疎化が進む中、住み慣れた地域で自立した生活を最期まで送ることができるように、高齢者・障がい者・子ども等、すべての世代で支え・支えられるまちづくりが求められており、介護・育児・障がい・生活困窮等に対応した包括的な生活支援を切れ目なく提供できる体制(地域包括ケアシステム)づくり(図 P. 36 参照)を推進しています。

美咲町では、地域での個別支援の協議はできていますが、地域課題や解決困難な問題について、新たな社会資源及び生活支援体制の整備等を検討する会議体につながっておらず、循環的な体制の構築が急務です。

また、誰もが住みやすい地域づくりのために、地域の様々な課題に対して、地域住民が我がごととして自分たちに何ができるかを話しあい、住民主体となって地域活動を行うことができるよう、その支援体制づくりが求められています。

事業概要

地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、地域やボランティア等の多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的及び継続的に支援するとともに、その体制づくりを推進します。

実施事業・活動計画

(1)地域包括支援センター運営協議会の開催

<目的>

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センター(以下「包括」という。)の運営や事業の実施状況等について、在宅医療・介護連携推進協議会と連携し、協議及び検討します。

定期的に事業評価を行い、業務の見直しを行います。

<実施計画>

①地域包括支援センター運営協議会を開催します。(年2回)

②事業評価及び見直しを行います。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|-------|------|------|
| ← | — | 年2回開催 | — | → |

(2)地域ケア会議の開催

<目的>

日常生活圏域(中学校区)の単位で、介護支援専門員、介護事業者、自治会、民生委員、医療機関、商工会、美咲町、ボランティア団体等の多くの地域関係者で構成し、地域の個別事例の検討及び地域課題の把握・分析に努めます。

また、総合的に課題を検討し、具体的な支援・対応策について協議します。

<実施計画>

地域ケア会議を開催します。(年4回×3地域)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------------|------|------|
| ← | — | 年4回×3地域で開催 | — | → |

(3)地域包括ケア会議(行政主体)への参画

<目的>

小地域ケア会議や地域ケア会議から出された地域課題を中心に、解決困難な問題や広域的な課題について検討し、地域住民誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、新たな社会資源や生活支援体制の整備について、美咲町及び各種関係機関等とともに検討を行います。

<実施計画>

地域包括ケア会議に参画します。(年4回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------|------|------|
| ← | — | 年4回 | — | → |

(4)小地域ケア会議への参画

<目的>

小地域ケア会議に参画し、地域が抱える問題や地域資源の発掘及び個別課題の支援等について、情報共有及び検討を行います。

小地域ケア会議で把握した課題を、地域ケア会議・地域包括ケア会議へと展開し、新たな社会資源(施策・事業等)が地域に還元される体制を推進します。

<実施計画>

小地域ケア会議に参画します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|---------------------|------|------|
| ← | — | 実施計画の内容を5年間通して推進します | — | → |

(5)個別ケア会議の開催

<目的>

介護保険における要支援認定者及び総合事業対象者の個別課題の発見に努め、課題解決に向けて取り組みます。

会議では、多職種による専門的視点から要支援認定者及び総合事業対象者の自立支援に資するプランとなるよう、支援目標及び福祉サービス内容の検討、個別支援に足りない社会資源や地域課題についての情報共有を図ります。

<実施計画>

個別ケア会議を開催します。(月1回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|--------|------|------|
| ← | — | 毎月1回開催 | — | → |

(6)在宅医療・介護連携事業(行政主体)の推進

<目的>

包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにするために医療と介護の連携を強化します。

美咲町及び関係機関と連携し、医療と介護の連携、認知症対策、生活支援等について協議・検討します。

<実施計画>

①在宅医療・介護連携部会(会議)へ参画します。(月1回)

②研修会へ参加します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|----------------------|------|------|
| ← | | 部会への参画 毎月1回 研修会参加 | | → |

関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、小地域ケア会議、ボランティア(個人・団体)NPO法人、久米郡商工会、医療機関、久米郡医師会、薬剤師会美作支部、岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会、居宅介護支援事業所、介護保険事業所、美咲町 等

<地域でできること・あなたができること>

- ☆住み慣れた地域での生活を維持するため、みんなで助けあいましょう。
- ☆みんなで見守りできる体制づくりをすすめましょう。
- ☆地域課題等を情報共有し、地域でできることをみんなで話しあいましょう。
- ☆地域活動、ボランティア活動等に積極的に参加しましょう。
- ☆各家庭で緊急連絡先等の情報シートを作成し、いざという時に地域で活用ができるようにしておきましょう。



担当部署:地域包括支援センター

推進活動 4-2. 地域包括支援センター機能の強化 – 総合相談支援事業 –

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、様々な問題を抱えた方に対して各種関係機関・団体と連携を図り、課題解決及び地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉制度へのつなぎを含めた総合相談支援を行っています。

地域福祉課や権利擁護センターにも相談窓口があり、各機関が連携しながら対応することで支援がスムーズに行われるように努めています。

しかしながら、高齢化及び認知症の人の増加、家族形態の変化等により、相談受付件数及び支援量が増加しており、業務または運営体制等の見直しが求められています。

また、地域福祉課や権利擁護センター等の様々な相談窓口があることで、地域住民が相談先に迷う等の声も聞かれており、統合したワンストップ^(注1)の福祉総合相談窓口の設置が必要となっています。

事業概要

住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

実施事業・活動計画

(1) 総合相談支援事業

< 目的 >

高齢者やその家族の介護の悩みや福祉、医療、介護予防等の困りごとに対して、よりよい解決ができるように、電話や訪問等により相談に応じ、包括3職種(主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士)がそれぞれの専門性を活かし、連携しながら総合的な支援に努めます。

高齢者以外でも何らかの障がいを抱えている方、家庭環境が複雑で支援が必要な場合においても、適切な関係機関に引き継ぐ等の支援を行います。

また、民生委員や自治会長、地域団体等、地域のキーパーソン^(注2)とのつながりや相談しやすい関係づくりに努め、地域から相談を受けた場合には出来るだけ速やかに対応し、その状況を報告します。

< 実施計画 >

総合相談窓口を設置し、適切な支援を行います。

< 評価指標 >

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----------------------------------|------|------|------|------|
| ←————— 実施計画の内容を5年間通して推進します —————→ | | | | |

(2) 社協内連携会議への参画

< 目的 >

地域福祉課と権利擁護センター、包括等の多職種が連携し、適切な相談支援に結びつけるとともに、協働による地域づくり(地域の人材や社会資源の発掘等)に取り組めるよう、情報共有を図ります。

また、相談や取り組み等から明らかになった地域課題を共有・検討し、住民がお互いに支え・支えられる地域づくりのために、地域福祉課のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)(P. 121 参照)との連携に努めます。

<実施計画>

- ①社協内連携会議に参画し、協議・連携しながら相談支援を行います。
- ②地域課題の共有及び検討します。

<評価指標>

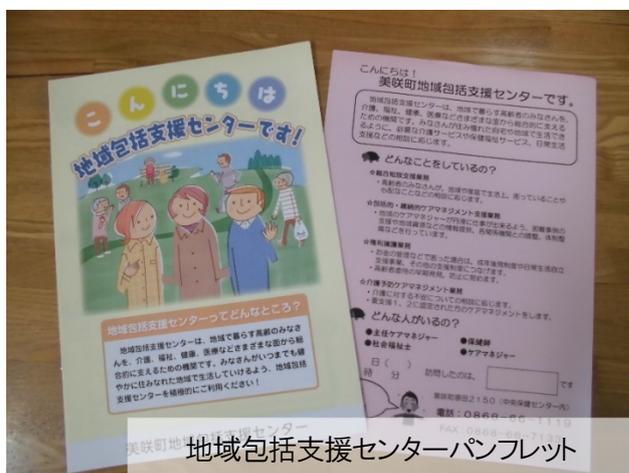
| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、生活支援サポーター、小地域ケア会議、美咲町 等

(注1)ワンストップ:ここでのワンストップとは、ひとつの場所で様々な福祉相談を受けること。

(注2)キーパーソン:コミュニティや人間関係の中で、とくに大きな影響を全体に及ぼす「鍵となる人物」のこと。



<地域でできること・あなたができること>

- ☆地域包括支援センターの役割を知っておきましょう。
- ☆各種相談窓口を把握しておきましょう。
- ☆地域で相談しやすい関係づくりに努めましょう。
- ☆地域のみんがお互いに目が向けられるような地域づくりをすすめましょう。



担当部署:地域包括支援センター

推進活動 4-3. 地域包括支援センター機能の強化 – 権利擁護事業 –

現状と課題

地域住民、民生委員、介護支援専門員(ケアマネージャー)等の支援だけでは、十分に問題が解決できない等の困難な状況にある高齢者が、生活を維持し安心して生活することができるよう、美咲町及び権利擁護センター・関係機関と連携し、高齢者の権利擁護のために必要な支援ができるよう努めています。

権利擁護に関わる成年後見制度について、制度開始以降、相談件数や利用件数は増加しています。

今後、認知症の人や障がい者等、制度の利用を必要とする人がさらに増加することが懸念されるため、より一層の広報啓発の取り組みが必要です。

また、消費者被害の救済・未然防止・拡大防止について、各種関係機関・団体等と連携し、消費者被害防止のための仕組みづくり及び啓発活動を行っています。

事業概要

権利侵害^(注1)を受けている又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、関係機関と連携し、権利侵害の予防や対応を行います。

実施事業・活動計画

(1) 高齢者虐待の防止及び対応

<目的>

高齢者虐待の防止及び対応においては早期発見・早期対応とし、権利擁護センターや美咲町等の関係機関と連携を図り、速やかに状況把握・対応を行います。

また、地域住民及び介護支援専門員、介護保険事業所職員等が虐待の疑いがある高齢者の異変等に気づき、早期発見・防止できるよう、高齢者虐待防止研修会を開催します。



高齢者虐待防止研修会

<実施計画>

① 高齢者虐待防止研修会を開催します。(年1回)

② 高齢者虐待の対応及び早期発見、防止に努めます。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------------------|------|------|------|
| ← | 高齢者虐待防止研修会 年1回開催 | | | → |

(2) 成年後見制度等の活用促進

<目的>

認知症や知的障がい、精神障がい等により、自分の判断能力に不安がある方から成年後見制度及び日常生活自立支援事業等の相談を受けた場合は、権利擁護センター及び美咲町、各種関係機関と連携し、円滑に制度が利用できるよう支援に努めます。

<実施計画>

① 成年後見制度及び日常生活自立支援事業等の利用支援に努めます。

② 制度利用促進のため、広報啓発を図ります。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----------------------------------|------|------|------|------|
| ←————— 実施計画の内容を5年間通して推進します —————→ | | | | |

(3)権利擁護業務アドバイザー会議の開催

<目的>

包括及び権利擁護センター、美咲町等が抱える困難事例について、弁護士からのアドバイスを受け、最善の支援ができるよう努めます。

<実施計画>

権利擁護業務アドバイザー会議を開催します。(月1回開催)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------------------|------|------|------|------|
| ←————— 毎月1回開催 —————→ | | | | |

(4)消費者被害防止の促進

<目的>

悪質な訪問販売・勧誘詐欺による被害を予防するために、地域住民に対し消費者被害に関する情報を周知するとともに、権利擁護センターや警察署等との情報共有や連携に努め、安心して暮らせる地域づくりを進めます。



<実施計画>

- ①地域住民及び各種関係機関・団体、事業所向けに消費者被害防止研修会を開催します。(年1回)
- ②消費者被害防止の広報啓発を図ります。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------------------------------|------|------|------|------|
| ←————— 消費者被害防止研修会 年1回開催 —————→ | | | | |

関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、小地域ケア会議、美咲警察署、消費生活センター、弁護士事務所、介護保険事業所、美咲町

(注1)権利侵害:認知症の人や知的障がい者・精神障がい者等に対する家庭や施設の中での虐待、金銭的搾取等が行われていること。

<地域でできること・あなたができること>

☆近隣の高齢者の異変(虐待、消費者被害)に気づいた場合は、早めに民生委員や相談窓口(地域包括支援センター、権利擁護センター等)、警察署へ相談しましょう。

☆日頃からお互いの見守りや声かけ等により、消費者被害にあわないようにしましょう。



担当部署:地域包括支援センター

推進活動 4-4. 地域包括支援センター機能の強化

- 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント事業） -

現状と課題

高齢者が地域においてできるだけ自立した生活を送ることができるよう、介護が必要な状態(要介護)になることを可能な限り防ぎ、もし要介護状態になっても状態が悪化しないように支援しています。

介護保険における要支援認定者を対象とした「予防給付」は、要介護認定者に対する介護保険サービスと同様にケアプラン^(注1)を立て、介護保険サービスの利用支援を行うとともに、行政事業の「短期集中介護予防教室」や地域にある「通いの場」の利用支援も行っています。

また、住民を対象にした「介護予防」では、地域に既存する「コロバン体操・健康体操」等が活用できるように努めています。

今後、包括の取り組みとして、多くの住民が地域で学ぶことができる介護予防・健康づくりに関する活動及び講座等の実施に向け、検討する必要があります。

事業概要

二次予防事業の対象者(主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者)が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

実施事業・活動計画

(1)第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント事業)の実施

<目的>

介護保険における要支援認定者または総合事業対象者が、総合事業「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用するにあたり、本人の自立支援に向け、地域の資源も活用した適切な介護予防ケアマネジメントを実施します。

また、住民が自主的に介護予防活動に取り組めるように、生活支援コーディネーター(地域担当CSW)と連携しながら、介護予防活動の普及啓発に努めます。

<実施計画>

①介護保険における要支援認定者及び基本チェックリスト^(注2)による総合事業対象者のケアプランを作成します。

②介護予防活動の普及啓発を行います。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(2)生活支援体制整備事業(美咲町社協受託)の推進

<目的>

美咲町が設置する介護予防活動及び生活支援体制に関わる協議体の目指す方向性を確認し、生活支援コーディネーター(地域担当CSW)と連携しながら、地域住民による介護予防活動(通いの場等)や地域住民の「共助」による助けあい活動を推進することで、地域全体で住民の生活を支える体制づくりに努めます。

従来から取り組んできた「地域福祉」「地域づくり」の視点を基盤に、既存の活動のさらなる充実や新たな取り組みへの発展を図るために、生活支援ニーズと地域資源の把握に努めます。

<実施計画>

①生活支援コーディネーター(地域担当CSW)と連携し、介護予防活動及び生活支援体制の充実を図ります。

②地域とのネットワーク構築を図ります。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(3)実態把握業務の実施

<目的>

75歳以上で福祉サービス等を利用していない独居高齢者や高齢者世帯を訪問し、生活の実態把握をして福祉サービスや介護予防等が必要と認められる場合はその支援を行います。

また、訪問以外でも小地域ケア会議に出席し、民生委員や地区役員から気になる方等の状況について情報共有をしながら支援につながるように努めます。

<実施計画>

独居高齢者、高齢者世帯の生活実態把握に努めます。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、小地域ケア会議代表者、通いの場、ふれあいサロン、介護保険事業所、生活支援サポーター、美咲町

(注1)ケアプラン:利用者の状況や要望にもとづいて「これからどのような生活を送りたいか」等の目標を設定し、その目標にむけて利用するサービスの種類や頻度を決めた利用計画書のこと。

(注2)基本チェックリスト:介護予防・日常生活支援総合事業において、65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態、心身の機能で衰えているところがないかどうかをチェックするもの。

<地域でできること・あなたができること>

☆積極的に通いの場やサロンに参加して、閉じこもり防止及び介護予防に努めましょう。

☆住民及び地域での支えあいや助けあいの取り組みを無理なくすすめましょう。

☆要支援者ができるだけ自立した生活が送れるように、地域でできるお手伝いをしましょう。

担当部署:地域包括支援センター



推進活動 4-5. 地域包括支援センター機能の強化

－包括的・継続的ケアマネジメント支援事業－

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員(ケアマネージャー)・主治医・地域の関係機関等の連携等、多職種協働^(注1)により支援するとともに、個々の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する後方的支援を行っています。

地域の介護支援専門員同士のネットワーク及び各種関係機関・団体等とのネットワークを構築し、利用者の支援が適切に機能するような体制づくりが求められていることから、その環境整備が必要といえます。

事業概要

住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるように地域の基盤を整えるとともに、個々の介護支援専門員への支援を行います。



実施事業・活動計画

(1) 事例検討会の開催

<目的>

介護支援専門員から支援困難事例を提示し、大学教授等の専門職からアドバイスを受けながら、その事例の検討や支援の組み立てを学ぶことにより、介護支援専門員のさらなる資質向上及び相談援助技術向上に努めます。

<実施計画>

事例検討会を開催します。(年3回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|-------|------|------|
| ← | — | 年3回開催 | — | → |

(2) 介護支援専門員研修会の開催

<目的>

介護保険サービス利用対象者が、できるだけ自立した生活を在宅で維持できるよう、適正なサービス・社会資源利用のための情報共有や意見交換、専門知識・技能の修得に努めます。

また、地域における様々な課題や問題に対して、関係者と連携・協働が行える等、介護支援専門員の資質向上を図ります。

<実施計画>

介護支援専門員研修会を開催します。(年2回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|-------|------|------|
| ← | — | 年2回開催 | — | → |

(3) 各種関係機関・団体等との連携体制の構築支援

<目的>

介護支援専門員をはじめとする介護保険サービス事業者相互の連携体制の構築に努めます。
また、関係機関等との連携体制を構築するとともに、地域組織・団体・ボランティア等の社会資源を把握し、有機的に連携することが出来るよう環境整備を行います。

<実施計画>

連携体制の構築、環境整備に努めます。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(4) 美咲町介護給付適正化事業(行政主体)の推進

<目的>

岡山県介護支援専門員協会をアドバイザーとして、美咲町とともに町内介護支援専門員の居宅サービス計画表が適正に作成できているかを点検します。
また、介護支援専門員の資質向上を図ります。



<実施計画>

- ① ケアプランチェックの実施(年2回)
- ② 研修会への参加(年1回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------------------------|------|------|------|------|
| ← ケアプランチェック 年2回 研修会参加 → | | | | |

関係機関・団体

自治会長協議会、常会長、連絡協力員、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、生活支援サポーター、ふれあいサロン、婦人協議会、美咲町消防団、協働のまちづくり協議会、久米郡商工会、社会福祉法人、NPO法人、学識経験者、各種研修実施団体、介護保険事業所、美咲町

(注1)多職種協働：異なる専門性を持った職種が集まり、共有した目標に向けてともに働くこと。

<地域でできること・あなたができること>

- ☆要援護者自身のできることも把握しつつ、地域で支援できることを話し合いましょう。
- ☆介護保険制度の仕組みを知りましょう。
- ☆公的なサービスをうまく活用しましょう。



担当部署：地域包括支援センター

推進活動5. 認知症総合支援事業（行政主体）の推進

現状と課題

認知症は特別な病気ではなく、私たち自身や家族等、誰にでも起こりうる病気であり、今後も高齢化の進展に伴い、認知症の人の増加が見込まれています。

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉の様々な分野の専門職が、初期の段階で認知症による症状の悪化防止のための支援及び認知症の人やその疑いのある人に対して総合的な支援を行っています。

美咲町では、認知症カフェ(オレンジカフェ)や認知症見守り声かけ訓練の取り組みが地域で徐々に広がっており、地域全体での認知症への理解が広まっています。

しかしながら、認知症の人自身の役割が發揮できる場所や認知症の人と家族を支えるための人材及び拠点等の地域資源はまだ不足しており、支援を行う体制は不十分といえます。

また、若年性認知症の相談も徐々に増加しており、適切な支援及び地域の理解が必要な状況となっています。

事業概要

認知症の人や家族が安心して暮らせる優しいまちづくりを目指し、認知症の状態に応じた適切な医療や福祉サービス等につなげる仕組みづくりや認知症の人や家族に対する総合的な支援を行います。

また、認知症の人への理解を深めるため、啓発活動に取り組みます。

実施事業・活動計画

(1) 認知症事業連絡会への参画

<目的>

キャラバンメイト^(注1)、美咲町、各種関係機関・団体等と連携し、認知症事業についての情報共有と検討を行い、認知症に関わる啓発活動や事業活動を推進します。

<実施計画>

認知症事業連絡会へ参画し、認知症事業等について協議します。(毎月1回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------|------|------|
| ← | | 毎月1回 | | → |

(2) 認知症カフェ(オレンジカフェ)の推進

<目的>

認知症の人やその家族・地域住民・専門職等、誰もが住み慣れた地域でいつまでもその人らしい生活ができるように、仲間づくりや生きがい支援、介護する家族の負担軽減、認知症や介護等の相談支援の場として、オレンジカフェの設置運営を推進します。

<実施計画>

地域や施設での新規開催及び継続開催、運営支援を行います。(毎月1回開催支援)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|--------------------|------|------|
| ← | | 地域・施設開催支援 (毎月1回開催) | | → |

(3) 認知症見守り声かけ訓練の開催支援

<目的>

認知症の人の気持ちに配慮した声かけや見守り方法を学び、地域でどのように見守っていくのか、または支えあっていくのかを考えるきっかけとなるように訓練の開催支援を行います。

地域共生社会の意識を高めることにより、認知症の人と家族を支え、地域で声かけや見守りができる体制を推進します。

<実施計画>

認知症見守り声かけ訓練の開催支援を行います。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|-----------|------|------|
| ← | | 自治会単位開催支援 | | → |

(4) 認知症サポーター養成講座の開催

<目的>

地域や圏域・職域等において、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい理解の普及に努めます。

また、認知症サポーターが地域での見守りや声かけの支援等を行うリーダーとして、役割を持つことができるような体制づくりに努めます。

<実施計画>

認知症サポーター養成講座を開催します。(年間10ヶ所、200名の養成)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|--------------------|------|------|
| ← | | 年間10ヶ所開催 200名養成 | | → |

(5) 認知症啓発活動の推進

<目的>

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人の視点に立って認知症への理解を深めることを目的に、動画やチラシ等を制作し、啓発活動に取り組みます。

また、地域住民一人ひとりが地域で何ができるかを考え、できることから行動に移すきっかけづくりを推進します。

<実施計画>

認知症の理解及び普及啓発を図ります。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|---------------------|------|------|
| ← | | 実施計画の内容を5年間通して推進します | | → |

(6) 認知症初期集中支援チームによる支援

<目的>

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族へ早期診断・早期対応、日常生活上の助言等の支援を行います。

<実施計画>

認知症初期集中支援チームによる相談支援を行います。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、認知症サポーター、生活支援サポーター、ふれあいサロン、婦人協議会、認知症の人・家族の団体、認知症疾患医療センター、医療機関、ボランティア・NPO法人、認知症キャラバンメイト、認知症カフェ実施団体、介護保険事業所、美咲町

(注1) 認知症サポーター養成講座の講師。



<地域でできること・あなたができること>

- ☆ 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族に寄り添いましょう。
- ☆ 近隣での見守りや声かけをおこない、地域で支えあいましょう。
- ☆ 認知症予防、健康づくりに取り組みましょう。
- ☆ 認知症サポーター養成講座を受講しましょう。
- ☆ オレンジカフェに参加して、住民同士のつながりを持ちましょう。



担当部署：地域包括支援センター

基本目標 G 介護予防事業・介護保険関連事業の充実・強化

高齢者が住み慣れた地域でその人らしく、安心して生活ができるよう、自立支援とサービスの充実・強化を図ります。

推進活動 1-1. 介護保険事業の推進 -通所介護事業（デイサービス）- ... p.103

- (1)各地域通所介護事業の実施.....p.103
- (2)地域交流会及び月次催し行事の企画・実施.....p.104
- (3)職員会議の実施.....p.104
- (4)ヒヤリ・ハット会議の実施.....p.104
- (5)事例検討会議の実施.....p.104
- (6)小地域ケア会議・地域ケア会議への参加.....p.105
- (7)社協内連携会議への参画.....p.105
- (8)社内研修会の実施及び社外研修会への参加.....p.105
- (9)避難訓練の実施.....p.105

推進活動 1-2. 介護保険事業の推進

-訪問介護事業（ホームヘルプサービス）- p.106

- (1)訪問介護事業の実施.....p.106
- (2)事業所職員連携会議の実施.....p.106
- (3)ヒヤリ・ハット会議の実施.....p.107
- (4)事例検討会議の実施.....p.107
- (5)社協内連携会議への参画.....p.107
- (6)社内研修会の実施及び社外研修会への参加.....p.107
- (7)小地域ケア会議・地域ケア会議への参加.....p.108
- (8)避難訓練への参画.....p.108

推進活動1-3. 介護保険事業の推進

| | |
|------------------------------|-------|
| - 居宅介護支援事業（ケアマネジメント） - | p.109 |
| (1) ケアマネジメントの実施 | p.109 |
| (2) 関係機関との連携 | p.109 |
| (3) インフォーマルな社会資源の活用 | p.110 |
| (4) 小地域ケア会議・地域ケア会議への参加 | p.110 |
| (5) 居宅介護支援事所内会議の実施 | p.110 |
| (6) 社協内連携会議への参画 | p.110 |
| (7) 経験年数別研修計画及び自己評価の実施 | p.111 |
| (8) 避難訓練への参画 | p.111 |

推進活動2. 施設サービス事業の推進

| | |
|---------------------------------|-------|
| - 地域密着型特別養護老人ホームあさひが丘事業 - | p.112 |
| (1) 地域交流会及び月次催し行事の企画・実施 | p.112 |
| (2) 職員会議及び各種委員会の実施 | p.112 |
| (3) 運営推進会議の実施 | p.113 |
| (4) 家族会の実施 | p.113 |
| (5) 社協内連携会議への参画 | p.113 |
| (6) 社内研修会の実施及び社外研修会への参加 | p.113 |
| (7) 第三者評価委員の配置 | p.114 |
| (8) 避難訓練の実施 | p.114 |

基本目標 G 介護予防事業・介護保険関連事業の充実・強化

推進活動 1-1. 介護保険事業の推進 -通所介護事業（デイサービス）-

現状と課題

美咲町内3地域で通所介護事業所を運営しています。誰もが笑顔で過ごせるデイサービスとなるよう努めています。

利用者は、一人暮らし、高齢者夫婦で生活をしている方が多く、デイサービスにおいては、食事・排泄・入浴等の生活全般の状態を把握し、その利用者の改善に努める必要があります。利用者の中には、足腰の痛みや膝等が変形をしている方が多く、歩行等を維持していくために、筋力の維持も必要であり、看護職員が個別訓練に対応をする必要もあります。

併せて、利用者個々にあったサービスを提供していくことが大切ですが、職員の知識や援助技術にバラつきがあるため、統一された利用者本位のサービスに至らないこともあるのが現状です。

今後も各事業所は、それぞれの地域の特色を生かし、質の高いサービスを提供していくことが必要となります。

また、要支援者については、総合事業へ移行していることから、包括と連携し「通いの場」の活用や利用状況の把握をしています。利用者のニーズや介護保険制度の動向、職員体制、コスト等あらゆる方面から検証し、事業を実施する取り組みが求められています。

事業概要

要介護状態にある人が、出来る限り住み慣れた地域・我が家で安心して日常生活を送ることが出来るよう、介護保険法による通所介護事業を実施しています。

利用者の心身の状態に応じて、個別ケアプランを作成し、多職種との連携を図り、適切な機能訓練・レクリエーション等を行い、食事サービスや入浴サービスを実施します。季節ごとの催しを取り入れ、趣向をこらした特色ある通所介護を目指します。

また、研修会に参加し、質の高いサービスが提供できるよう、各事業所が連携しています。

実施事業・活動計画

(1)各地域通所介護事業の実施

<実施計画>

①美咲町中央ふれあいセンター

②美咲町福祉の里 あさひが丘

③美咲町柵原デイサービスセンターかしのき荘

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |



あさひが丘デイサービス



ふれあいセンターデイサービス



かしのき荘デイサービス

(2)地域交流会及び月次催し行事の企画・実施

<実施計画>

- ①地域住民、ボランティア(個人・団体)と交流できる敬老会・クリスマス会等を計画し実施します。
- ②月次で、お花見、昼食バイキング、おやつ作り、菊見学等の季節ごとに様々な行事を計画し、利用者が生きがいや楽しみを感じられる行事を実施します。

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----------------------------------|------|------|------|------|
| ←————— 実施計画の内容を5年間通して推進します —————→ | | | | |

(3)職員会議の実施

<実施計画>

職員同士の連携強化を図り、質の高い偏りのないサービスが提供できるよう3ヶ月に1回実施します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------------------|------|------|------|------|
| ←————— 3ヶ月に1回 —————→ | | | | |

(4)ヒヤリ・ハット会議の実施

<実施計画>

重大な事故に至らなかったものの、あと一步で直結しそうだった、あるいは直結してもおかしくない状況であった事例を収集・分析して、実態の把握を行い、早期に会議を開催し対応します。また、今後の防止策を立案、実行することにより、未然に事故が防止できるよう努めます。(発生時随時開催・通常3ヶ月に1回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------------------|------|------|------|------|
| ←————— 3ヶ月に1回 —————→ | | | | |

(5)事例検討会議の実施

<実施計画>

事例を振り返ることで、課題の原因や要因を明らかにし、問題を一人で抱え込まないよう様々な職種が、課題を全体で共有していき解決に向けて検討します。

事例検討を行うことで、職員の教育や研修の機会として、3ヶ月に1回実施します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------------------|------|------|------|------|
| ←————— 3ヶ月に1回 —————→ | | | | |

(6)小地域ケア会議・地域ケア会議への参加

<実施計画>

- ①必要に応じて、小地域ケア会議への参加を行い、地域内での利用者の生活状況、地域とのかかわり・問題点等地域からの情報提供を受けるとともに、地域が支援に必要な情報を家族の許可を得て提供します。(必要時参加)
- ②地域ケア会議へ参加をし、小地域ケア会議からの情報を基に、地域の課題、個別の課題等を検討することができるように、多職種で協議を実施します。(2ヶ月に1回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(7)社協内連携会議への参画

<実施計画>

社協の介護保険事業所、地域福祉課、包括等との連携を行い、利用者のスムーズな対応を図ることを目的に実施します。(3ヶ月に1回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------------|------|------|------|------|
| ← 3ヶ月に1回 → | | | | |

(8)社内研修会の実施及び社外研修会への参加

<実施計画>

社内研修会は主に「高齢者虐待防止法」について岡山県のガイドラインを基に3ヶ月に1回実施しています。社外研修会は、各職員のスキルアップ向上を目的に参加します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------------|------|------|------|------|
| ← 年間6回程度 → | | | | |

(9)避難訓練の実施

<実施計画>

7月から10月ごろの年1回程度、有事に対応できるよう訓練を実施します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---------------|------|------|------|------|
| ← 避難訓練、机上訓練 → | | | | |

関係機関・団体

ボランティア(個人・団体)、介護保険事業所、医療機関、美咲町 等

推進活動 1-2. 介護保険事業の推進 -訪問介護事業（ホームヘルプサービス）-

現状と課題

美咲町では唯一の訪問介護事業所であり、社協に求められている役割や期待は大きいといえます。課題として、社協以外の訪問介護事業所は中山間地域に参入しない現実があり、社協の訪問介護事業所がカバーしなければならないため、活動が広範囲になっています。

また、訪問介護サービスだけでは在宅生活を支えることができない場合もあり、地域の支えあいや生活支援サポーター等の社会資源の活用が求められています。

事業概要

要介護・要支援状態にある人が、出来る限り、住み慣れた地域・我が家において自立した日常生活を送ることが出来るように、自宅を訪問し身体介護、生活援助等サービスの提供を行っています。

また、介護保険の対象にならない高齢者の日常生活を支援していくため、町からの委託を受けて、「生活管理指導」「障害者総合支援事業」に取り組んでいます。

実施事業・活動計画

(1)訪問介護事業の実施

<実施計画>

- ①社協以外の訪問介護事業所が参入しない中山間地域に必要とする利用者がいれば支援をします。
- ②外出を望んでいても外出ができない利用者について、訪問介護の介入により信頼関係を築き、他の機関と連携することで外出ができるように支援をします。
- ③地域福祉課、包括等と連携して地域を支えあい、社会資源の活用ができるように支援をします。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(2)事業所職員連携会議の実施

<実施計画>

職員同士の連携強化を図り、すべての職員が偏りのない、質の高いサービスを提供することが出来るよう、3ヶ月に1回実施します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------------------|------|------|------|------|
| ← 年間2回(必須) 必要時実施 → | | | | |

(3)ヒヤリ・ハット会議の実施

<実施計画>

重大な事故に至らなかったものの、あと一步で直結しそうだった、あるいは直結してもおかしくない状況であった事例を収集・分析して、実態の把握を行い、早期に会議を開催し対応します。また、今後の防止策を立案、実行することにより、未然に事故が防止できるよう努めます。(発生時随時開催・通常3ヶ月に1回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|--------|------|------|
| ← | — | 3ヶ月に1回 | — | → |

(4)事例検討会議の実施

<実施計画>

事例を振り返ることで、課題の原因や要因を明らかにし、問題を一人で抱え込まないように様々な職種が、課題を全体で共有していき解決に向けて検討します。事例検討を行うことで、職員の教育や研修の機会として、3ヶ月に1回実施します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|--------|------|------|
| ← | — | 3ヶ月に1回 | — | → |

(5)社協内連携会議への参画

<実施計画>

社協の介護保険事業所、地域福祉課、包括等との連携を行い、利用者のスムーズな対応を図ることを目的に実施します。(3ヶ月に1回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|--------|------|------|
| ← | — | 3ヶ月に1回 | — | → |

(6)社内研修会の実施及び社外研修会への参加

<実施計画>

高齢者・障がい者への理解を深めるとともに、訪問介護員の質の向上を図り、的確なサービス提供を行うことが出来るよう、社内における職員研修会の実施及び社外での研修会に積極的に参加します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|--------|------|------|
| ← | — | 年間6回程度 | — | → |

(7)小地域ケア会議・地域ケア会議への参加

<実施計画>

- ①必要に応じて、小地域ケア会議への参加を行い、地域内での利用者の生活状況、地域とのかかわり・問題点等地域からの情報提供を受けるとともに、地域が支援に必要な情報を家族の許可を得て提供します。(必要時参加)
- ②地域ケア会議へ参加をし、小地域ケア会議からの情報を基に、地域の課題、個別の課題等を検討することができるように、多職種で協議を実施します。(2ヶ月に1回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(8)避難訓練への参画

<実施計画>

避難訓練に参画し、平時から災害時の対応に努めます。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------|------|------|
| ← | | 年1回 | → | |

関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、小地域ケア会議代表者、生活支援サポーター、介護保険事業所、障害者相談支援事業所、美咲町 等



訪問(ヘルパー)活動の様子

推進活動 1-3. 介護保険事業の推進 - 居宅介護支援事業 (ケアマネジメント) -

現状と課題

美咲町の3地域で居宅介護支援事業のサービスを実施しています。近年、子ども世代のほとんどが自宅を離れ生活をしています。また同居していても、ほとんどが日中独居の状態です。そのため、高齢者一人暮らし・高齢夫婦世帯が多く、すぐに相談することができる人が近くにいないため、緊急時の病院受診等家族ができない部分を、介護支援専門員(ケアマネージャー)にゆだねられるケースがあります。また、認知症の高齢者も、同居家族がない世帯が多い状況であり、介護サービスだけでは補うことができないケースも多々あります。

一方、離職等により社会的に孤立し「引きこもり」となった子どもと高齢者が暮らしている世帯があり、いわゆる「8050」問題^(注1)といわれるケースが見られます。こうした世帯では、社会的・経済的な問題にも直面し、虐待と思われるケースもあります。

また、虐待と思われるケースに遭遇しても、判断に困る状況もあり、速やかな対応、解決には至らないケースもあり、その状態が継続したままで支援をすることに悩むこともあります。

そのほか、「地域で支援を受けることができない孤立した家族」「本人と家族の意向の違いがある」「本人の選択するサービスが地域にない」「災害時の個別支援」等の課題があり、社協の介護支援専門員として、各関係機関とのつながりを深くしていくとともに、地域とのつながりを社協全体で共有していくことが求められています。

事業概要

住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるように、本人、家族の意向に沿い、公平・中立な立場に立ち、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成します。また、在宅での生活が困難となった利用者においては、適切な施設サービスを紹介していきます。

実施事業・活動計画

(1) ケアマネジメントの実施

<実施計画>

- ① ①アセスメント^(注2)実施・サービス計画の作成・サービス担当者会議の実施・計画の実施・モニタリングという PDCA サイクルにより、ケアマネジメントを実施します。
- ② ②避難場所・避難経路・かかわりの深い人(協力者)等の情報を確認し、「災害時個別支援計画」を作成します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------|------|------|
| ← | — | 毎月 | — | → |

(2) 関係機関との連携

<実施計画>

- ① ①認知症等の「見守り」「居場所づくり」等を必要とする人の情報提供・共有を行い、連携します。
- ② ②高齢者のみでなく、家族全体の情報やニーズを把握し、引きこもり・生活困窮・就労支援等必要に応じて関係機関と情報を共有し、必要な部署に支援が結びつき家族全体を一体的に支援できるよう連携に努めます。
- ③ ③虐待と思われるケースを発見した時には、速やかに包括や各種関係機関に情報提供し、早期対応を検討してもらうように、情報提供・連携に努めます。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(3)インフォーマルな社会資源の活用

<実施計画>

地域福祉課、包括と連携し、現在あるインフォーマルな社会資源をうまく活用をしつつ、足りない社会資源やサービスについては、社会資源の創出に向け働きかけ、検討していきます。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(4)小地域ケア会議・地域ケア会議への参加

<実施計画>

- ①必要に応じて、小地域ケア会議への参加を行い、地域内での利用者の生活状況、地域とのかかわり・問題点等地域からの情報提供を受けるとともに、地域が支援に必要な情報を家族の許可を得て提供します。(必要時参加)
- ②地域ケア会議へ参加をし、小地域ケア会議からの情報を基に、地域の課題、個別の課題等を検討することができるように、多職種で協議を実施します。(2ヶ月に1回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(5)居宅介護支援事所内会議の実施

<実施計画>

職員の資質の向上、特にアセスメント力の向上が重要視されています。アセスメントにより、「真」の問題を見いだせる力をつけていくことが必要になっています。事業所内のどの介護支援専門員が担当しても、偏りのないサービスの提供をし、在宅生活が送れるように、一人ひとりの介護支援専門員のスキルアップ、介護支援専門員間の連携を図り、一人で抱えこまず風通しの良い事業所にしていきます。 ※事業所内で、週1回程度介護支援専門員間で実施します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----------|------|------|------|------|
| ← 週1回程度 → | | | | |

(6)社協内連携会議への参画

<実施計画>

社協の介護保険事業所、地域福祉課、権利擁護センター、包括等との連携を行い、社協内で情報を共有することができ、利用者のスムーズな対応を図る事が出来るようにします。(3ヶ月に1回)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|--------|------|------|
| ← | — | 3ヶ月に1回 | — | → |

(7)経験年数別研修計画及び自己評価の実施

<実施計画>

- ①介護支援専門員の経験年数の応じた、研修計画を作成し、それに沿った研修への参加を行い、個々の資質向上に努めます。
- ②介護支援専門員として、省察的思考力^(注3)の向上を目指し、自己評価表を基に、毎年1回自己評価を実施し、自己研鑽に努めます。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------|------|------|
| ← | — | 年1回 | — | → |

(8)避難訓練への参画

<実施計画>

各福祉センターで、避難訓練計画を立て、避難訓練の実施に参加します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------|------|------|
| ← | — | 年1回 | — | → |

関係機関・団体

自治会長協議会、常会長、連絡協力員、民生委員児童委員協議会、生活支援サポーター、小地域ケア会議代表者、医療機関、介護保険事業所、美咲町 等

(注1)「8050」問題: 1980年代から1990年代に若者の『ひきこもり』という言葉が社会に出始めた。その後社会に出る機会を逃したまま、現在50代を迎え、80代の親が養い続けているという社会問題のこと。

(注2)アセスメント: 利用者の身体状況や生活環境等を把握し、奥に潜んでいる問題点の抽出を行い、表面上の問題だけではなく「真」の問題を見いだすこと。

(注3)省察的思考力: 自分自身の実践を振り返り、日々の疑問を見返しつつ自分の「技」や「知」を磨いていくこと。



サービス担当者会議の様子



事業所内での仕事の様子

推進活動2. 施設サービス事業の推進

－地域密着型特別養護老人ホームあさひが丘事業－

現状と課題

旭地区ではなかった介護老人福祉施設を、平成23年度美咲町との協議により社協が運営を始めました。

地域住民からは、「旭に施設があり心強い」「地元の職員が多いので顔が分かり安心する」等の声があがっています。しかし、家族交流会や地域交流会の実施は十分とは言えません。今後も地域との結びつきを重視し、地域の特性・特色を生かして地域に開かれた施設を目指し、地域と施設が一体となり地域交流事業に取り組み、併せて、「居場所づくり」「配食サービス」等の地域貢献事業にも積極的に取り組む必要があります。

また、施設に入所しても、いきいきとした生活を送ってもらうために、今までの生活歴や趣味にしていたこと、楽しみなことを中心にプランに取り入れ生きがいを感じてもらえるよう支援していく必要があります。

事業概要

要介護3以上の介護保険認定を受けた方々に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上のお世話や機能訓練、健康管理等のサービスを提供します。

住み慣れた地域で、安心して自宅にいるような生活を送ることができるよう、穏やかな雰囲気及び利用者の生活習慣を尊重した生活環境づくりに努めています。

短期入所生活介護事業では、1日4名まで利用でき、要支援・要介護認定を受けた利用者一人ひとりの有する能力に応じ、自立した日常生活が送れるよう安心した生活環境づくりに努めています。

実施事業・活動計画

(1)地域交流会及び月次催し行事の企画・実施

<実施計画>

- ①地域住民やボランティアと利用者が日頃から交流する場を検討し実施します。
- ②お花見、誕生会、敬老会、クリスマス会等、年間行事計画を立て実施します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|----------|------|------|
| ← | | 毎月各種事業実施 | | → |

(2)職員会議及び各種委員会の実施

<実施計画>

介護保険施設で決められている下記の年間職員会議を実施します。

- ①職員会議 2ヶ月に1回
・施設内における多職種連携の強化
- ②事故防止対策委員会 3ヶ月に1回
- ③感染防止対策委員会 3ヶ月に1回
- ④身体拘束防止委員会 3ヶ月に1回

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------|------|------|
| ← | — | 年6回 | — | → |

(3)運営推進会議の実施

<実施計画>

施設が利用者、家族、地域住民に対し、提供しているサービスの内容を明確にすること、施設の運営に対し助言をもらうことを目的とし、2ヶ月に1回実施します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------|------|------|
| ← | — | 年6回 | — | → |

(4)家族会の実施

<実施計画>

利用者及びその家族等の福祉増進と親睦を図り、施設運営に寄与することを目的として、年1回実施します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|-------|------|------|
| ← | — | 年1回実施 | — | → |

(5)社協内連携会議への参画

<実施計画>

社協の介護保険事業所、地域福祉課、権利擁護センター、包括等との連携を行い、社協内で情報を共有することができ、利用者のスムーズな対応を図る事が出来るようにします。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|--------|------|------|
| ← | — | 3ヶ月に1回 | — | → |

(6)社内研修会の実施及び社外研修会への参加

<実施計画>

- ①高齢者虐待、ACP^(注1)、各種疾患等について、理解を深め知識を養い、実践をすることができるように、施設内外で職員研修を実施します。
- ②喀痰吸引の技術を習得し、介護職員が特に夜間の吸痰を行うことができるように、毎年1名ずつ「喀痰吸引」研修を受講できるよう計画・実施します。
- ③介護技術の習得に努めることができるように、施設内外で研修を計画・実施します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|-------|------|------|
| ← | — | 年6回程度 | — | → |

(7) 第三者評価委員の配置

<実施計画>

組織運営や支援の資質を見直すことにより、新たな気づきを得られることができ、施設全体で社会的養護の質の向上に取り組むきっかけとなるように実施を検討します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------|------|------|
| ← | — | 検討 | — | → |

(8) 避難訓練の実施

<実施計画>

- ①防火管理者が消防計画を作成し、消防署の指導のもと、火災発生時の利用者の避難の仕方・避難経路等確認し、日ごろから有事に備えて訓練を年2回(昼間・夜間)実施します。
- ②地元住民・消防団へ、災害時の協力を依頼することができるよう、地域を含めた防災訓練を検討し、実施します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|-------------|------|------|
| ← | — | 昼間年1回、夜間年1回 | — | → |

関係機関・団体

自治会長協議会、埤和ネットワーク、民生委員児童委員協議会、ボランティア(個人・団体)、消防署、医療機関、介護保険事業所、美咲町 等

(注1) ACP: 本人と家族が医療者や介護提供者等と一緒に、現在の病気だけでなく、意思決定能力が低下する場合に備えて、あらかじめ、終末期を含めた今後の医療や介護について話しあうことや、意思決定が出来なくなったときに備えて、本人に代わって意思決定をする人を決めておくプロセスのこと。



クリスマス会の様子



節分の様子



<地域でできること・あなたができること (介護保険事業の推進1~3及び施設サービス事業の推進) >

- ☆介護保険制度を正しく理解して、公的サービスを上手に活用しましょう。
- ☆早い段階から介護予防に取り組みましょう。
- ☆介護相談窓口を確認しておきましょう。
- ☆介護保険の内容を出前講座等活用して理解しましょう。

担当部署: 通所介護事業所・訪問介護事業所・居宅介護支援事業所・地域密着型介護老人福祉施設

基本目標 H 社協の組織体制の充実・強化

地域福祉を推進する組織として、組織体制の充実・強化を図り、福祉サービスの質の向上を目指すとともに専門的な福祉サービスの提供を目指した人材の育成・確保に取り組みます。

また、組織内外の連携強化、各事業の事業評価、社協事業・活動等の情報提供の充実・啓発、共同募金運動の推進等に取り組みます。

| | |
|--------------------------------------------|-------|
| 推進活動 1. 組織体制の充実・強化 | p.116 |
| (1)理事会、評議員会等の充実 | p.116 |
| (2)財政基盤の充実と強化 | p.117 |
| (3)リスクマネジメントと苦情対応体制の確立 | p.117 |
| 推進活動 2. 職員資質の向上と組織内外連携強化 | p.119 |
| (1)職員資質の向上 | p.119 |
| (2)職員教育の充実と連携及び人材確保 | p.119 |
| (3)組織外との連携「地域における公益的な取り組み」 | p.120 |
| (4)関係機関及び団体との連携 | p.120 |
| 推進活動 3. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置 | p.121 |
| (1)コミュニティソーシャルワーカー配置についての検討 | p.121 |
| (2)コミュニティソーシャルワーカーの配置 | p.121 |
| (3)地域福祉推進のための関係機関・団体との連携強化 | p.122 |
| 推進活動 4. 事業評価の実施 | p.123 |
| (1)事業評価制度の検討 | p.123 |
| (2)PDCAサイクルによる評価の実施 | p.123 |
| (3)事業評価(中間・最終)の実施 | p.123 |
| 推進活動 5. 広報の充実・啓発とその他社協事業の取り組み | p.125 |
| (1)広報紙、ホームページの充実 | p.125 |
| (2)美咲町社会福祉協議会パンフレットの作成 | p.125 |
| (3)美咲町社会福祉大会の開催 | p.126 |
| (4)貸出事業(レクリエーショングッズ、福祉用具、福祉バス、福祉バイク) | p.126 |
| (5)福祉避難所の開設・運営 | p.127 |
| 推進活動 6. 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の推進 | p.128 |
| (1)赤い羽根共同募金事業・歳末たすけあい事業の実施 | p.128 |
| (2)赤い羽根共同募金運営委員会及び配分審査委員会の開催 | p.129 |

基本目標 **H** 社協の組織体制の充実・強化

推進活動 1. 組織体制の充実・強化

現状と課題

少子高齢化社会の進行、生活困窮者等の増加により地域における生活課題は深刻化の傾向にあり、地域福祉の推進を図る組織として、社会福祉協議会に求められる期待が大きくなる中、運営基盤となる理事会、評議員会を定期的に開催し、組織運営の充実を図る必要があります。又、社協の自主財源である介護報酬等の事業収入も減少している中、継続的に安定した事業を行うために、財政基盤を整備する必要があります。併せて、経営を安定的に機能させるための管理システムとしてリスクマネジメントの体制の構築も必要となります。自然災害、施設内事故等による様々なリスクを可能な限り管理・予防し経済損失の軽減と利用者が安心してサービスを利用できるようサービスの質の向上を目指す必要があります。

事業概要

理事会は社協の経営・運営について執行責任を持ち、評議員会は理事会の執行に対する重要事項を議決する機関です。監事は理事の業務執行状況の監査、法人の財産状況の監査を行います。

美咲町社協の財源基盤は、民間財源である社協会員会費、寄付金、共同募金配分金と公費財源である補助金、受託金又、自主財源である介護報酬等の事業収入からなります。自主財源である事業収入が減少している中、地域福祉の推進、社協活動の重要性を地域で今まで以上にアピールし、財源の安定的確保に努めます。社協会員は、会員会費の確保のみならず、地域福祉を推進していく上での社協のパートナーであり、社協会員の増加は美咲町の地域福祉の基盤強化に繋がっていきます。

実施事業・活動計画

(1)理事会、評議員会等の充実

<実施計画>

①理事会等を定期的で開催し、組織運営の充実を図ります。

- ・理事10～12名、監事2名、評議員13～15名で構成。
- ・事業開始年度の開始前(予算)及び終了後(決算)に理事会等を開催します。
- ・その他必要に応じ(補正他)年度内に2～3回、理事会等を開催します。
- ・監事監査は、半期終了時及び年度終了時に実施します。

②介護保険事業・地域福祉推進事業・財政の分野において、効率的な運営を図るとともに施設・事業の必要性を含めた在り方について協議する部会を設置します。

- ・理事、監事、評議員、管理者等からなる少人数の部会を設置します。
- ・部会は、職員内での協議により必要となったテーマについて協議します。

③決定事項の職員理解と周知

- ・理事会、評議員会、各部会で協議・決定された事項について、管理者会議・職員会議・職員研修・勉強会において理解と周知の徹底を図ります。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----------|--------|----------------------------|------|------|
| | 理事会 5回 | 評議員会 4回、監事監査 2回 各種部会の開催 | | |
| ← | | | | → |
| 各種部会の立ち上げ | | | | |

(2)財政基盤の充実と強化

<実施計画>

①社協会員の加入を促進します。

- ・各種構成団体の総会・支部総会等へ出向き、新規加入及び継続加入の依頼を行います。
- ・ふれあいサロン活動、小地域ケア会議へ新規加入及び継続加入の依頼を行います。
- ・前年度加入者に郵送にて加入継続依頼を行います。
- ・新規加入拡大の試みとして、介護保険事業の利用者世帯に向けて、会員加入のチラシ等を配布し、周知と理解を図り、新規加入者の増加を図ります。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------------------------------------|------|----------------------------|------|------|
| 普通会員 400件 特別会員 100件 ふるさと会員5件 | | 普通会員、特別会員、ふるさと会員 前年5%UP | | |
| ← | | | | → |

(3)リスクマネジメントと苦情対応体制の確立

<概要と目的>

現実には起こっている問題又は起こりそうな問題の解決方法とともにそれを明示することにより経営損失の軽減及び質の高いケアの提供に努めていきます。

<実施計画>

①リスクを組織的に管理することにより現状を把握し管理します。

- ・リスクの特定・分析、評価(リスクアセスメント)及びリスクへの組織的対応(リスクマネジメント)の体制を構築します。
- ・予防的措置、事後的措置の両面からリスクについての考え方を確認・共有し、リスクの回避と低減を図ります。

②苦情対応体制の既存のマニュアルを見直します。

- ・職員への周知徹底を行います。
- ・既存の安全衛生委員会^(注1)においてもリスクマネジメント、苦情対応体制を協議・検討します。
- ・安全衛生委員会を中心とした職員研修会・勉強会を開催します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|-----------------------------------------|------|------|
| | | 社外研修 年1回以上 安全衛生委員会 月1回 社内研修 年1回以上 | | |
| ← | | | | → |

関係機関・団体

社協構成団体(自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、美咲町ボランティア連絡協議会、身体障害者福祉協会、婦人協議会、介護者の会、遺族連合会、久米郡商工会、社会福祉施設、美咲町)

(注1)安全衛生委員会:労働安全衛生法に基づき設置が必要であり、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策等の重要事項について調査・審議を労使が一体となつて行なう委員会のこと。



理事会の様子



安全衛生委員会の様子

<地域でできること・あなたができること>

- ☆社協が行う地域福祉活動・事業等に関心を持ちましょう。
- ☆地域福祉活動、事業等に積極的に参加しましょう。
- ☆社協会員、共同募金が様々な福祉活動等、地域で使われていることを理解し協力しましょう。
- ☆社協会員募集の場を提供しましょう。
- ☆社協会員になって会員会費の納入に協力しましょう。
- ☆年度毎に継続して社協会員へ加入しましょう。
- ☆共同募金、共同募金事業に協力、参加しましょう。



担当部署:法人事務局、地域福祉課

推進活動 2. 職員資質の向上と組織内外連携強化

現状と課題

複雑多様化した地域課題や公的制度の狭間で苦しむ方、自ら支援を求めることが難しい方達等と向きあい、個別支援とともに地域支援に取り組み、地域でのいきいきとした暮らしを実現していく実践が求められています。そのためには、一人ひとりの社協職員に高い専門性が必要であり、職員の資質向上が重要となっています。又、地域福祉事業職員と介護保険事業職員の相互の理解と協力の下に各種事業が連携・協働により展開されるよう、社協職員であることの意識の統一を図る必要があります。

社会福祉法の改正により「地域における公益的な取り組み」の実施がすべての社会福祉法人の責務として明記されました。「制度の狭間の問題」が深刻化している中、他の社会福祉法人と社協が協働し、こうした問題の解決に取り組んでいく必要があります。又、各事業を円滑に進めるため、行政や福祉・保健・医療関係機関とともに教育・雇用・住宅等関係機関・団体等との連携を図る必要があります。

実施事業・活動計画

(1) 職員資質の向上

<実施計画>

- ①岡山県社会福祉協議会が実施する新任職員研修や中間職員研修への参加を促し、個々の職員の資質向上を図ります。(Off-JTの実施)
- ②事業・活動等担当業務に関する研修にも積極的に参加し、担当職員の資質の向上を図ります。
- ③美咲町社協独自の内部研修を企画・実施するとともに(OJT)、外部の様々な研修への参加を促し、個々の職員の資質向上を図ります。(Off-JTの実施)
- ④資格取得を奨励し、資格取得の助成を行います。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|---------|------|------|
| ← | | 社外研修 随時 | | → |

(2) 職員教育の充実と連携及び人材確保

<実施計画>

- ①人材を計画的に育成するため、役職、経験年数を踏まえた研修計画を作成します。研修への参加のみではなく、1年に一回程度、実践発表の場を設け、成果と課題の共有化とインセンティブ^(注1)の向上を図ります。
- ②研修計画に連動した給与体制を整備し、キャリアパス制度^(注2)を明確にし、職員のやる気や動機付けの向上と将来像がイメージできるような体制づくりに努めます。
- ③職層^(注3)や業務別の研修に積極的な参加を促し、地域で信頼される職員の育成を目指します。
- ④社協事業が法人運営、在宅福祉サービス、地域福祉推進の部門で構成されています。部門ごとの使命・目的・機能を明確にし、社協内部研修を実施します。
- ⑤部門内・部門間の理解と連携を図り、相乗効果を高め、社協職員として育成します。
- ⑥各事業での業務内容を見直した上、持続可能な運営を鑑み必要に応じた人材を確保するよう努めます。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---------------|------|-----------------------------------|------|------|
| | | 社内研修 管理者対象 年1回以上 職員対象 年1回以上 | | |
| キャリアパス体制の構築検討 | | キャリアパス体制の実施 | | |

(3)組織外との連携「地域における公益的な取り組み」

- ①地域の社会福祉法人と顔の見える関係づくりの中心的な役割を担っていきます。
- ②地域の社会福祉法人等と連絡会を設立します。
- ③地域貢献活動を連絡会にて協議・検討し実践します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------------|------|---------------------|------|------|
| 連絡会設立に向け準備・設立 地域貢献活動を協議・検討 | | 連絡会の開催 地域貢献活動の実施 | | |

(4)関係機関及び団体との連携

- ①行政や関係機関・団体との連携を更に深めるため、連絡会等に積極的に参加します。
- ②社協が実施する事業、研修等に積極的に参加いただくよう促します。
- ③福祉の枠にとらわれすぎず様々な関係機関・団体とも関係性を広げます。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|---------------------------|------|------|
| | | 連絡会等に参加 社協事業・研修会等の参加促進 | | |

関係機関・団体

岡山県社会福祉協議会、各種研修実施団体、社会福祉法人、NPO法人、久米郡商工会、社会福祉施設、農協、ハローワーク、司法関係者、住宅関係者、美咲町

(注1)インセンティブ: 動機、刺激。やる気を起こさせる、目標を達成するための刺激

(注2)キャリアパス制度: ある職位、職務に就任するために必要な業務経験とその順序

(注3)職層: 美咲町社協では、局長、次長、センター長、管理者、管理者代理、主幹、主任を示す。

担当部署: 法人事務局

推進活動3. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

現状と課題

近年の少子高齢化や雇用情勢の悪化等にともない、福祉課題・生活課題を抱える要援護者が増加しているほか、新たな社会問題として、ひきこもり・孤立死・生活困窮・自死・虐待等、従来の福祉制度・サービスの谷間に入ってしまう「制度の狭間」の課題が生まれています。そしてこうした問題を一家庭が複数抱える特徴を持っています。一方で、核家族化等を背景に、家庭や地域の相互扶助機能が大きく低下しているため、地域で困りごとを抱えた家庭を発見、助けあうといった、以前は当たり前近隣住民同士で行っていたことが難しくなっています。そのため、様々な相談に応じ、的確にニーズを把握し、関係機関とつながり、要援護者と信頼関係を築き、本人・家族に寄り添いながら支援をしていくとともに、要援護者の問題について理解し、「お互い様」として支える地域住民の意識と地域をつくり、支援していく地域福祉実践が必要です。「個別支援」と「地域支援」を一体的に行うコミュニティソーシャルワークの取り組みが求められています。しかし、現在、社協職員は、コミュニティソーシャルワークの知識と援助技術が不足していることや様々な事業や業務を兼務しているため、個別支援と地域支援を一体的に行うことには限界があります。

事業概要

コミュニティソーシャルワーカーは、積極的に地域に出かけ、制度の狭間の問題を含め様々な困りごとをキャッチし、戸別訪問により、信頼関係を構築し、寄り添いながら自立に向けての支援を地域・関係機関等とのネットワーク(ソーシャルサポートネットワーク)により行っていきます。さらに、個別の問題に対する地域住民の理解づくりを行い、今後同様の問題が生まれないよう、誰もが安心して暮らせる地域(「地域共生社会」)の実現に取り組みます。

このようにコミュニティソーシャルワーカーは、「個別支援」と「地域支援」を一体的に、継続的に行う役割を持つ、専門性の高い地域福祉実践者です。

今後、美咲町と美咲町社協により、専門職としてコミュニティソーシャルワーカーの業務や目指す方向性、関係機関・団体、行政との役割分担等を明確にし、コミュニティソーシャルワーカーの機能や役割、配置方法について検討します。コミュニティソーシャルワーカーの配置により、多くの専門職が活動しやすい仕組みを整え、さらに地域の福祉力を向上させ、多様な福祉課題・生活課題の解決に向けた取り組みを効果的に推進できるように支援体制を構築します。

実施事業・活動計画

(1)コミュニティソーシャルワーカー配置についての検討

効果・効率的なコミュニティソーシャルワーカーの配置方法、ガイドライン、研修・人材の育成、財政的な支援の方法等に向けて、関係機関・団体、行政、岡山県社協等と協議します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----------|------|------|------|------|
| 関係団体等との協議 | | | | |

(2)コミュニティソーシャルワーカーの配置

協議結果をもとに、3地域ごとにコミュニティソーシャルワーカーの配置を行います。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|-------|------|-------|--------|
| ← | ————— | 3地域 | ————— | —————→ |

(3)地域福祉推進のための関係機関・団体との連携強化

①自治会長協議会(総会・支部会)・民生委員児童委員協議会(総会・支部会)・主任児童委員会・老人クラブ連合会・美咲町ボランティア連絡協議会・愛育委員会・栄養委員会・生活支援サポーター会合・ふれあいサロン・通いの場・ワンデイカフェ・1層協議体・2層協議体・地域包括ケア会議・地域ケア会議・校長会等に参加し、お互いが顔の見える関係を構築します。

②社協事業や活動の取り組み等について上記団体に働きかけ、協議します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---------------------------|------|------|------|------|
| ← 社協事業や活動の取り組み等の働きかけ・協議 → | | | | |

関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、主任児童委員会、老人クラブ連合会、美咲町ボランティア連絡協議会、愛育委員会、栄養委員会、小地域ケア会議、生活支援サポーター、ふれあいサロン、通いの場、ワンデイカフェ、1層協議体・2層協議体、地域包括ケア会議、地域ケア会議、岡山県社会福祉協議会、美咲町



<地域でできること・あなたができること>

- ☆困っている人を地域の方や専門職、関係機関、団体と協力して一緒に支援しましょう。
- ☆サロン等地域の集まりに、社協職員の方に来てもらい社協の活動等を分かりやすく話してもらい、地域住民の理解と協力をしましょう。

担当部署:地域福祉課、法人事務局

推進活動 4. 事業評価の実施

現状と課題

現状として、職員は日々の業務に追われ、前例どおりになりがちで十分な成果を得るに至っていない事業もあります。また、第1期地域福祉活動計画の中では未実施事業も見受けられます。このような現状を変えていくために、内部はもちろん、公正中立な立場で専門的、客観的に様々な角度から問題点を見出し、より良い事業を展開するために、計画(Plan)を立て実行(Do)し、それを評価・検証(Check)して改善を図る(Action)といった、PDCAサイクルを取り入れて業務を実行していく必要があります。

事業概要

内部評価後、第2期地域福祉活動計画の策定委員及び第2期地域福祉活動計画プロジェクトメンバー(PT)を評価委員会として設置し、①事業の評価、②検討、③見直しを行い、④結果を改善につなげる仕組みを導入します。その評価結果をいかすことにより、効果・効率的な運営を図り持続可能な組織体制を構築するとともに、地域福祉事業の一層の推進を目指します。

また、事業執行レベルの向上と職員の意識改革や士気の高揚を図ります。

実施事業・活動計画

(1) 事業評価制度の検討

内・外部による評価や事業評価方法の実施・検証等について第2期地域福祉活動計画プロジェクトメンバー(PT)を中心に検討します。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----------|------|------|------|------|
| 事業評価制度の検討 | | | | |

(2) PDCAサイクルによる評価の実施

- ①PDCAサイクルを取り入れた事業を実施し、進捗状況を管理しながら、その状況を把握します
- ②重点事業の早期実施と初期目的を達成した事業の自立及び縮小・廃止を進めます。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|-------|-------|-------|------|
| ← | ————— | 評価の実施 | ————— | → |

(3) 事業評価(中間・最終)の実施

- ①第2期地域福祉活動計画策定委員を評価委員とし、評価委員会を設置します。
- ②計画期間の中間と最終に評価、検討、見直しを行います。



第4章 実施事業・活動の推進

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------------|------|------------|------------|
| | 中間評価委員会の開催 | | 中間評価委員会の開催 | 最終評価委員会の開催 |

関係機関・団体

自治会長協議会、民生委員児童委員協議会、NPO法人、ボランティア団体、社会福祉施設、学識経験者、岡山県社会福祉協議会、美咲町

推進活動 5. 広報の充実・啓発とその他社協事業の取り組み

現状と課題

住民一人ひとりが福祉に対し関心を持ち、お互いを気遣い、見守り、又、必要に応じて支えあう仕組みの構築を多くの住民の参画を得て実現していくことが求められています。住民や関係団体、企業等地域福祉に対する理解と関心を深めるため、社協事業・社協活動やボランティア活動等の福祉情報を分かりやすく提供する広報の充実・啓発が必要となります。

実施事業・活動計画

(1) 広報紙、ホームページの充実

<実施計画>

- ①社協だより、ホームページ等を活用し、地域福祉の必要性を分かりやすく発信します。
- ②地域福祉への理解を深めるため、地域における福祉活動やボランティア活動情報を積極的に提供し、福祉情報の充実に努めます。
- ③インターネットを活用した情報提供としてホームページ、Facebookの内容を充実します。
- ④誰にでも利用しやすいホームページづくりを目指します。
- ⑤ホームページを携帯電話、スマートフォンで閲覧できるようにし、より多くの方に福祉情報を分かりやすく提供し発信するよう努めます。
- ⑥現状でも活用している「みさきテレビ」を有効に活用し、各種事業・活動を広く住民に周知し、情報提供、啓発をします。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|-------------------------------------------------|------|------|
| ← | | 全戸配布 月5,800部 ホームページの更新 月1回 Facebookの更新 随時 | → | |

(2) 美咲町社会福祉協議会パンフレットの作成

<実施計画>

- ①美咲町社会福祉協議会でやっている様々な事業や活動をパンフレットにします。
- ②事業の紹介や説明、広報、採用時に活用し、社協情報を効率的に伝えていきます。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|---------------|------|------|
| ← | | 内容検討 作成・配布 | → | |

(3)美咲町社会福祉大会の開催

<実施計画>

- ①誰もがいきいきと暮らすことができる共生の地域づくり＝「共に生きる」・「共に支えあう」意識の醸成を図ります。
- ②住民や関係団体等との更なる連携強化を図ります。
- ③地域福祉の向上に尽力された方々を顕彰します。
- ④共同募金運動協力者への感謝と地域住民への周知を図ります。
- ⑤町内の就労施設等の物品販売ブースを設け、就労者の労働・活動意欲の向上、社会参加支援を行います。
- ⑥講演会の在り方について検討を行います。
 - ・講師により、広く啓発し福祉についての理解を深めていただく。
 - ・町内の地域福祉活動等の報告会・発表会により、福祉についての理解を深めていただく。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|-------------------------------------|------|------|------|
| ← | 福祉大会の実施 毎年10月第1日曜日 講演会の在り方の検討、実施 | | | → |

(4)貸出事業(レクリエーショングッズ、福祉用具、福祉バス、福祉バイク)

<実施計画>

- ①貸出事業(レクリエーショングッズ、福祉用具)
 - ・社協だより等を活用し周知を行い、広く活用の促進をします。
 - ・在庫を確認・整理し貸出管理を明確にします。
- ②福祉バス貸出事業
 - ・サロン団体を中心とした福祉団体に対し、貸出を行います。
 - ・団体等の活動の活性に繋がる研修・視察等に貸出を行います。
 - ・車両維持管理料として1回の利用につき、1万円を負担金として徴収します。
- ③福祉バイク貸出事業(受託事業)
 - ・生活保護受給者及び生活困窮者対し、貸出を行います。
 - ・生活保護を受給している場合は、美咲町福祉事務所の許可が必要となります。
 - ・就業場所への通勤用として2ヶ月間を基準とし貸出を行います。(最大6ヶ月間の貸出延長可能)
 - ・貸出にかかる費用は無料。(但し、ガソリン代及び故意や過失による修理等については利用者負担)

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|-----------------------------------------|------|------|------|
| ← | レクリエーショングッズ、福祉用具の貸出、周知 福祉バス、福祉バイクの貸出 | | | → |

(5) 福祉避難所の開設・運営

<概要>

大規模な地震や風水害等の災害により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に美咲町が美咲町社協に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力要請を行い、これを受託した場合福祉避難所を開設します。

①美咲町からの協力要請により福祉避難所を開設します。

- ・避難施設：中央ふれあいセンター、福祉の里あさひが丘、かしのき荘
- ・要配慮者：町の要配慮者(避難行動要支援者)名簿登録者、高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児、病弱な方等、一般避難所生活に何らかの特別な配慮を必要とする方。

②福祉避難所運営の協議・検討

- ・運営に対して人員、要援護者情報、経費等について不十分である為、美咲町と実現可能な運営ができるよう早急に協議・検討します。
- ・福祉避難所運営マニュアルについて協議・検討し作成します。
- ・有事に備え、美咲町防災訓練と連携して福祉避難所運営訓練を行います。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------------------------------|------|------|------|------|
| 福祉避難所の開設 随時 福祉避難所の運営マニュアル 協議・検討 福祉避難所運営訓練 | | | | |
| ← | | → | | |

関係機関・団体

社協構成団体(自治会長協議会、民生委員児童委員会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、美咲町ボランティア連絡協議会、婦人協議会、介護者の会、遺族連合会、久米郡商工会、社会福祉施設)、町内福祉活動団体(身体障害者協議会、老人クラブ連合会(中央・旭・柵原)通いの場、遺族連合会、介護者の会、美咲町ボランティア連絡協議会)、ふれあいサロン119団体(地域サロン115団体、子育てサロン1団体、障がい児者サロン1団体、病を抱えられた方々とそのご家族のつどい1団体、男性料理教室1団体)、SRT(運転手派遣会社)、みさきテレビ、美咲町 等



<地域でできること・あなたができること>

- ☆社協だより、ホームページを見てもらい、福祉情報を収集しましょう。
- ☆福祉情報を近隣の方々に発信しましょう。
- ☆社協事業・活動に協力し、参加しましょう。
- ☆高齢者が理解しづらい傾向にあるので、広報紙を用いてサロン、通いの場等の場を利用して、住民同士の支えあい活動や大切なことを役員等が伝えて行きましょう。



担当部署：法人事務局、地域福祉課

推進活動6. 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の推進

現状と課題

昭和22年に誕生した共同募金は、令和元年に72周年を迎えました。「共同募金」は、地域福祉活動や民間の社会福祉事業等に使われていますが、社会情勢の変化に伴い、募金額は減少傾向にあります。今後、募金額減少に歯止めをかけるためにも、若年層を含めた幅広い住民に共同募金が何に使われているのか明確にし、また新たな取り組みを生み出していくことが必要です。

事業概要

美咲町共同募金委員会の行う共同募金への運動及び配分助成事業を計画に沿って行うなか、戸別募金の減少傾向に歯止めをかけ、募金活動を活性化するために、各種事業を展開します。また、地域福祉の推進を目的とする共同募金に住民理解を得られるよう、募金手法や配分助成事業の公募・助成審査・決定に関する情報の開示、集められた募金の使途の明確化等、各種事業の機会を活用して住民と顔を合わせながら伝えるよう努めます。

実施事業・活動計画

(1)赤い羽根共同募金事業・歳末たすけあい事業の実施

①募金活動の充実

10月1日～12月31日までの運動期間における協力者への理解・啓発と共同募金活動の広報ならびに周知に努めます。また、企業の社会貢献活動との連携等により法人募金の向上及び職域募金・イベント募金・学校募金等の推進に努めます。

②新たな募金グッズ制作及び募金実績向上につながる事業の展開

募金の使途や地域への還元のしくみをより幅広い世代へ周知し、また募金実績向上につながることを目的に、新たな募金グッズを制作し、寄付者の開拓に努めます。

また、『手作り募金箱大募集～わたしのまちの赤い羽根募金箱～』や『笑顔のお届け便』等の募金実績向上につながった事業を実施にとどまらず、時代に即した新たな事業を企画します。

③支えあい活動の支援

住民が自発的に行う社会貢献活動を支援するため、ボランティア団体やNPO法人が行う福祉活動等に対し公募方式により助成を行います。

また、美咲町共同募金委員会の行う共同募金運動及び配分助成事業を計画に沿って実施します。

④災害見舞金と災害義援金への協力

美咲町内で、火災等で被災した住民に対し災害見舞金を支給します。また、国内での自然災害等が発生した場合、岡山県共同募金会と連携のもと義援金の募集等に努めます。

<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

(2) 赤い羽根共同募金運営委員会及び配分審査委員会の開催

地域の福祉ニーズや地域の実状に配慮し、公正・公平・効果的な事業助成を行うため運営委員会及び配分審査委員会を開催し、適正な助成を行うように努めます。また、助成を受けた団体等に対して、共同募金を受けていることの周知を徹底し、寄付者が募金の使途について理解が深まるよう努めます。



<評価指標>

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------------|------|------|------|------|
| ← 実施計画の内容を5年間通して推進します → | | | | |

関係機関・団体

自治会長協議会、常会長、連絡協力員、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養委員会、老人クラブ連合会、ふれあいサロン、通いの場、ワンデイカフェ、婦人協議会、介護保険事業所、障害者ネットワーク、美咲町ボランティア連絡協議会、NPO法人、久米郡商工会、町内企業、学校、岡山県共同募金会、美咲町 等



赤い羽根共同募金助成交付式の様子



赤い羽根手作り募金箱

<地域でできること・あなたができること>

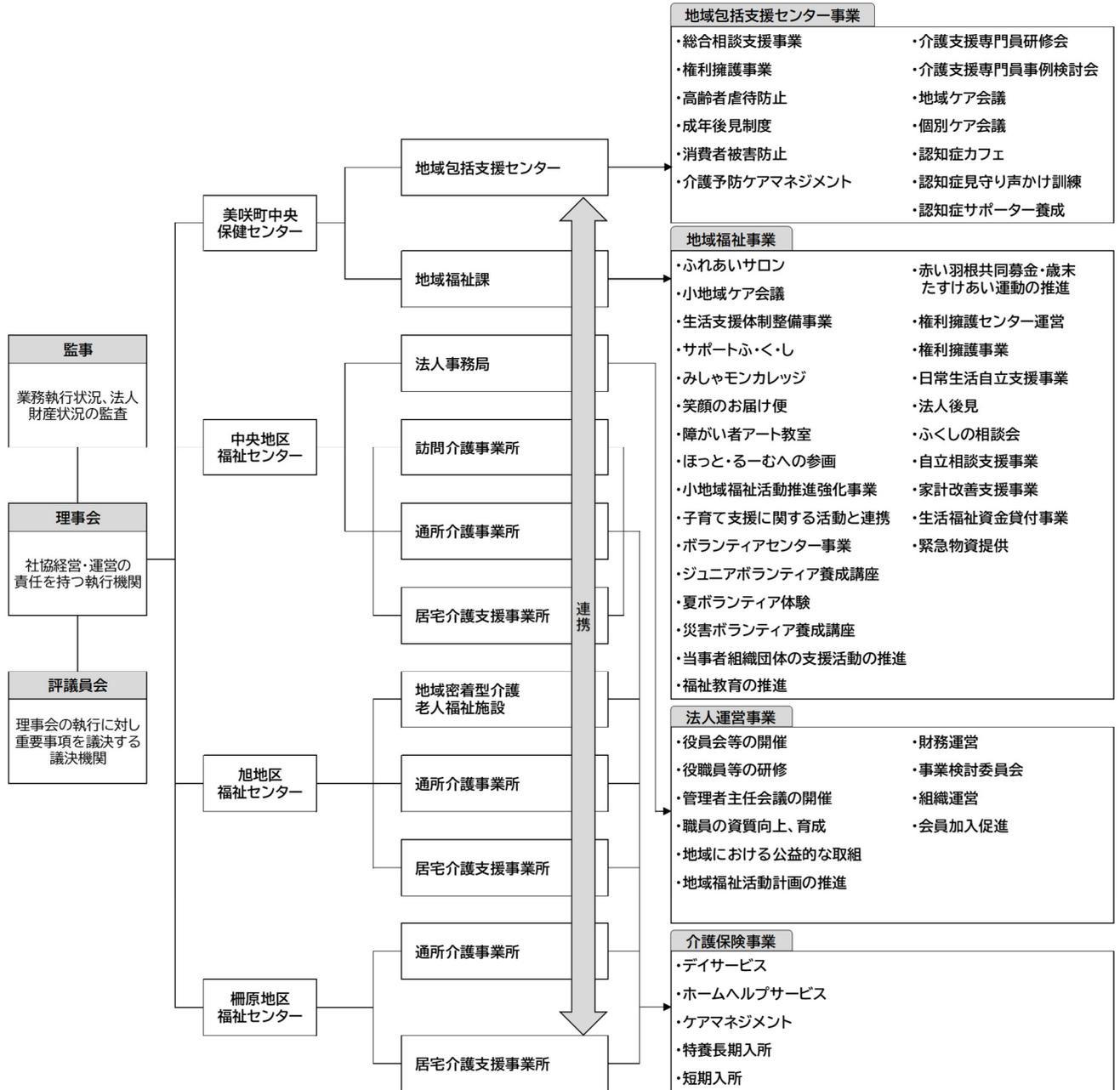
- ☆赤い羽根共同募金に協力しましょう。
- ☆共同募金が様々な福祉活動等、地域で使われていることを理解し協力しましょう。



担当部署：地域福祉課、法人事務局



◆業務体制図



第 5 章

參考資料



【参考資料】

(1)策定委員会設置要綱 p.132
 (2)策定委員名簿..... p.134
 (3)プロジェクトチーム(PT)名簿..... p.134
 (4)各部会名簿(子ども部会、高齢者部会、障がい者部会、権利・生活困窮部会) p.135
 (5)策定委員会・作業部会経過..... p.136
 (6)住民座談会概要 p.139

(1) 策定委員会設置要綱

第2期 美咲町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人美咲町社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、美咲町が策定する地域福祉計画と相互に補完し、協働しながら地域における新たな社会福祉の仕組みを構築するための計画となる地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するため、美咲町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、13名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、社協会長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により選任する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から第2期地域福祉活動計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 第1期美咲町地域福祉活動計画の評価と見直しに関すること
- (2) 第2期美咲町地域福祉活動計画に関すること
- (3) 前項に掲げるもののほか、社協会長が必要と認める事項

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。但し、最初の会議は、社協会長が招集する。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(策定検討会)

第7条 委員会の下に、策定検討会（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

2 プロジェクトチームは、社協が実施している事業の評価と社協の活動理念に基づき3年後5年後を見据えた将来像を委員会に提案するよう努めることとする。

3 プロジェクトチームは、委員会の運営を支援するとともに、社協内部への情報提供、情報共有、委員会の進捗状況の報告等を担うものとする。

4 プロジェクトチームは、プロジェクトチームメンバーが必要と認めるときは、メンバー以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会に必要に応じて、部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、社協事務局に置き、策定に伴う業務全般を統括する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

(2) 策定委員名簿

| 選出区分 | 所属・役職 | 氏名 | 備考 |
|-------------|-------------------|--------|-------|
| 地域福祉関係 | 自治会長 | 大原 真一 | |
| | 自治会長 | 杉山 邦彦 | |
| | 自治会長 | 藤原 信行 | 策定委員長 |
| | 民生委員 | 松坂 秀吉 | |
| 地域・子育て支援関係 | NPO 法人ファミリーリングあゆむ | 飯田 純子 | 副委員長 |
| 地域・障がい者支援関係 | 障がい者支援施設さくらの実 | 磯山 稔 | |
| | 障がい者支援施設さやかなる苑 | 頭士 奈生樹 | |
| 地域・高齢者支援関係 | 特別養護老人ホーム白寿荘 | 松本 博之 | |
| 地域・権利擁護関係 | 市民後見人 | 延原 幸子 | |
| 行政 | 総務課長 | 稲谷 雄治 | |
| | 地域みらい課長 | 光嶋 寛昌 | |
| | 保険年金課長 | 山崎 秀仁 | |
| | 福祉事務所長 | 牧野 雅明 | |

オブザーバー

| | | | |
|-------|-----------------|-------|--|
| 学識経験者 | 美作大学社会福祉学科 特任教授 | 小坂田 稔 | |
|-------|-----------------|-------|--|

(3) プロジェクトチーム (PT) 名簿

| 所属部署 | 氏名 | 備考 |
|---------------|-------|--------|
| 法人事務局 | 安井 尚聖 | |
| | 中村 仁美 | |
| 地域包括支援センター | 藤田 友敬 | |
| | 原本 侑季 | |
| 地域福祉課 | 小林 奈緒 | リーダー |
| | 福田 光子 | |
| | 影山真太郎 | サブリーダー |
| | 井上 恵理 | |
| | 安藤 光 | |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 山本 桂子 | |
| 柵原通所介護事業所 | 宮内 和也 | |
| 中央居宅介護支援事業所 | 牧 佐苗 | |
| 柵原居宅介護支援事業所 | 岡田 淑子 | |

(4) 各部会名簿 (子ども部会、高齢者部会、障がい者部会、権利・生活困窮部会)

| 部会 | 所属 | 氏名 | 備考 |
|-----------|-------------|--------|----|
| 子ども部会 | 地域・子育て支援関係 | 飯田 純子 | |
| | 行政 | 牧野 雅明 | |
| | PTメンバー | 中村 仁美 | |
| | | 安藤 光 | |
| | | 井上 恵理 | |
| 高齢者部会 | 地域福祉関係 | 大原 真一 | |
| | 地域・高齢者支援関係 | 松本 博之 | |
| | 行政 | 山崎 秀仁 | |
| | PTメンバー | 牧 佐苗 | |
| | | 藤田 友敬 | |
| | | 岡田 淑子 | |
| 障がい者部会 | 地域福祉関係 | 松坂 秀吉 | |
| | 地域・障がい者支援関係 | 磯山 稔 | |
| | | 頭土 奈生樹 | |
| | 行政 | 稲谷 雄治 | |
| | PTメンバー | 小林 奈緒 | |
| | | 原本 侑季 | |
| 権利・生活困窮部会 | 地域福祉関係 | 藤原 信行 | |
| | | 杉山 邦彦 | |
| | 地域・権利擁護関係 | 延原 幸子 | |
| | 行政 | 光嶋 寛昌 | |
| | PTメンバー | 影山 真太郎 | |
| | | 福田 光子 | |

(5) 策定委員会・作業部会経過

| 開催日 | 会議名等 | 内容 |
|-------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------|
| 平成30年10月29日(月) 10:30~12:00 | 第1回PT会議 | 活動計画を策定する意味、計画策定までのプロセスについて |
| 平成30年11月29日(木) 10:00~12:00 | 第2回PT会議 | 策定委員選任について |
| 平成30年12月25日(火) 10:00~12:00 | 第3回PT会議 | 勉強会について、アンケート・座談会について |
| 平成31年1月29日(火) 10:00~12:00 | 第4回PT会議 | アンケート・座談会について、小地域ケア会議について |
| 平成31年1月29日(火) 18:00~20:00 | オブザーバー会議 | 地域福祉活動計画策定に向けての勉強会 |
| 平成31年2月27日(水) 18:30~20:30 | 第5回PT会議 | 第1期活動計画について、勉強会について |
| 平成31年3月15日(金) 13:30~15:30 | 策定委員会交付式・交流会 | プロジェクトメンバー・策定委員自己紹介、地域福祉活動計画とは、社協事業紹介 |
| 平成31年3月27日(水) 18:30~20:30 | 第1回勉強会 | 『地域福祉活動計画とは』 オブザーバー 小坂田 稔 氏 |
| 平成31年4月10日(水) 13:30~15:30 | 第6回PT会議 | 座談会について、勉強会について、アンケート集計について |
| 平成31年4月23日(火) 18:30~21:00 | 第7回PT会議 | 座談会、アンケート、第2回勉強会について |
| 令和元年5月8日(水) 16:00~17:30 | 策定委員長副委員長会議 | 進捗状況の共有と今後の計画の方向性についての検討 |
| 令和元年5月9日(木) 18:30~20:30 | 第8回PT会議 | 座談会について、第2回勉強会について、アンケートについて、策定委員及びPTメンバーについて、レジュメについて |
| 令和元年5月27日(木) 18:30~20:30 | 第2回勉強会 | 住民座談会に向けたワークショップ |
| 令和元年6月11日(火) 10:00~12:00 | 第9回PT会議 | PTAアンケートについて、住民座談会に向けて、第1期の評価について |
| 令和元年6月30日(日) 9:00~11:00 | 本庁地区座談会 | ワークショップ |
| 令和元年7月4日(木) 13:00~15:00 | 第10回PT会議 | 住民座談会に向けて、第1期の評価、第1回策定委員会について |
| 令和元年7月7日(日) 9:30~11:30 | 江与味地区座談会 | ワークショップ |
| 令和元年7月9日(火) 17:30~19:30 | オブザーバー会議 | 策定委員会の協議内容の検討 |
| 令和元年7月12日(金) 19:00~21:00 | 倭文西地区座談会 | ワークショップ |
| 令和元年7月14日(日) 10:00~12:00 | 南和気地区座談会 | ワークショップ |
| 令和元年7月17日(水) 16:30~17:30 | 策定委員長副委員長会議 | 座談会の進捗状況の共有と1期の評価について |
| 令和元年7月19日(金) 18:00~20:00 | 第11回PT会議 | 住民座談会に向けて、第2回策定委員会について、作業工程・評価シートについて |
| 令和元年7月22日(月) 18:00~20:00 | 第2回策定委員会 | 座談会進捗状況の報告、評価シート及び第2期活動計画の策定に向けて |
| 令和元年7月27日(土) 9:00~11:00 | 打穴地区座談会 | ワークショップ |

| 開催日 | 会議名等 | 内容 |
|--------------------------------|----------------|-------------------------------------------|
| 令和元年 7月 27日(土) 15:00~17:00 | 大井和地区座談会 | ワークショップ |
| 令和元年 8月 1日(木) 18:30~20:30 | 加美地区座談会 | ワークショップ |
| 令和元年 8月 4日(日) 9:00~11:00 | 西川地区座談会 | ワークショップ |
| 令和元年 8月 4日(日) 13:30~15:30 | 井和地区座談会 | ワークショップ |
| 令和元年 8月 9日(金) 16:00~19:00 | 第 12 回PT会議 | 座談会の状況について、各部会開催日程について |
| 令和元年 8月 17日(土) 9:00~11:00 | 北和気地区座談会 | ワークショップ |
| 令和元年 8月 21日(水) 18:00~20:00 | 第 1 回高齢者部会 | 策定委員会の振り返り、課題共有シートについて、座談会で出た意見・感想について |
| 令和元年 8月 22日(木) 10:00~12:00 | 第 1 回障がい者部会 | 策定委員会の振り返り、課題共有シートについて、課題の検討 |
| 令和元年 8月 24日(土) 19:00~21:00 | 三保地区座談会 | ワークショップ |
| 令和元年 8月 28日(水) 15:00~17:00 | 第 1 回子ども部会 | 策定委員会の振り返り、課題共有シートについて、課題の検討 |
| 令和元年 8月 29日(木) 18:00~20:00 | 第 1 回権利・生活困窮部会 | 策定委員会の振り返り、課題共有シートについて、課題の検討 |
| 令和元年 8月 30日(金) 16:00~18:00 | 第 13 回PT会議 | 第3回策定委員会に向けて、各部会より進捗状況報告と検討内容について |
| 令和元年 9月 5日(木) 18:00~20:00 | 第 3 回策定委員会 | 各部会進捗状況報告及び部会間調整について、第2期活動計画(素案)について |
| 令和元年 9月 14日(土) 9:00~11:00 | 吉岡地区座談会 | ワークショップ |
| 令和元年 9月 25日(水) 16:00~18:45 | 第 14 回PT会議 | 各部会より進捗状況報告と検討内容について、アンケート調査報告について |
| 令和元年 9月 27日(金) 16:00~18:00 | 第 2 回権利・生活困窮部会 | 社協事業説明、今後の取り組み内容の検討 |
| 令和元年 10月 2日(水) 18:00~20:00 | 第 2 回高齢者部会 | 社協事業説明 |
| 令和元年 10月 5日(土) 9:30~11:30 | 飯岡地区座談会 | ワークショップ |
| 令和元年 10月 8日(火) 10:00~12:00 | 第 2 回障がい者部会 | 社協事業について、課題の検討 |
| 令和元年 10月 9日(水) 15:00~18:00 | 第 2 回子ども部会 | 社協事業について、課題の検討 |
| 令和元年 10月 16日(水) 16:00~18:30 | 第 15 回PT会議 | 各部会より進捗状況報告、第4回策定委員会について |
| 令和元年 10月 29日(火) 17:30~20:00 | 第 4 回策定委員会 | 各部会進捗状況報告及び部会間調整について、第2期活動計画(素案)及びアンケート報告 |
| 令和元年 11月 14日(木) 16:00~18:30 | 第 16 回PT会議 | 第2期活動計画(素案)作成について(担当割決め)、評価表について |
| 令和元年 11月 19日(火) 18:00~20:30 | 第 3 回高齢者部会 | 社協事業説明、今後の取り組み内容の検討 |
| 令和元年 11月 25日(月) 16:00~18:15 | 第 3 回権利・生活困窮部会 | 社協事業説明、今後の取り組み内容の検討 |

第5章 参考資料

| 開催日 | 会議名等 | 内容 |
|------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 令和元年11月26日(火) 15:00~17:00 | 第3回障がい者部会 | 今後の取り組み内容の検討 |
| 令和元年11月28日(木) 9:00~12:00 | 第3回子ども部会 | 子ども・子育て世代の支援について検討 |
| 令和元年11月29日(金) 15:30~17:30 | オブザーバー会議 | 各部会の進捗状況の報告と計画内容について |
| 令和元年12月2日(月) 18:00~20:30 | 第4回高齢者部会 | 今後の取り組み内容の検討 |
| 令和元年12月6日(金) 16:00~18:45 | 第17回PT会議 | 各部会より進捗状況報告、第2期活動計画(素案)について |
| 令和元年12月9日(月) 18:00~20:00 | オブザーバー会議 | 第2期活動計画(素案)の策定について相談 |
| 令和元年12月16日(月) 17:30~20:45 | 第5回策定委員会 | 第2期活動計画(素案)の策定について(第4章実施計画A~Cについて) |
| 令和元年12月26日(木) 16:00~18:00 | 第18回PT会議 | ダイジェスト版の作成について |
| 令和2年1月16日(木) 16:00~18:00 | 第19回PT会議 | 策定委員会事前打ち合わせ |
| 令和2年1月16日(木) 18:00~21:00 | 第6回策定委員会 | ・地域福祉活動計画意見とりまとめについて ・第2期活動計画(素案)策定について(第4章 実施計画D~Gについて) |
| 令和2年1月24日(金) 15:00~16:00 | 美咲町社会福祉協議会 理事会 | 意見交換 |
| 令和2年2月12日(水) 16:30~20:30 | 第20回PT会議 | 第2期活動計画(素案) 文章校正、今後のスケジュールについて |
| 令和2年2月18日(火) 18:00~20:00 | オブザーバー会議 | 第2期活動計画(素案)の策定について相談 |
| 令和2年2月28日(金) 18:00~20:30 | 第7回策定委員会 | 第2期活動計画(素案) F~Gの実施事業計画について、「地域でできること・あなたができること」のご意見まとめ |
| 令和2年3月9日(月) 15:30~18:00 | オブザーバー会議 | 第2期活動計画(素案)の策定について相談 |
| 令和2年3月16日(月) 16:30~20:30 | 第21回PT会議 | ・連携機関・団体、注釈、統一用語について ・第2期活動計画(素案) 修正点について |
| 令和2年3月17日(火) 13:30~17:00 | オブザーバー会議 | 第2期活動計画(素案)の策定について相談 |
| 令和2年3月18日(水) 18:00~20:30 | 第8回策定委員会 | 第2期活動計画(素案)修正内容、今後のスケジュールについて |
| 令和2年4月24日(金) 17:30~20:00 | 第9回策定委員会(コロナウイルスの流行の為延期) | |
| 令和2年6月23日(火) 18:30~20:00 | 第9回策定委員会 | 第2期活動計画(素案)最終校正について |
| 令和2年7月9日(木) 13:30~14:30 | 第2期地域福祉活動計画 策定委員会 答申式 | 第2期活動計画の答申 |

(6) 住民座談会概要



地区名: 柵原本庁
日時 : 6月30日(日) 9:00~
参加人数: 100名



地区名: 江与味
日時 : 7月7日(日) 9:30~
参加人数: 70名



地区名: 倭文西
日時 : 7月12日(金) 19:00~
参加人数: 95名



地区名: 南和気
日時 : 7月14日(日) 10:00~
参加人数: 58名



地区名: 打穴
日時 : 7月27日(土) 9:00~
参加人数: 63名



地区名: 大埴和
日時 : 7月27日(土) 15:00~
参加人数: 50名



地区名: 加美
日時 : 8月1日(木) 18:30~
参加人数: 54名



地区名: 西川
日時 : 8月4日(日) 9:00~
参加人数: 54名



地区名: 埴和
日時 : 8月4日(日) 13:30~
参加人数: 75名



地区名: 北和気
日時 : 8月17日(土) 9:00~
参加人数: 48名



地区名: 三保
日時 : 8月24日(土) 19:00~
参加人数: 42名



地区名: 吉岡
日時 : 9月14日(土) 9:00~
参加人数: 53名



地区名: 飯岡
日時 : 10月5日(土) 9:30~
参加人数: 66名

美咲町社協は、これからも地域の皆さんと一緒に、
より良い地域を目指して精進してまいります。
今後も、ご支援・ご協力よろしくお願いたします。



社会福祉法人美咲町社会福祉協議会

○中央地区福祉センター（美咲町中央ふれあいセンター内）

住 所:〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田3108-10

・法人事務局・中央ふれあいセンターデイサービス・ヘルパーステーション美咲

電 話:0868-66-2940 FAX:0868-66-2941

・中央居宅介護支援事業所

電 話:0868-66-0555 FAX:0868-66-2941

○中央地区福祉センター（中央保健センター内）

住 所:〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田 2150

・地域包括支援センター

電 話:0868-66-1119 FAX:0868-66-7133

・地域福祉課

電 話:0868-66-7223 FAX:0868-66-7133

・権利擁護センター

電 話:0868-66-0970 FAX:0868-66-7133

○柵原地区福祉センター

住 所:〒708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原862

・柵原デイサービスセンターかしのき荘

電 話:0868-62-0811 FAX:0868-62-0802

・柵原居宅介護支援事業所

電 話:0868-62-1177 FAX:0868-62-1174

○旭地区福祉センター（美咲町福祉の里あさひが丘内）

住 所:〒709-3416 岡山県久米郡美咲町東埜和190

・福祉の里あさひが丘デイサービス

電 話:0867-27-2203 FAX:0867-27-2204

・旭居宅介護支援事業所

電 話:0867-27-9222 FAX:0867-27-2204

・地域密着型特別養護老人ホーム

電 話:0867-27-2278 FAX:0867-27-9230



社協ホームページ QR コード

本編・概要版の PDF が閲覧できます。



第 2 期美咲町地域福祉活動計画 [令和 2~6 年度]

発行・編集：社会福祉法人 美咲町社会福祉協議会

発行年月：令和2年7月

〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田 3108-10

TEL:0868-66-2940 FAX:0868-66-2941

E-mail:m-syakyo-h@cyerry.net

URL:<http://www.cyerry.net/~misyamon/misaki.html>
